

平成25年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	2	月	本会議（招集日） ・開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員会報告、採決 ・議案上程 ・一部議案審議			
	3	火	休 会			
	4	水	本会議（2日目） ・一般質問（5人）			
	5	木	本会議（3日目） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会			
	6	金	常任委員会			
	7	土	休 会			
	8	日	休 会			
	9	月	常任委員会			
	10	火	休 会			
	11	水	休 会			
	12	木	休 会			
	13	金	休 会			
	14	土	休 会			
	15	日	休 会			
	16	月	休 会			
	17	火	休 会			
	18	水	休 会			
	19	木	休 会			
	20	金	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	
	21	土	休 会			
	22	日	休 会			
	23	月	休 会			
	24	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	25	水	本会議（最終日）			
			・常任委員長報告			
			・議案審議			
			・追加議案審議			
			・所管事務調査報告			
			・議員派遣の件			
			・継続審査、調査			
			・閉会			

平成25年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成25年12月 2日

閉会 平成25年12月25日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案67	平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について	25.10.02	25.12.02	認定	決算
68	平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算
69	平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算
70	平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算
71	平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算
73	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （平成25年度さつま町一般会計補正予算（第6号））	25.12.02	〃	承認	—
74	さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について	〃	25.12.25	原案可決	総務厚生
75	さつま町課設置条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
76	さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
77	さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
78	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
79	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
80	平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	〃	〃	原案可決	2委員会
81	平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	総務厚生
82	平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	文教経済
83	平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	文教経済
84	字の区域の変更について	〃	25.12.02	可決	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
85	さつま町固定資産評価員の選任について	25.12.02	25.12.02	同意	—
86	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
87	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	25.12.25	25.12.25	原案可決	—
所管事務調査報告の件		〃	〃	報告済	
議員派遣の件		〃	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	決定	

平成25年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月2日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成25年度 さつま町一般会計補正予算（第6号）） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	11
議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について （提案理由説明）	16
議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について （提案理由説明）	16
議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正 について （提案理由説明）	16
議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について （提案理由説明）	16
議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	16

(提案理由説明)	
議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	16
(提案理由説明)	
議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	16
(提案理由説明)	
議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	16
(提案理由説明)	
議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)	16
(提案理由説明)	
議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	16
(提案理由説明)	
議案第84号 字の区域の変更について	18
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第85号 さつま町固定資産評価員の選任について	19
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について	20
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
散 会	21
○12月4日(第2日)	
一般質問表	23
会議を開催した年月日及び場所	26
出欠席議員氏名	26
出席事務局職員	26
出席説明員氏名	26
本日の会議に付した事件	27
開 議	28
一 般 質 問	28
岸良 光廣議員	28
クリーンセンターの民営化について	
商業振興策について	
新改 秀作議員	40
スポーツの振興について	
通学路の安全対策について	
川口 憲男議員	51
景観づくりの取り組みについて	
木下 敬子議員	60
新たなむらづくりの形成について	
防災対策について	
療育について	
宮之脇尚美議員	70

町立小・中学校の規模等の適正化について
 町民の要望・要請について
 圃場に係る用水路・排水路の補修及び改修について

散 会 7 9

○12月5日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所 8 1

出欠席議員氏名 8 1

出席事務局職員 8 1

出席説明員氏名 8 1

本日の会議に付した事件 8 2

議案付託表 8 3

開 議 8 4

議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について 8 4

（総括質疑・委員会付託）

議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について 8 4

（総括質疑・委員会付託）

議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正
 について 8 4

（総括質疑・委員会付託）

議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について 8 4

（総括質疑・委員会付託）

議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
 8 4

（総括質疑・委員会付託）

議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について 8 4

（総括質疑・委員会付託）

議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号） 9 2

（総括質疑・委員会付託）

議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 ついて 9 7

（総括質疑・委員会付託）

議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号） 9 7

（総括質疑・委員会付託）

議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 9 7

（総括質疑・委員会付託）

散 会 9 8

○12月25日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所 9 9

出欠席議員氏名 9 9

出席事務局職員 9 9

出席説明員氏名	99
本日の会議に付した事件	100
開 議	101
議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正 について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第7号) (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第8号) (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	107
所管事務調査報告の件 (報告・質疑)	108
議員派遣の件 (決定)	112
閉会中の継続審査・調査について (決定)	113
閉 会	113

平成25年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成25年12月2日

平成25年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成25年12月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	紺屋 一幸 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
企画課 長	崎野 裕二 君	教委総務課長	上野 俊市 君
福祉課 長	王子野 建男 君	学校教育課長	藤崎 毅 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	社会教育課長	岩元 義治 君
環境課 長	貴島 晃人 君	農政課 長	平田 孝一 君
総務課 長	湯下 吉郎 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
財政課 長	下市 真義 君	監査事務局 長	本田 孝市 君
税務課 長	松尾 英行 君	水道課 長	脇黒丸 猛 君
消 防 長	高木 卓朗 君	建設課 長	三浦 広幸 君
商工観光課長	赤崎 敬一郎 君		
町民課 長	前田 淳三 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成25年度さつま町一般会計補正予算（第6号））
- 第11 議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について
- 第12 議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第13 議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 第14 議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第15 議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第17 議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第18 議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第84号 字の区域の変更について
- 第22 議案第85号 さつま町固定資産評価員の選任について
- 第23 議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第4回さつま町議会定例会を開会します。

教育委員会委員長及び農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせいたします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、米丸文武議員及び12番、新改秀作議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月25日までの24日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

平成25年11月13日、第57回町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールにおいて開催されました。大会では、会長挨拶のあと、都市部では景気回復の兆しが見られるものの、町村は少子高齢化や過疎化の中で、依然として深刻な経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退の一途をたどっており、加えて東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず、我が国社会全体に及んでおり、町村は以前にもまして厳しい立場に立たされている現状に鑑み、一致結束して果敢に行動していくことの宣言がなされました。

また、安倍総理大臣ほか来賓各位の祝辞を受けたあと議事に入り、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、道州制の導入に断固反対する特別決議、TPPに関する特別決議ほか2項目の特別決議を行い、特別決議に係る要望を含め33件の要望を採択し、関係省庁へ提出がなされることとなりました。

大会終了後、衆議院第二議員会館に移動し、鹿児島県関係、国会議員との要望懇談会も行って

まいりました。以上、報告します。

なお、監査委員から例月出納検査の結果報告及びさつま町教育委員会から、平成24年度教育委員活動及び事務事業自己点検・評価結果報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」行います。

町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございます。この中で9月26日に行われました、「薩摩工業団地メガソーラー設置に伴います大和電機株式会社との立地協定調印」に關します事項と、本年7月から開催をいたしました町政座談会「ふるさと元気座談会」、及び本年から高水準を維持しております「和牛子牛価格」について、並びに11月18日から21日まで実施をいたしました北薩空港幹線道路整備促進期成会ほか各種団体中央要望活動につきまして、補足して御報告いたします。

まず、9月26日に行われました、「薩摩工業団地メガソーラー設置に伴います大和電機株式会社との立地協定調印」についてであります。

近年、注目される県内各自治体における取り組まれている再生可能エネルギーにつきましては、特に太陽光発電に着目をいたしまして、本町におきましても、本年9月に旧宮之城中学校跡地に、一般家庭約860戸分に相当するメガソーラーが完成いたしまして、運用が開始されたところでございます。

この広大な敷地面積を要するメガソーラー発電と、遊休地の有効活用及び企業誘致実現との時間軸を総合的に鑑みまして、長年保有しておりました「薩摩工業団地」をメガソーラーへの活用として有効活用するために、公募を実施いたしました。今回、大和電機株式会社へ8,550万円で売却を行いまして、9月26日に基本協定及び売買の契約の締結を行ったところであります。

次に、本年7月24日の時吉区公民館をスタートいたしまして、11月27日の神子区の公民館までの町内全区公民館を対象にいたしました、「ふるさと元気座談会」についてであります。

例年、町政座談会につきましては、各区公民館からの開催要望を受けまして実施をいたしているところでありますが、今年度につきましては、私の2期目のスタートでもありまして、また、「第2次さつま町総合振興計画の策定」及び「地域防災計画（原子力災害対策編）の策定」、そのほかの学校再編等々につきまして、町政運営の中で新たに取る重要な事項もありますことから、町内全部を対象としました、「ふるさと元気座談会」を開催したところであります。

こちらからの説明とともに、地元からも熱心に活発な御意見を頂戴いたしまして、意見交換をいたしましたところでございます。

次に、高水準を維持しております「和牛子牛価格」についてであります。

既に御承知のところでございますが、県内におきましますところの和牛子牛価格が昨年12月以降、上昇傾向にありまして、特にこの地元の薩摩中央家畜市場におきましては、本年5月以降、連続して全国1位、2位の高値市場となっております。本年1月から11月現在の年間の子牛平均価格は、昨年1位、2位の岐阜県市場を抜きまして、全国一の成績であります。平均価格、税込み

で53万5,793円でございます、子牛生産農家にとっても、大変喜ばしい状況となっております。

畜産業に携わる皆様の御尽力に敬意を表しますとともに、優良種雄牛の高い評価が産子へ受け継がれている結果と思うところでございます。一方では、子牛価格の高騰によりまして、肥育農家の経営というのを直撃していることも事実であると認識をいたしております。

こうした中で、9月と10月に行われました、九州管内系統和牛枝肉共励会及び全国肉牛事業協同組合枝肉共励会、並びに全国肉用牛枝肉共励会において、本町生産の枝肉がそれぞれ九州一の金賞の農林水産大臣賞、そしてまた全国一の名誉賞、こういったグランドチャンピオンとか名誉賞を受賞されております。このことにつきましては、本町畜産関係者にとりまして、大変励みになる受賞であったと心から喜んでいるところでもあります。

町におきましても、県外購買者の宿泊助成など、他の産業へも経済波及可能な施策を初めとしまして、肥育農家支援及び子牛価格の向上と若い後継種雄牛の造成を図るための和牛導入支援事業、そのほかの本年9月議会において議決をいただきました、肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正、こういったことによります肉用牛の生産拡大など、積極的な事業展開に取り組んでいるところでありまして、今後、さらに次世代を見据えた取り組みを検討して参りたいと考えているところでもあります。

最後に、11月18日から21日まで実施をいたしました、北薩空港幹線道路整備促進期成会ほか各種団体の中央要望活動についてであります。

来年度の政府予算案が固まる以前に、各関係省庁に対して要望活動を行っているところでありますが、全国町村長大会、あるいは全国治水砂防促進大会の開催に合わせまして、ダム発電関係の市町村全国協議会及び川内川改修促進期成会、並びに北薩空港幹線道路整備促進期成会、国道328号整備促進期成会において、地元選出の国会議員を初めとしまして、各関係省庁に対し要望活動を行ってまいったところでございます。

特に、私が会長を務めております、本町が事務局となっている北薩空港幹線道路整備促進期成会及び国道328号整備促進期成会におきましては、国土交通省への要望を初めとしまして、今回は財務省への要望活動もかないまして、財務大臣政務官並びに財務省主計局長等へも直接面会をいたしまして、要望を行ってきたところでございます。

公共事業削減の風潮の中ではありますが、地方の社会資本整備はまだまだという感じでありまして、地方の声を直接、財政当局へ訴えることができたと思うところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第7「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第8「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第9「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算

の認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第5「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第9「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で決算書に合わせて提出のありました調書類に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し入れを受けて審査が行われております。お手元に配付された正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○決算特別委員長（桑園 憲一議員）

おはようございます。決算特別委員会に付託されました「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月2日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に不肖私が、副委員長に森山大委員が選任されました。

審査は、10月10日から10月17日までの間の5日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については、既に監査委員が例月出納検査等を初め、専門的立場で照査されていることから必要最小限に止め、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また、今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案5件のうち、議案第68号及び議案第70号については原案可決、議案第67号、議案第69号及び議案第71号については認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、安全安心対策課の関係で、公民会無線放送施設整備事業補助金として5公民会に対し補助金が交付されている。防災上や維持管理の観点から無線化の推進が図られるものであるが、維持管理費の額で比較すると定期点検等があり、有線放送施設よりも負担が大きいため、今後は無線化の推進と合わせ維持管理費に対する助成等についても検討すべきではないかとの意見が出されました。

次に、企画課の関係で、住民の交通手段として、平成24年度から本格的に実証運行がなされているコミュニティバス及び乗り合いタクシーについて、現行路線に関する利用者からの要望や現状等についてたどりましたところ、利用者の人数や要望等を踏まえ、コミュニティバスにおいては、利用者のニーズに応じたダイヤ改正や巡回方向の見直し等を平成25年10月に行った。また、乗り合いタクシーについては、26年度に向けて路線の統廃合を含め、多くの方が利用できるような見直しを計画しているとのことであります。

次に、町民課の関係で、住宅新築資金等貸付金については、滞納者に対する対応と徴収に努め、滞納件数、収入未済額も前年度と比較して若干は減少しているが、滞納額が平成24年度末で1億円余りとなっており、監査意見書の中でも、長期滞納者の実態把握をしながら法的手続きも

検討すべきとの意見が出されている。また、このことについては、これまでも幾度となく決算特別委員会等で議論されてきた課題であることから、返済義務の公平性という考えを基本におきながら、個別案件について精査し、関係機関との連携を図りながら、特に悪質滞納者を中心とした具体的な対応策の検討を進めるべきであるとの意見が出されました。

次に、税務課の関係で、地籍調査事業については、一筆地調査が平成23年度で終了し、それに基づく本課税が27年度から実施され、約3,000万円の増額の影響が出てくるとのことであるが、このことに対する町民への周知方法等についてただしましたところ、25年度の固定資産税納付書発送時に、27年度から本課税となるということのお知らせ文書を同封した。また、納税が新たに発生する方があることから、26年度においては、個別にお知らせをしながら理解を求め、全体的には広報誌等を活用しながら周知を図っていききたいとのことであります。

次に、農業委員会の関係で、監査意見書に基幹系システムの更新に伴う新システムへの移行により、農家台帳システムに原因不明のトラブルが多発したとあるが、その内容等についてただしましたところ、これまでは農業委員会独自の農家台帳システムで作業を行っていたが、更新により農家台帳システムも含めた基幹系システムとなった。しかしながら、農地の分筆や地目変更等がなされても農家台帳システムに反映されないなどのトラブルが生じた。現在はある程度改善がなされてきているが、今後もトラブルの未然防止と機能の向上を図れるよう努めていきたいとのことであります。

この答弁を受けて、農家台帳は農地の異動、流動化、集積等の推移情報を見るための農業委員会における事務事業推進のベースとなるシステムであり、導入期における基本的なプログラム設定であることから、受託事業者の責任において改善が図れるよう要請いたしました。

次に、農政課の関係で、優良雌子牛の保留・導入事業について、監査意見書の中で、平成24年度は補助金の額を引き上げてその対策に努めているとあるが、その内容と現在も薩摩中央家畜市場で高値の取引がされている子牛価格に対する今後の保留対策についてただしましたところ、23年度までは、優良雌子牛保留対策事業補助金として1頭あたり一律15万円であったが、24年度は、期待育種価のサシの状態に応じて、20万円、18万円及び15万円の3段階に分けて交付を行い、さらに25年度は、肉用牛特別導入事業基金の内容の充実を図っている。今後においても優良雌子牛の町内保留を促進し、系統牛の造成に努めていきたいとのことであります。

次に、商工観光課の関係で、コンベンションタウン推進事業については、関係者の努力により増加傾向にあるが、今後の見通しについてただしましたところ、宿泊者の利用形態が大部屋から個室に変わってきており、一部の旅館ではそのための改装等もされている。このことにより、春と夏に集中する合宿や大規模な大会の受け入れ人数にも限界が生じていることから、今後は、年間を通した大会等の誘致を図り、交流人口の底上げを図っていききたいとのことであります。

次に、建設課の関係で、公園など公共施設の除草作業等の一括管理が平成24年度から実施され、経費節減や作業の効率化が図られたとのことであるが、作業等はスムーズに進められたのかただしましたところ、高齢者福祉の向上を図る観点から、シルバー人材センターと随意契約を行って実施した。シルバー人材センターでは、実施時期を定めた年間計画に基づき、除草、剪定作業等に熟練された方で対応していただいたため、特に苦情等もなく、初年度ではあったが順調に進められたと考えているとのことであります。

次に、消防本部の関係で、火災の発生件数及び救急出場件数は、平成23年度と比較すると若干減っているが、救急体制の充実を図る中で、非常招集を行った職員の状況等についてただしましたところ、救急、火災等の災害による非常招集の回数及び延べ人員は、72回、239名で、昨年度と比較すると32回、68名の増加となっている。次の災害に備えるため、最低救急隊

1 隊の人数確保が必要なことから、災害発生時には全職員にメールによる参集を行い、体制を整えているが、災害出動が発生すると、従事している他の業務を中断して対応しなければならないとのことであります。

この答弁を受けて、町民の生命、財産を守るという行政サービスの最先端をいく業務であることから、非常備消防とのバランスをとりながら、組織体制の強化を図るべきではないかとの意見が出されました。

次に、教育委員会総務課の関係で、奨学資金貸与基金の額に対し、平成24年度は新規貸付者1名、継続者6名の計7名と利用人数が少ないようであるが、その理由についてただしましたところ、利用者が少なかったというよりも、周知不足があったのではないかと思われる。このようなことから、24年度末に改めて奨学資金制度の周知を行った結果、25年度は新規に10名の申請があり、決定を行っている。今後も保護者の経済的負担の軽減と就学奨励を図る観点から、制度の周知に努めたいとのことであります。

次に、社会教育課の関係で、こども図書館入館者1万人突破イベントが開催されているが、利用者数の推移と今後における増加対策についてただしましたところ、平成23年10月にオープンした、こども図書館の年度別利用者数は、23年度が7,055人、24年度が8,891人となっている。以前の図書室の利用者数と比較すると約3倍程度となっており、他の2カ所の図書室利用者への相乗効果も出てきている。

今後はいかに利用者数を維持増加していくかということが課題であるので、魅力あるイベントの企画や保育園、学校、PTAなどへ積極的な活用を呼びかけ、利用者数の拡大を図っていきたいとのことであります。

次に、福祉課の関係で、給食の配達サービスが、年間実績では、目標である6万食を上回る6万5,000食余りとなっており、希望に対応できない件数があったとのことであるが、調理員の体制や施設・設備等については、今後のニーズに対応できるのかただしましたところ、食器の数や厨房施設等を勘案したとき、現在の食数がほぼ限界と思われる。本町には高齢者のみの世帯の方が約5,000人おり、食の自立支援に対する需要が高まる中で、今後の対応については、委託先である社会福祉協議会と協議を行っているとのことであります。

この答弁を受けて、給食の配達サービスは、確実に高齢者の安否確認ができる有効的な手段であり、今後、ますます需要が増えるものと予想されることから、過去の利用者数や年齢層等を分析しながら、今後における給食の配達サービスのあり方を抜本的に検討し、対策をすべきであるとの意見が出されました。

次に、財政課の関係で、決算収支の状況における実質収支が約10億円出の中で、財政調整基金取り崩し額が4億2,000万円となっているが、その理由についてただしましたところ、平成24年度の当初予算を編成する段階においては、地方交付税額が未確定であったことから、財政調整基金を3億2,000万円取り崩し、その後、旧宮之城中学校校舎の解体工事の財源としてさらに1億円を取り崩した。最終補正で減額する方法もあったが、結果的に決算収支として計上したとのことであります。

次に、介護保険課の介護保健事業特別会計の関係であります。平成24年度における介護保険認定者は、要支援を含め1,835人となっており、そのうち認定を受けても実際にサービスを受けていない方もいるとのことであるが、その理由、対策等についてただしましたところ、認定だけをされてサービスを利用されない方が認定者の約18%、340人近くあり、その理由としては、住宅の改修、福祉関連用具の助成制度を受けられたり、入院をされたりした方などである。このような方については、再度認定申請をされた場合は、事情等をお聞きしながら指導・助言を

行っているが、経済的な面でサービスを受けられない方もあることから、今後も分析を進めていく必要があるとのことであります。

次に、健康増進課の国民健康保険事業特別会計の関係であります。平成24年度における特定健診の受診率が目標の65%を大きく上回る69%となったことは、関係職員の努力はもちろん、地域の皆さんの理解と協力により達成されたものと考え、大変評価する。しかしながら、本町の1人当たりの医療費は、県内においては高額のほうから上位に位置している状況である。このことから、特定健診受診率の維持向上と医療費抑制に向けた今後の対策についてただしましたところ、受診率と医療費は密接な関係にあるが、受診率がすぐに医療費に反映はされないものと考え。今後も公民会長や健康づくり推進員の方たちなどの協力をいただき、生活習慣病に着目した特定健診受診後の保健指導等を高めることで、受診率の維持向上を図っていききたい。そして、高い受診率が継続することで将来的には医療費抑制への好影響が出てくるものと考えているとのことであります。

次は、「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

水道事業運営については、現在は、健全な経営がなされているものと思われる。しかし、給水区域内の人口減少に伴う給水収益の減少や一般会計からの繰り入れを行っている簡易水道事業における財政面など、今後の事業経営を考慮したとき、独立採算制の面から長期的、安定的な健全運営を図る必要があると考えるが、その対策等についてただしましたところ、平成28年度をめぐにした簡易水道事業の統合化計画を国に提出し、この中で今後の事業の安定経営に向けた計画も定めている。また、これにより水道料金についても統合化、見直しが必要なことから、実施までに町民の皆さんには、公平な行政サービスと負担について理解していただくために、十分な説明をする必要があると考えているとのことであります。

最後に、行政のスリム化を図る観点から、これまで人件費、公債費等の削減など行財政改革の取り組みがなされているが、間もなく合併10年を迎える中で、公共施設における維持管理経費の増加が課題となっていることから、今後における財産管理のあり方と平成21年度以降、3億円の無利子貸し付けを行っている町の立場として、土地開発公社の今後のあり方について、特に町長の出席を求め、見解をただしたところであります。

合併により類似施設が増えたことから、利用の状況等を見極めながら統廃合を進めるべきである一方で、廃止により住民サービスが低下し、行政運営に支障を来す場合もある。

しかしながら、指摘のあるとおり、その維持管理経費が膨大になっていることから、平成24年度に部内において、公の施設のあり方検討委員会を設置し、201施設について個別点検を行い、その方向性を出しているの、これに基づき具体的な詰めを行いながら実行していきたい。あわせて民間委託の関係についても検討を行い、具体的な方向性を見出し、議会等へも示しながら取り組みを進めていきたい。

また、土地開発公社の関係については、今日の社会、経済情勢等を勘案すれば、所期の目的は達成されたものと感じている。

今後、一部においては、工業用地としての確保も必要なことから、工業団地内における未造成地の整備が図られ、未処分の宅地等についても一定割合の処分ができれば、町の財政に体力があるうちに解散することも必要かと考える。明確な時期は示せないが、近い将来はそのような取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において、指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第67号 平成24年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上の議案2件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する決算特別委員長の報告は、原案可決です。決算特別委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 平成24年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第70号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上の議案2件は、決算特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第69号 平成24年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第71号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

△日程第10「議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成25年度さつま町一般会計補正予算（第6号））」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第10「議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成25年度さつま町一般会計補正予算（第6号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第73号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、小学校管理費に要する経費の補正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるとあります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、議案第73号、専決第5号でございます。平成25年度さつま町一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長(舟倉 武則議員)

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

この大きな災害があって、事故が発生しまして、それぞれの私どもも、委員会としまして、学校の調査をして回ったところではありますが、今、ここに上げられました専決された650万で、その危険性は、ほとんど、まあ言えば回避できるような体制に整ったということなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○教育長(東 修一君)

具体的な回答の前に、このたびは、こういう大きな事故を起こしまして、大変申しわけございませんでした。

具体的な回避につきましては、施設等につきましては、あと回答をいたしますけれども、私ども、その後、臨時の校長会等も開きまして、ソフト的な面でも、10月の1日を学校安全の日というふうに定めまして、毎年、この事故が形骸化しないように、命の尊さ等についても、あるいは盈進校の事例を参考にしながら、子供たちに安全の指導を徹底していくように、決定したところでございます。

そしてさらに、各月の1日を、ちょうど1日が事故の起きた日でございますので、これを安全点検の日ということにいたしまして、今後、そういうことがないように、毎月、施設等の検査、安全の徹底をするようにしたところでございます。

そのほかいろいろ児童生徒へのアンケートの実施とか、外部の意見を聞くとかいろいろやっておりますけれども、具体的な施設の回答につきましては、また課長のほうから回答をいたします。本当に申しわけございませんでした。

○教委総務課長(上野 俊市君)

今回の事故を受けまして、危険の回避がなされたかというところでございますけれども、盈進小学校の関係につきましては、棚の撤去につきましては、10月5日に、普通教室につきましては全て撤去を行ったところでございます。

その後、手すりの増設ということでございまして、これも11月中にほとんどの普通教室につきましては、全て終了をいたしているところでございます。

それから、棚を撤去したあとの壁の補修、床の補修等につきましては、現在、作業が土日しかできないというようなことから、これにつきましては教室のやりくりをしながら、本年中には全て、その壁の補修と床の補修については、終える予定といたしているところでございます。

以上です。

○米丸 文武議員

ほかの学校等も見まして、危険な位置というような手すりの状況とか、棚とかがっているのも見受けられたようではございましたけれども、ほかの学校についても、そういう対応がされたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○教委総務課長(上野 俊市君)

他の学校の関係等につきましてはでございますけれども、これにつきましては、10月30日から11月の8日の間の5日間にわたりまして、建築士会の川薩支部のさつま町の会員の方々の御協力を得まして、そういう専門的な目から、各小中学校の安全対策についても点検をしていただ

いたところでございます。

この結果、やはり御指摘のとおり、棚があるところ、それから手すり等が不十分なところ等々の指摘が出されてきております。

特に危険な箇所については、早急に既定の予算内で対応していく予定といたしておきまして、それ以外に多額の経費がかかるようなものにつきましては、当初予算等でその予算等を計上していきながら、対策に努めていきたいと思っております。その間につきましては、危険回避の対策等を取りながら対応していきたいと思っております。

○米丸 文武議員

本当に、この痛ましい事故につながって残念なわけでございますけれども、とにかく子供たちは、いつどういう形でこういう大人が想像できないそういう行動をするかもわからないということがございますので、今後とも、もうそういうことのないように、できるだけ早い段階で、そういう危険性が撤去されて、安心して学校生活を送られるような体制にしていくことが、一番だろうと思っておりますので、その点について早急なまた検討と対応を示していただきたく、要望して終わりたいと思っております。

○川口 憲男議員

関連しまして、この事故に対する対策が今、盈進校を中心にとられるということで、ほかの学校は当初予算等で対応しということの話が出ましたが、先ほど教育長の答弁の中に、1日を安全点検の日として、これからそのように取り組んでいくということがありましたけれども、さしずめ、校長会等でこの施設面あるいは学校通学路、あるいはまた近隣、その子供たちあれる中で危険と思われるようなところが、どういうふうに出されて、これの事件を踏まえて、どういうふうに出てきたものか、そこがわかっと思ったらお示しを願いたいと思っております。

○教育長（東 修一君）

10月2日の日に、早速、臨時校長会を開催いたしまして、学校安全についての実質指導をしたところであります。

その中では、校内点検あるいは危険箇所の調査を、時にはPTAの方々にもお願いをしたりしてやっていただきたいというようなことでお願いをしましたし、それから、児童生徒へのアンケートの実施、それから学校でちょうど外部評価委員会等もございますので、そういうのを利用して、外部の目から見ていただきたいというようなことを、10月2日の日にお願いをしまして、そして、10月の15日に、また校長会を開催しております、そのようなことの再度の学校安全についての督励。

それからさらに、児童生徒がこの危険予知の回避をする能力が必要でございますので、このいわゆるKYTと、要するに危険予知トレーニングというんですか、KYT等も実施するような形でやっております、具体的な表は、ここには持ってきておりませんが、それぞれ今、課長のほうからございましたように、危険箇所には危険であると、あるいは立ち寄らないと。

危険であるっていうあれはないですが、立ち寄らないとか、気を付けるとかいう表示をしたり、そのようなことをしながら、今、全町内で安全管理に努めているところでございます。

○川口 憲男議員

教育長にもう一点。

その事故が起きてから、担当といいますか、そのクラス、それから担当の先生にも、相当、心痛ちゅうか、いろんな心のケアが必要な状況があったということを知っております。それで、非常に双方とも悩みといいますか、その事故のことを思い出すいろんなことがあったと聞いていますが、現在は、そのケアの状態はどのようなんですか。子供たちも平穩に落ち着いてきているも

のなのか、そこあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（東 修一君）

事件の明るく日から、県のほうからスクールカウンセラーを配置してもらいまして、多いときは3名配置をしていただきまして、いろいろな対応をしてきております。

今のところ、児童生徒につきましては、そんなに大きな問題があると、あるいは継続してやっているのが2人ぐらいおりますけれども、これが直接的な要因であるかどうかというのはわからないわけございまして、事故に対して大きな影響があるという子供は、今のところ聞いておりません。

担任の先生につきましては、やはり1人の命を失っておりまして、非常にそれに耐えきれないというようなことで、現在、病気休暇をとっておりますが、これは通院等をしまして、今、徐々に回復の方向に向かっておるといふふうに聞いております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

総務課長のほうから、建築士会のその安全点検が実施をされたということでございますが、その報告書というのは、もう提出をされているのか。あるいは口頭だったのか、そこら辺についてお知らせをいただきたいと思います。

○教委総務課長（上野 俊市君）

建築士会のほうからにつきましては、報告書をいただいております。各学校ごとに、その手すりの状況とか、それから外回りの関係とか、そういう形で報告書が出されてきておりまして、やはりその中でも、転落防止の観点等については、窓際の手すりの関係、それから階段の手すりの関係、窓際の柵の設置の関係とか、こういう形でのそれぞれ各学校ごとに、そういう調査報告はいただいているところであります。

○宮之脇尚美議員

各学校ごとにその報告書が提出されているということでございますが、その危険箇所等を含めて町長にお尋ねしますが、こういう学校の危険箇所、今回は、特に転落事故があったわけでございますが、当初予算でその対応をするということで説明が、教育委員会の総務課長のほうからあったんですが、危険箇所というのは、こういう転落事故が実際、発生いたしているわけですから、緊急を要するというので、盈進小以外でも、やはり早急に対応すべきではないかと。

当然、これらについては予算を伴うことですから、一挙にというわけにはいかないんですが、特に必要性を感じる、あるいは緊急性のある部分については、補正等で対応していくべきじゃないかというふうに考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

本当に、今回の悲惨な事故に対しては、やはりこの危険予知をしっかりしながら整備をしていく、この大事さを痛感いたしましたところでございます。

教育委員会のほうで、今回、650万ということで、緊急を要する、すぐ対応する、そういうことについては、すぐこういった専決処分に対応させていただいたところでありますし、あと、全校的にやっぱりこの安全点検を建築士会とかそういう専門の目で見ていただきましたので、これについては、先ほど教育長からもありまして、やっぱり子供さん自身もそういう危険予知を学習をしていく、このことが、ある面、教育上も必要なことでございますので、そういったこと等を含めて、やはりもう緊急に対応するものについては、おっしゃるとおり、補正対応ということで考えざるを得んですけれども、こういう時期的な問題もあるかと思いますが、今後は、

やっぱり年度内にすべきものがあれば、教育委員会のほうでそれなりものを要求していただければ、対応ができるかと思っております。

当初予算でというそういう時期的なあれもあるようではありますが、中には、年度内に早急に対応できる必要なものはやっていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

少し確認をさせていただきますけれども、今回、非常に痛ましい事故があったわけですが、高所からの転落というものも、もちろん非常に危ないといいますが、注意しないとイケませんが、逆に学校なんかは、古いといいますが、大木がいっぱいあります。そういう今度は高いところから落ちてくる、樹木の枝等が落ちてきてけがをするというのも十分考えられます。

鉄棒、遊具等の腐れ、あるいはブランコ等の腐れとか、スポーツ道具等のサッカーのゴール等が倒れてけがをされたというような、いろんなのがあるわけですが、そういう危険箇所といいますが、危険が予測されるようなものについては、全て点検は済んだというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

もし済んでおって危険なところがあれば、それ等は立ち入りをしないとか、あるいは使用を禁止するとかというような措置も含めて、ほぼ済んでいるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○教委総務課長（上野 俊市君）

樹木等の点検等の関係につきましては、毎月この安全の点検の日も含めてでございますけれども、学校長のほうによりまして、そういう樹木の関係等については、定期的に点検をされているところございまして、また、樹木等で枯れているというようなことで、危険性があるということ報告があれば、こちらのほうも、それに応じて伐採するなり今、対応をとってきているところであります。

また、樹木以外でのその落下物等の危険性がある箇所につきましては、安全ロープを張りながら、子供たちが入らないような進入の防止策をとったりとか、適宜、そのような形で対応をしてくれているところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成25年度さつま町一般会計補正予算（第6号））」は、これを承認することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成25年度さつま町一般会計補正予算（第6号））」は、承認されました。

△日程第11「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、日程第12「議案第75号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第13、「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、日程第14「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第15「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第16「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第17「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第18「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第19「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第20「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」から、日程第20「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案10件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第74号から議案第83号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」は、国の子育て支援施策の充実及び本町における新たな子育て支援策を講じまして、効率的かつ効果的な制度運用を図る必要性から、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」は、本町行政運営における組織機構の見直しに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」は、地方税法等の改正に伴いまして、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」は、さつま町高齢者ふれあい館の用途廃止に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につい

て」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」は、町営住宅山崎団地の建てかえに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。今回の補正は、保育所運営費に要する経費及び団体営土地改良事業費、環境衛生費、開発振興費、担い手育成費、教育振興費、庁舎建設等事業費、障害者福祉費、並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億1,553万8,000円とするものであります。

次に、「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、保険事業費、並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,016万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,066万1,000円とするものであります。

次に、「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、収益的支出及び資本的支出に係る経費を補正しようとするものであります。収益的支出において171万5,000円を追加し、収益的支出の総額を1億3,570万4,000円に、資本的支出において3万2,000円を追加し、資本的支出の総額を4,966万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、収益的支出及び資本的支出に係る経費を補正しようとするものであります。収益的支出において429万2,000円を追加し、収益的支出の総額を2億3,894万7,000円に、資本的支出において353万8,000円を追加し、資本的支出の総額を1億9,466万2,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を受けます。

○福祉課長（王子野建男君）

それでは、「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」その内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

それでは引き続きまして、「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

それでは引き続きまして、「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは次に、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

次に、「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月5日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第21「議案第84号 字の区域の変更について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第21「議案第84号 字の区域の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第84号 字の区域の変更について」であります。県営中山間地域総合整備事業（宮之城地区及び柏原地区）の土地改良事業に伴い、字の区域の変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○耕地林業課長（杉水流 博君）

それでは、「議案第84号 字の区域の変更について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条の第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第84号 字の区域の変更について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第84号 字の区域の変更について」は可決されました。しばらく議事を中止します。

副町長 紺屋 一幸君自主退席

○議長（舟倉 武則議員）

議事を再開します。

△日程第22「議案第85号 さつま町固定資産評価員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第22「議案第85号 さつま町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第85号 さつま町固定資産評価委員の選任について」であります。さつま町固定資産評価委員として紺屋一幸氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第85号 さつま町固定資産評価委員の選任について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条の第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第85号 さつま町固定資産評価委員の選任について」は、これを同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第85号 さつま町固定資産評価委員の選任について」は、同意することに決定しました。

しばらく議事を中止します。

副町長 紺屋 一幸君入場着席

○議長（舟倉 武則議員）

議事を再開します。

△日程第23「議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第23「議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。人権擁護委員のうち宮田和子氏が、平成26年3月31日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○町民課長（前田 淳三君）

「議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月4日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時45分

平成25年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成25年12月4日

平成25年第4回定例会一般質問
平成25年12月4日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(13) 岸良 光廣	<p>1 クリーンセンターの民営化について</p> <p>(1) 行政事務の民営化についての基本的な考えとクリーンセンターの民営化について基本的な考えを伺う。</p> <p>(2) 9月議会での論議をどのように受け止めて、その後の事務作業を進めておられるのかを伺う。</p> <p>(3) 地元企業が参入できるような条件の検討はなされているのか伺う。</p> <p>2 商業振興策について</p> <p>(1) 現在の本町の商業の実態をどのように認識されているのか伺う。</p> <p>(2) プレミアム商品券の事業効果と課題を伺う。</p> <p>(3) 新たな振興策と高齢者支援を考え、買物支援を行う考えはないか伺う。</p>
2	(12) 新改 秀作	<p>1 スポーツの振興について</p> <p>(1) 鹿児島国体に向けた本町の具体的な取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 競技力向上のための指導者の育成について伺う。</p> <p>(3) トップアスリートの招へい事業に取り組む考えはないか伺う。</p> <p>2 通学路の安全対策について</p> <p>(1) 通学路等の点検結果及び結果を踏まえての整備状況を伺う。</p> <p>(2) 交通事故防止対策の指導について伺う。</p> <p>(3) 事故に対する危機管理のあり方について伺う。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(10) 川口 憲男	<p>1 景観づくりの取り組みについて</p> <p>景観を生かしたまちづくりは、地域住民を主体に、行政と一体となった取り組みを目指すとのことであるが、次の2点について伺う。</p> <p>(1) 本町の景観づくりの取り組みにおける、1地区1景観の認定状況とその成果は。</p> <p>(2) 「こころのふるさとづくり」を目指す景観づくりに向けて、行政・地域住民・事業者の相互連携は図られているか。また、その取り組み内容と課題は。</p>
4	(2) 木下 敬子	<p>1 新たなむらづくりの形成について</p> <p>(1) 農村集落の活性化のため、グリーンツーリズム等を通じた都市と農村の交流活動など集落外との連携により、共生協働による新たなむらづくりの形成が必要との観点から我が町にもグリーンツーリズム研究会が設置され、活動されているところである。町長はこういった自主的な活動に対して、どのように評価されているか。</p> <p>2 防災対策について</p> <p>(1) 町はもちろんのこと、各地区、各公民会でも防災対策を講じているが、現時点での組織体制と実際に訓練をしているのはどのくらいの割合になるか。</p> <p>3 療育について</p> <p>(1) 施設が開設され3年目に入っているが、現状と今後の課題について見解をお尋ねしたい。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(3) 宮之脇 尚美	<p>1 町立小・中学校の規模等の適正化について</p> <p>(1) 町立小・中学校の再編整備計画については、鋭意説明会等を開催されていると思うが、以前の説明会と今回の説明会の住民の反応の違いはあるのか伺う。</p> <p>(2) 今回の町立小・中学校の再編整備計画の見直し案に対する町長の所見について伺う。</p> <p>2 町民の要望・要請について</p> <p>(1) 現在、町の総合振興計画及び過疎地域自立促進計画以外のもので、行政に寄せられている要望・要請事項の最も多いものは何か。また、それらについてどのように応えていく予定か伺う。</p> <p>3 圃場に係る用水路・排水路の補修及び改修について</p> <p>(1) 早期に行われた圃場整備地区では、老朽化が進み漏水や排水機能の著しい低下が見受けられるが、これらの補修及び改修計画を策定し、整備していく考えはないか伺う。</p>

平成25年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成25年12月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	紺屋 一幸 君	教委総務課長	上野 俊市 君
企画課 長	崎野 裕二 君	学校教育課長	藤崎 毅 君
福祉課 長	王子野 建男 君	社会教育課長	岩元 義治 君
環境課 長	貴島 晃人 君	農政課 長	平田 孝一 君
商工観光課長	赤崎 敬一郎 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
総務課 長	湯下 吉郎 君	建設課 長	三浦 広幸 君
財政課 長	下市 真義 君	安全安心対策室長	湯下 吉郎 君
工事検査監	小永田 浩 君		
消 防 長	高木 卓朗 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。4月に初めて当選しまして、人生初めての一般質問ですので、何かとお聞き苦しい点があるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

それでは、クリーンセンターの民営化についてお伺ひします。

1番目に、行政事務の民営化についての基本的な考え方と、クリーンセンターの民営化についての基本的な考え方を伺ひます。

2番目に、9月議会での議論をどのように受けとめ、その後、事務作業をどのように進められているのか、お伺ひします。

3番目、地元企業が参入できるような条件の検討はなされているのか、お伺ひします。

次に、商業振興策についてお伺ひします。

1番目として、現在の本町の商業の実態をどのように捉え、認識されているのか伺ひます。

2番目、プレミアム商品券の事業効果と課題を伺ひます。

3番目、新たな振興策と高齢者支援を考えた買い物支援を行う考えはないかをお伺ひします。

最後に、前回の9月議会で、森山大議員の一般質問に対して、町長の念の入った30分を超える1回目の答弁がありましたので、できれば簡単明瞭に答弁していただければ、あとの関連質問ができると思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。岸良光廣議員から出されました質問2項目につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、クリーンセンターの民営化について、町長の考え方を伺うとの御質問でございます。

町の事務事業における民間への委託についての基本的な考え方でございますが、さつま町は発足以来厳しい財政状況の中、少子高齢化、住民ニーズの多様化、権限移譲など、各種の課題に対応するため、経常収支比率あるいは実質公債費比率などの財政指標の改善を初めとするさまざまな行財政改革に取り組んでまいったところであります。

また、住民サービス水準をできるだけ維持をしまして、新たな行政課題にも取り組まなければならないということから、計画的かつ継続的に組織機構の再編とか、職員の定員管理の見直し、事務事業の改善、公共施設の整理統合などを行ってきておりますし、今後も必要であると考えて

おります。

あわせまして、町にふさわしい公共サービスのあり方につきましては、行政の守備範囲を改めて見直し、住民を初め各種の団体、企業等が公共サービスを担い、補完し合う協働のまちづくりが求められていると考えております。

このような情勢から、行政改革の一環としまして、民間委託等の推進を検討することといたしまして、行革本部会議等において内部協議をしまいであります。

また、議員の皆様には、その内容については行政改革特別委員会等を通じまして報告をいたしております。

平成22年度からは第2次行革の取り組みの中で、クリーンセンターと環境センターを総合的に勘案しながら、退職者の職員補充を控えるなどいたしまして、一般廃棄物の処理業務全般の民間委託を推進しているところであります。

また、これらの施設の管理・運営につきましては、現在、ベテラン職員を中心に必要最小限の体制で行っております。

委託の考え方ですが、職員とか臨時職員の人件費に相当する部分、あるいは、安全で安定的に施設管理をするメリット部分を含めまして業務の委託を行いたいと考えております。

また、民間の基本的、専門的な技術、手法、情報、経験、こういった積極的な活用をいたしまして、運転管理の委託をするということで、より安全で安定的な施設管理と施設の維持管理にかかりますランニングコストの抑制を初めとしました行政コスト縮減を図ることといたしまして、より効果的な公共サービスにつなげていきたいということでございます。

次に、9月議会での債務負担行為議決後、課内で募集要領とか、仕様書等の検討を行いまして、その後、11月の指名推薦委員会において入札方法等について検討をいただいたところでございます。その結果、公募型のプロポーザル方式で執行をすることに決定をいたしたところであります。

その後、プロポーザル審査委員会におきまして、募集要項とか、あるいは仕様書等の検討を行いまして、11月22日、運転管理業務の委託に係る公募型のプロポーザル方式の参加事業者への公募公告を行ったところでございます。

参加申し込みについては、12月4日までといたしまして、応募申請書等の提出が12月10日から16日までとしたところでございます。受託の準備等を考えますと、新年早々には受託者の決定をしていきたいと考えております。

次に、3番目のクリーンセンターについては、平成9年に着工をいたしまして、現在16年以上にわたりまして稼働しております。町民の生活上、休止があってはならない施設であります。

したがいまして、運転管理委託に当たりましては、安定的に稼働できるか、技術的な信頼性があるかなど、専門的な経験と実績があることが必要となつてまいります。例えば、焼却については、ダイオキシン類の発生を抑制するために、ごみを定量ずつ連続的に燃焼して供給をいたしまして、燃焼室の温度を850度以上に保ちながら排ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下に維持をして、かつ、バグフィルターの入り口温度を200度以下までに下げるように運転をする必要がございます。

また、ごみ質についても低質ごみあるいは高質ごみが混在をしておりますので、燃焼室の温度を一定に維持しながら効率的に焼却する必要があります。このようなことから、長年の経験が要求をされるところであります。

さらに、この焼却炉の機能を十分発揮させるためには、適正な運転はもとより、各機器の性能を理解をいたしまして、給油とか、あるいは点検等の保守管理を十分に行う必要がございます。

このように、安定的な運転を図りながら、施設の長寿命化を担保することが住民の負担軽減につながるということになりますので、募集要項の参加資格で、ごみ処理施設及び最終処分場等の運転管理業務実績が3年以上であること、有資格者を常時配置すること、こういったことを規定いたしております。

したがいまして、この従業員の雇用に関しましても、特記仕様書の中に、地域からの雇用を配慮するように記載をしているところであります。

また、設備の修理等については、可能な限り町内企業を参加させるということに、今でもしているところありまして、地元企業とそういうところまで公募はしておりませんが、今申し上げましたような運転管理技術の必要性ということを出しながら公募をするということにいたしているところでございます。

こういう実績は3年以上ということで募集をいたしております。

それから、2点目の商業振興についてでございますが、まず第1点目の現在の本町の商業の実態をどのように認識をされているのかという質問であります。

商工業者を取り巻く現状につきましては、大型店とかあるいは郊外型店舗の進出、消費者ニーズやライフスタイルの多様化等の社会、経済環境に加えまして、商店主の高齢化、後継者不足、空き店舗の増加など、さまざまな要因が起因をいたしまして、現状は大変厳しい状況にあると認識をいたしております。

このような現状を踏まえまして、町といたしましても、町の振興計画に基づいた各種の施策の展開あるいは私のマニフェスト、元気の出る商工業のまちというものを掲げまして、魅力ある商店、商店街づくりを推進するため、小売店のイメージアップを図ることを目的としました小売店舗等の店舗整備事業を創設いたしましたほか、アーケードの撤去に対する助成、虎居、屋地、本通りの街路灯の整備支援、交流人口宿泊者増に対応した旅館業等の施設整備事業の助成の創設も行ったところであります。

また、地元購買力向上のためのプレミアムつきの商品券を発行しまして、地域経済振興に努めておるところであります。将来のこの商工業の振興を担う後継者あるいは新規参入者に対しましての支援も行っているところであります。

特に最近、商工会のこの青年部の活躍というのが目覚ましいものがあると考えております。みやんじょ de ちょいのみ、あるいは、さつま de 郷コンといったような取り組み等々独自のイベントも取り組みながら、元気を出していただいております。大変ありがたいことだと思っております。

2点目のプレミアムつきの商品券の事業効果と課題についてであります。本年11月の発行を含めまして、平成20年度から10回にわたりましてプレミアムつきの商品券、いわゆるとくとく商品券を発行いたしております。この間につきましては、宮崎県で発生した口蹄疫とか、あるいは九州富士通の工場の閉鎖と、こういった地域経済の深刻な影響を与える事案も発生いたしましたところではありますが、これらに対します景気対策としても継続的にこの発行を行うということで、地域経済の浮揚、個人消費の拡大と地元店舗の利用を促してきたところございまして、一定の成果が上がったものと受けとめております。

現在までのプレミアムつきの商品券の発行総額というのが4億8,400万円ございまして、大型店以外の小売店舗の換金率というのは、平均して約50%となっております。この数字は、商工会によりますと県内におけるほかの実施団体と比べまして高い水準にあると伺っております。

課題としましては、この小売店舗の換金率をいかに引き上げていくかということがあるかと思

っております。このことは購買客を引きつけるための主体的な工夫を加える店というのが大事かと思っておりますし、商品券事業が生み出す経済効果を商店街に取り込めるかどうかというので決まってくるかと考えますので、各商店においては地域密着の商店として、魅力ある商品の提供とか、よりよい接客に取り組むなど、サービス面もさらに強化して、売り上げの増加につなげていく必要があるかと考えております。

3点目の新たな振興策と高齢者支援を考え、買い物支援を行う考えはないかということでございますが、本町におきましても高齢化の進行に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦だけの世帯も今後増加傾向にあるということでございます。高齢化社会を見据えた対策というのは急務であると考えております。特に、高齢になりまして足腰が弱くなるなどして日常の買い物が困難になる、いわゆる買い物弱者が増加してくることが予想されるということであります。

そういうことから、平成23年7月に、商工会において買い物支援調査事業を実施いたしました。139の各公民会の5%に当たる高齢者宅を中心とした世帯数にアンケート調査が実施をされております。

調査結果によりますと、日常生活において自分で車を運転して買い物をする人が70%を占めまして、63%の人が買い物に困っておらず、55%の人が買い物環境を改善する必要がないとの回答であったというようなことをお伺いしております。自由記述においては多くの方が近い将来宅配サービスなどを利用せざるを得ない時期が来るのではないかと、そういった懸念もされているという回答もあったと伺っております。

このような現状の中で、平成23年11月から交通弱者対策としまして、乗り合いタクシー、あるいはコミュニティバスを運行しまして、高齢者の買い物あるいは通院並びに児童生徒の通学に対する手段としまして、公共交通を活用していただく手だてを講じたところでございます。

なお、商工会におきましては、15年前にいち早くこの高齢者買い物支援システムモデル事業、「みやんじょまごころ便」に取り組みをされたところでありますが、結果的には、採算性の問題で廃止になったいきさつもございます。買い物支援につきましては、ボランティアあるいはNPOなど、全国においてさまざまな形態で取り組みがなされておまして、最近では、日本郵便がこの高齢者世帯を訪問して安否確認を行いながら、買い物代行を行うサービスを一部の地域で試験的に行っております。

本町におきましても、これらの先進事例を参考にしながら、関係機関、団体及び商工会を中心に、通り会関係事業者と話し合いをしながら、新たなシステムづくりというのが必要かと思っておりますので、研究はしてまいりたいと思っております。

また、高齢者のさまざまなニーズ調査のために、毎年5月に町内の65歳以上の方を対象に、民生委員を通じて高齢者実態調査を行っておりますので、来年度も同様の調査に加えまして、アンケート調査を実施いたしまして、高齢者の細かなニーズの把握を行って、どういうサービスが提供できるか検討してまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

今、町長の話で、クリーンセンターの焼却炉、これはクリーンセンターがスタートして16年という説明がありましたが、先般、水俣のクリーンセンターに議員視察といいますか、勉強会で伺ったときに、仕様が違うと思うんですが、水俣のクリーンセンターの焼却炉が16年で法的使用年数を過ぎますと。それで、あと2年か3年でその法的使用年数が過ぎるものですから、それまでにどういうふうな新しい焼却炉を入れるか、現在検討中ですという話がありましたが、この

さつま町のクリーンセンターの焼却炉のそういう使用年数というのは何年ぐらいになっておるんですか、お伺いします。

○環境課長（貴島 晃人君）

本町のクリーンセンターの方式でございますが、先日、研修に行かれました水俣の方式については溶融炉ということで、結構温度が高い、1,200度ぐらいで焼却をされております。私どものクリーンセンターにおきましては、ストーカ式ということでございまして、全国一般的に普及をしているタイプでございます。何年というのは、ちょっと承知はしておりませんが、大体25年から30年程度使用しているということで聞いております。

○岸良 光廣議員

わかりました。

次に、先ほど町長のほうからも行革の推進のために、民間委託できるものは民間委託していきたいというふうに述べておられますが、まず、現在民間委託をしているもので、例えば、あび〜る館などいろんな施設等もあると思うんですが、行政が直営でやっているときと、現在民間化してきている中での経費的な面はどのように推移しているのか、ちょっとお教えてください。

○町長（日高 政勝君）

公共施設については、これまで直営あるいはまた委託方式ということで、この自治法のいろんな歴史がありますけれども、やはりこの公共的団体、そういうところに委託という形があったわけですが、それがまた、だんだんと緩和をされまして、いわゆる民間のほうに指定管理制度という形で制度が移行してきております。

そういう中で、確かにこの行政が直営でやっていた時期は、やはり人件費とか、そういう経費がかなり高くてつぎまして、やはり民間委託、そういう指定管理の中では、非常に人件費のコスト、あるいは運営費のコストというのが、ランニングコストが低くなってきておりまして、経費的には安くなっている。

そしてまた、サービスのにもそういう専門性がさらに発揮をされて、サービスの向上、質の向上にもつながっていると、そのようなことを受けとめておるところであります。

○岸良 光廣議員

今説明があったように、管理者制度のもとで民間委託されたところについては、直営でやっておられるときよりも委託料が下がってきていると思います。これはまたあとで出してもらえばいいんですが、例えば、1つだけ、あび〜る館などは、私の記憶が正しければ、直営時は多分2,000万か、2,000万ちょっとかかっていたはずなんですが、現在の契約では1,500万程度になっているはずですよ。要するに、約500万程度年間安くなっているというデータがあるはずですよ。このあび〜る館を含めてそういうふうになっているところの施設の推移状況についても、また後ほどでよろしいですので御提示願いたいと思います。

次に、なぜ私がこういう質問をしたかといいますと、クリーンセンターの前回9月の議会の中で、総務委員会の中でも、これは行政の執行部から提出された書類であります。これでいきますと、今、クリーンセンターだけで現在やっておられる職員、臨時職員、シルバー、これを含めた年間の人件費、これが現在、年間で約5,400万、この数字は執行部から出された数字でありますので間違いはないと思いますが、それと、今後、町長が先ほど言われました来年度4月1日から民間化をしていこうとするならば、この年間5,400万が約6,440万、約1,000万強経費が増えることとなります。これについて、行革と逆行しているのではないかなという点があるんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○町長（日高 政勝君）

今、数字の関係についてはまた後ほど担当課長のほうからお答えしますが、基本的には、今回委託をする分については、それぞれ全国都市清掃会議の管理業務積算要領というのがありますので、これは、国土交通省の公益社団法人のこういうところからの積算に基づいておりますけれども、予算としては、債務負担行為の中で説明いたしましたとおり、この積算単価の中で一応の予算としては計上してあります。

ただ、これから公募をして、それぞれ応募をされた企業の皆さんのほうから、そういうプロポーザル方式でこの辺の予算的なものもですね、私どもだったらこれぐらいでやりますよということやっていただきますから、当然として、この予算以下には下がってくるというふうに予測をしております。

したがいまして、その辺の動きは今後ですが、今までの数字的なことは担当課長からちょっと説明をさせていただきます。

○環境課長（貴島 晃人君）

クリーンセンターの人件費の関係でございますが、25年度のクリーンセンターの人件費の見込みということで5,400万ほどということで、岸良議員がおっしゃったところでございます。

ただ、26年度の見込みについては、6,600万程度、1,000万程度増えるということではなかったかと思うんですが、ただ、やはりクリーンセンターだけでなく、環境センターも総合的にやはり考えないといけないというふうに考えております。例えば、環境センターにおきましては、25年度の見込みが、人件費が約7,700万ほどと見込んでおります。で、26年度の人件費については職員も減ってまいりますので6,700万程度ということで、1,000万程度それぞれ下がるものと思っておりますので、大体クリーンセンター、環境センター相殺すると差し引きゼロ、全くゼロではないかとは思いますが、ゼロに近くなるというふうに考えております。

○岸良 光廣議員

今の環境センターも含めてということなんですが、実際は、クリーンセンターと環境センターは、やっぱり作業内容は別だと思うんです。これについては、また今後も、きょうだけじゃなくて今後もまた質問していきますが、時間がないので、次に行きます。

先ほど、町長が今回のクリーンセンターの入札方式を説明されましたが、9月の議会でもそうだったんですが、総務厚生委員会でも強調されたのが、今回の民間委託は特殊作業であるというふうに説明をされました。

それで、先ほど言いました水俣のクリーンセンターのほうも見学をさしてもらいました。さつま町の今のクリーンセンターの焼却炉を含めて、これは一般的に日本全国共通でやられていると。水俣はそれよりもハイレベルなレベルで焼却炉を行っている。

ところが、見学さしてもらって、私は民間出身なんですけど、あれがどうも特殊作業で、何がどこが特殊作業なのか理解できないんですよ。だから、どこがどのように特殊作業なのか、わかるように御説明願いたいと思います。

○環境課長（貴島 晃人君）

水俣の焼却炉につきましては熔融炉ということで、余り（「いや、さつま町ですよ」と発言する者あり）さつま町の焼却炉につきましては、先ほど申しましたとおりストーカ方式ということでございまして、町長の答弁にもございましたが、やっぱり温度管理が非常に難しいということでございます。ダイオキシン類等の発生を抑制するというので、850度以上を保ちながら、900度前後で焼却をしております。

ただ、どんどん燃やせばいいというものでもございませんで、920度ぐらいになりますと、当然炉は停止をしてしまいます。ですから、少量を燃やすと、それだけ効率が悪いと。それで、

たくさん入れ過ぎると、また今度は燃えなくなる、温度が下がるということで、結構、そういう温度管理という、温度の維持をするということについては非常に技術が要するというふうに考えております。

○岸良 光廣議員

今、温度が800度ということがあったんですが、失礼ながら、私は以前京セラの協力会社を運営しておりました。そのときに、グレージング炉、要するに電気炉に条件を、今、課長が言われました温度を一定させるために、窒素、水素、これを混合したガスを使いまして、24時間、365日焼成炉を使っておりました。これは私どもがやっておった会社ではなくて、民間ではほとんどそういうところは使われております。

だから、私は、この9月のときに、特殊作業と言われるけど、どこが特殊作業なのかなど。例えば、悪い言い方をすれば、当然これはさつま町が16年前にクリーンセンターをスタートするときには、町の職員も最初は、一番初めて素人の方であったのではないですか、教えてください。今の職員の方が一番最初から経験があったか、なかったかだけ教えてください。

○環境課長（貴島 晃人君）

当初につきましては、半年ほど研修をしたと聞いております。

○岸良 光廣議員

今説明があったように、今、さつま町の職員で半年指導を受けてスタートをしたと。今回の変更予定で入札された企業に指導員として1人クリーンセンターに残る計画になっているんです。ということは、なぜ私がこれを言うかということ、町の職員は全くの素人の方であっても半年の研修を受けてその管理ができた。しかし、地元企業は今回入ってないということは、悪い言い方、逆の見方をすれば、町職員はできるけど、地元の企業の方々にはそれはできないんだと。役場職員よりもレベルが低いんだというような説明に聞こえるんですが。

で、先ほどから、9月も言いましたように、この特殊作業がなぜ特殊作業なのかというのは、通常の民間企業の一般事業でどんな工場でも、800度とか、900度の温度を管理する作業はこの工場でもやっております。だから、これを特殊作業として地場産業、地元企業の参入を阻むというのは、最初から地場産業にそういう仕事を委託したくないというような考えがあらわれて、そういう説明をされているのかなというところをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

私は、最初の答弁にありましており、やはりこのごみの処理施設というのは、町民生活の中でほとんど継続して出る、処理をしなければならないという、休止ができないという面がありますので、やはり安全かつ継続的に管理をしなければならないというのがありますので、やはりその辺の確保をしていくためには、やっぱりこういった、先ほど申し上げましたようないろんな技術的なところが求められるというようなことでありますので、そういう経験というのはやっぱり必要だろうということで申し上げているわけでございます。

とにかく、当初から排除すると、そういう気持ちは全くありません。ただ、そういう経験というのは、この炉の管理上は非常に中止ができない以上、そしてまた施設の長寿命化を図るためには、やっぱり必要最小限に求められることでありますから、そこを求めているというようなことでございます。

○岸良 光廣議員

今、町長が相反することを答弁されております。経験が必要だと。それで、入札応募についても、経験3年以上というふうに先ほど申されました。ということは、もう全く地元企業に参入させる考えはないと。なぜならば、経験する場がないわけですから、地場産業には。それで先ほど私が

言いました役場職員で16年前にスタートするときには、経験はなかったと。メーカーから半年ほどの指導を受けてスタートしたということであれば、今、経験を積んでおる職員がクリーンセンターにおるわけです。私は、地場産業の方も入札に参入できるようなシステムをつくって、その中で地場産業も入札に参加してやれば、町長が言われる行革を本当に進めていくのであれば、なぜ、私がこういうことを言うかといいますと、先ほど説明がありました、今回の入札の年間約4,000万、3年間で1億2,000万強、これを福岡の衛生処理組合のほうからのデータで算出しましたというのがありましたが、本来、こういう予算をつくる場合には、さつま町独自でも予算案の、ただ、そういう協会から出てきたやつだけでつくりましたじゃなくて、じゃあ、さつま町独自での予算案をつくられた経過があるのかどうかを、ちょっとお教えてください。

○環境課長（貴島 晃人君）

9月の議会でも申し上げましたが、積算については、公益社団法人の全国都市清掃会議というところの要領に基づいて作成をしております。別に福岡の業者のものを使っているというわけではございません。

○岸良 光廣議員

だから、今申し上げたのは、9月も申し上げましたが、その清掃組合の資料をもとにしてつくられたということなんです。実際、本当にこれだけの高額の予算をかけて、3年間で1億2,000万強ですよ。これを税金投入をして、それで、できるならば、私は、これは地場産業も入札に参加して、それでも、さつま町以外のところが安くできるんだちゅうことであって、さつま町以外の業者がその仕事を入札でとったというのであれば、私は納得するんですけど、ただ、この同じ条件下でなぜ地場産業が参入できないようなハードルを設けるか、それが一番の問題が3年間の経験です。

で、3年間の経験というハードルを設けたら、地場産業のそういう経験がないところは今後一切入れないと、もうハードルをつけてるのと同じなんです。その辺をなぜそうされるのかなと。特に、町長も何回も言われるように、行革で、あるいは地場産業の育成という点で、3年間で1億2,000万強のやはり予算を投入するのであれば、地場産業の育成という面での、その辺の地場産業が参入できるような要綱のつくり方はできないものなのか、そこをちょっとお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

基本的に、とにかく先ほどから申し上げておるとおり、一日も休止できない一つの施設でありますので、やっぱり安定稼働というのが一番基本なんです。そのためには、やっぱりそういう経験というのは求められると思っております。

したがって、最初から排除するんだというそういう視点じゃなくて、とにかく安定稼働をしていただきたい。そのためには、そういう経験があるということは必要ということが言えるかと思っております。

この辺のところは、先ほど申し上げましたとおり、庁内の指名推薦委員会という中で十分議論をした上で、こういうように、これが一番妥当だろうということでしたので、私もそのように決定をしたところでございます。

○岸良 光廣議員

今、町長の言われたとおり、これは一日も止めることはできません。しかしながら、町長が言われるように、地場産業育成を考えていくのであれば、町職員が、今回入札された後も1名指導員として残る計画になっているんです。ということは、現在やっておる職員がついて、なおかつ入札はどかがされるかわかりませんが、入札をした企業にもそういう技術指導をしていくとい

うのが9月の説明でありました。

であるならば、地元企業も参入して仮に地元企業がそれを入札をとった場合に、当然初めから町職員が技術指導員として残るわけですから、地場産業も入札に参加できないということは、これはもう明らかに、町長が幾ら言われても、どう考えても、3年間の経験を有する者ということ、この垣根を外さないことには、今後、3年以後も3年間の経験というこの壁があるのであれば、地場産業は今後一切永久的に参入できないということになるんです。だから、その、私が言いました、今後地場産業が参入できるための方策は何かありますかと。1番最初御質問したのは、そういう垣根を払わないことには、今後3年経とうが、10年経とうが、地元企業はこのクリーンセンター、もしくは環境センター、今後について、そういう垣根を設けられたら、地元企業は今後一切参入できませんと。裏を返せばそう言っているのと同じなんです、その垣根を外すお考えはありませんか。

○町長（日高 政勝君）

まあ地域の業者の育成というのは、もう基本的にそれは常に考えておくことですが、例えば公共土木にしる、建築にしる、できるだけ地元ができる仕事は地元をお願いをしますということで、基本的なスタンスを持っております。そういうことで、今までも取り組みをしておりますが、ただ、この施設のやっぱり管理というのは、先ほどから申し上げますとおり、非常に専門性、技術を要するという観点があるものですから、やっぱりこういう民間委託をするとなりますと、それだけのやっぱり経験と実績がないと、なかなか不安があるということがありまして、指名推薦委員会でもそういう総合的な御意見をいただいて、それに決定をさせていただいたということでもあります。

とにかく、安定稼働というのが非常にこういう施設は極めて大事なことでありますので、そういう基本姿勢に立っているということで御理解をいただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

もう堂々めぐりになりますので質問を変えていきますが、その前に、今言われました地場産業の育成、本当に民間企業から見れば、今、町長あるいは担当課長が、クリーンセンターの作業が本当に特殊作業なんだということを何回も説明されておりますけど、民間から見れば決して特殊作業には入らないというふうに私は思います。

それで、次に、9月の議会の総務厚生委員会の中でも、町長が、シルバー人材センターのことを私がお聞きしたときに、シルバー人材センターは行革の一つとしてシルバー人材センターのほうに、クリーンセンターのプラットホーム作業を委託していると。これは行革の一環なんだというふうに説明がありました。

それで、今回、民営化の対象になっているのが、このシルバー人材センターが行っているプラット作業、それと中央操作室、焼却後の灰の処理、この作業なんです、これについて、シルバー人材センターを今後どのように、仮にどこが入札するかわかりませんが、入札をすれば、当然シルバー人材センターはその仕事をなくすんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

できるだけ基本的にはその民間ができる仕事は民間のほうにお願いしようという形の考えで進めてきておりまして、このクリーンセンターについても、できる部分についてはそういう形をやりましょうと。まあ一遍にはなかなかいかない。段階的にやっぱり進めるということがありましたので、それで、当初、できるところは地元のやっぱり雇用という形で、シルバー人材センターのほうにそのときの関係ではお願いをしたといういきさつがあります。

したがいまして、今後はやはりそういった運転管理業務を委託するとなると、確かにシルバー人材センターのその雇用の場というのが失われるかわかりませんが、町としては、地元の雇用についても考えてくださいということをお先ほど申し上げましたとおり言っておりますので、そこはどのような配慮をしていただくか今後の問題であります、シルバー人材センターについては、また全体的に町のいろんな公共事業というのがありますので、そういう中で管理委託をするということについては、今でも公園等の管理は一元管理をお願いしていますし、いろんな分野でありますので、そういう面ではまたいろいろカバーができるかと思っております。

○岸良 光廣議員

なぜシルバー人材センターのことを今質問したかといいますと、私が先ほどから特殊作業ということをお聞きしているんですが、シルバー人材センターがやっている作業も特殊作業の中に入るんだろうなと私は、前回9月の議会説明でもそういうふうを受けとったんですが、一番大事なことは、やはりシルバー人材センターに行革の一環として、民間にそういう仕事を依頼したのであれば、今後もやはりシルバー人材センターの活用というのものも、実際仕事を請け負ったところに町としてもやっぱりあっせんをしていかなければ意味がないのではないかとというのが1点。

それと、現在、町が今直営でやっている段階で、この9月のときに述べましたが、シルバー人材センターは1日6,500円です。それで、今回の予算でいくと、シルバー人材センターが大体20日間稼働して、出勤して13万程度の給与総額になるかと思いますが、今回のこの予算の1年間1億2,000万強のこの予算から、今現在、シルバー人材センターで働いている陣容で見いきますと、1人頭は約30万から35万程度になるかと思っております。となると、仮にシルバー人材センターの方々を町として入札したところに仕事をあっせんしていかれるのであれば、やっぱりその辺の給与等のところも相談をすることがあってもいいのではないかと思っております、その辺についてお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、一応仕様書の中でも御説明申し上げましたとおり、従業員の雇用に関しては、特記仕様書の中で地域からの雇用に配慮していただきたいということは一応入れてあります。

ただ、この辺はまたプロポーザルの中でどこの企業さんが、それなら、今の現在使っていらっしゃるシルバー人材センターの方々を続けてやりますよということについては、この辺のところはまた見きわめをしなければなりませんけれども、ほかの人で、シルバー人材よりも安いところのできる人がおれば、そういうことになるかもわかりませんが、その辺は約束はできませんけれども、こういう今までの経緯がありますので、私どもとしては、そういう機会があったら、お願いはする機会があってもいいかと思っております。ただ、できるかどうかですけど。

ただ、それで全体的に、このシルバー人材センターというのは、いろんな面で、ここに限らず、先ほど申し上げましたとおり公共施設のいろんな管理というのはお願いをしているわけですから、これからもこういう気持ちは持っているところであります。

○岸良 光廣議員

時間がますますなくなりましたので、この環境センターの民間委託については、最後にお願いをし、次に移りたいと思います。

何回も申しますように、こういう民間委託をする場合に、やはり地元企業を優先的に活用していく方法を考えていかないと、地場産業の育成にもなりません。

と同時に、当然行政の今行っている仕事を民間委託していくというのは、地場産業には経験がないことです。だから、これを経験を3年設けるとか、2年設けるとかというようなことは、本当に私から、民間出身者から言わせてもらおうと行政的な考えであって、地元地場産業のことを全

く考えておられないなど、この点は最後に申し加えまして、次の質問に参ります。

商業振興についてですが、先ほど、町長の答弁もありましたように、このプレミアム商品券については、私も非常にこれはいいことだというふうに考えております。

そこで、私がお伺いしたいのは、新たな振興と高齢者支援を考えた買い物支援を考えることはないかと申しあげましたのは、先ほど、町長もアンケートをとったというのは、ここに私も資料を持っておるんですが、これは平成23年の資料です。これに平成23年の時点で65歳以上が8,500人を超えておるとい資料があるんですが、ただ、アンケートをとられた対象が、何と525人、その中で、有効回答者369人なんです。

だから、私が本当に今後5年、10年後を考えたときに、やはり生活しやすいさつま町、あるいは安心・安全なさつま町をつくるためには、できることならば、この買い物支援事業の調査について、もう一回、65歳以上の全町民を対象にして調査を行った上で、買い物支援事業を検討したらどうかと。

といいますのは、大規模店舗、大きな店舗は予算的にもありますのでいろんな活動ができるでしょう。というのは、薩摩川内市でも、もうコープが中心となって、薩摩川内市が移動販売用の車を提供して、コープがそれを受けて高齢者のところを移動販売で回っていく。あるいは、さつま町でも、だいわがもう配達をしようかと。戸別配達をしようかというような時期に来ています。

だから、小売店舗が例えばさつま町のこの屋地、虎居の中心地だけならいいですけど、鶴田、薩摩の、言ったら失礼かもしれませんが中央から離れている方々、ここにも高齢者はたくさんおられます。あと5年、10年したら、今、65歳の方は75歳になるんです。そういう方々が安心して生活できる基盤をつくるために、今、さつま町にある小売店舗の方々がネットワークを結んで、買い物支援、例えば、注文を受けて品物を配達してやる。そこで、元気でられるかどうか確認をする。そういうネットワークがつかれないかということで、今回この質問をさしてもりました。

それで、これについて、もしできることならば、さつま町の65歳以上の独居老人宅も、夫婦世帯も、全部もう一回アンケートをとっていただき、それで、今後の5年後、10年後を考えたときに、この計画に商工観光課だけでなく、企画も、介護も、保健もいろんなセクションの方々が集まっていたら、そういう検討会ができないかどうか、それを町長にお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどありましたとおり、商工会が過去とった分については、非常に回答率が少ない中でそういう結果が出たということです。全体を把握するには、ちょっとまだいろんな不足の点があったのかなという感じはいたしております。

それで、おっしゃるとおり、これから高齢化が、現在でも35%でありますから、ますます5年先、10年先に視野を広げたとき、本当にそういう買い物弱者というのは当然深刻な問題が出てくるだろうというふうに考えておりますので、これについては、毎年65歳以上の方については、今、ちょうど実態調査も行ったところでもありますけど、改めてこの問題については非常に必要なことだと思っておりますので。

それで、やっぱり設問の作り方もいろいろあるかと思っておりますので、その辺の実態をよく把握できるような設問をつくって、そしてまた調査をしてみたいと思っております。

これについては、確かに曾於のJAとか、薩摩川内市のそういう例もおっしゃいました。確かにそういう事例がもう最近出ております。それで、この辺のところはもう早くからJAとか商工会に呼びかけはいたした経緯はございますけれども、具体化しておりませんが、やはり必要を迫られたことであるかと思っておりますので、その辺の前段の必要性、ニーズがどの程度あるかは

十分調査をしていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

この実態調査について、介護のほうでもごく最近、多分調査されたと思います。この平成23年度の対象者525人、町長が3割と言われましたけど、その当時のデータと介護のほうでケアマネジャーの方々が調査された中でいくと、必要とされるこの者数がちょっと変わってくるんじゃないかなというふうに考えております。特に、これはやはり調査をするのであれば、全戸数を対象に調査を広げてほしいと。

また、私が高齢者対策、これだけじゃなくて、やはり地場の小売商店、例えば一つの小売店であれば、食料品店であれば、もう限られた商品しかありません。ところが、さつま町全体の小売店をネットワークで結んだときに、高齢者の方が「あたや雨靴が欲しいんだけど何とかありませんか」と言われたときに、近くの食料品店で雨靴がなくても、ネットワークを結ぶほかの小売店舗から雨靴を調達してもらって、それを高齢者に届けるというような、そういうネットワークがつかれないかどうか。

これはなぜそういうことを言いますかちゅうと、先ほど言いました薩摩川内市でのコープというのは大きいです。そこで、薩摩川内市が移動販売車を提供して、高齢者のそういう支援事業を行っております。それで、やはりさつま町でも、私が申し上げた提案です。だから、先ほど言いました商工観光課、商工会、それから介護、福祉、企画、そういう方々が集まって、やはり5年先、10年先の高齢者対策としてのいろんなたたき台をつくれないうか、それについて、町長にそういうたたき台をつくるための打ち合わせ会を開いてもらう意思があるかどうかをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

ただいまのこの御提言になるかと思えますけれども、確かにこれからの時代に必要を迫られる案件ではないかと思っていたところです。

このことについては、先ほど申し上げましたとおり、私ももうこれだけ田舎の店もなくなる時代になっていまして、本当に高齢化が進んで、特に運転免許がない方々、そしてまた今でもデマンドバスやら、この交通体系の見直しもしましたけれども、それでもやっぱり不自由をお感じになっているんじゃないかと思っておりますので、この辺のやっぱり満足度を高めていくためには、何らかの対策をやっぱり関係機関と一緒にやって、まあ行政がするということなく、やっぱり関係機関と一体となって取り組む必要も感じておりますので、その辺は関係課のほうで十分検討の組織はやっていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

あと時間が5分、6分しかありませんので、ただ、2点だけお願いをして終わりたいと思います。

まず、1点は、ただいま申し上げました高齢者支援について、これは水俣もでしたが、佐賀の白石町に議員視察に行きましたときに、白石町も1市3町が合併して福祉バスが走っております。ところが、路線変更をいろいろしながら、今、6路線あったのが2路線になっています。ただし、高齢者の方々について自宅から最寄りのバス停まで、ちょっと名前は忘れましたが、何とかタクシーと言いまして、自宅から最寄りのタクシー会社に電話をして自宅に迎えに来てもらって、自宅から最寄りのバス停まで200円で行くと。それから、買い物あるいは病院、市役所、いろんなところに細かくバス停がつくってあって、で、帰るときにはまた最寄りのタクシー会社に連絡して、何時にどのバス停に着きますと言えば、そのバス停に200円のタクシーが来て待っている。それで自宅まで送ってもらうと。その差額分を白石町が負担をしているということでした。

これの財源としては、たしか過疎化対策費でしたか、過疎債で賄われているという説明でありました。

だから、やはりそれは各市町村によっていろんなやり方があると思うんです。だから、それを一つにこれと決めるんじゃないで、やはり関係部署の方々がいろいろ集まり、それにはやっぱり議会も入って、いろいろな5年、10年後の高齢化対策というのを真剣に考えていかなきゃならないだろうという願いが一つ。

最後に、一番最初に申し上げました今後のやはり民間委託につきまして、できるだけ地元の企業が参入できるようなシステムの構築、要するに、経験年数を設けるということは排除してもらわなければ、土木建設業でも、あるいはそのほかの業態の方々が新規参入をしようとしても、今のようなそういう枠を設けられれば、どうしても参入が厳しいです。

だから、入札指名委員会とかいろいろあると思うんですが、その辺の入札がしやすいようなシステムの構築をぜひともお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、13番、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、12番、新改秀作議員の発言を許します。

[新改 秀作議員登壇]

○新改 秀作議員

私は、次の2点について質問いたします。

スポーツの振興についてでございます。

1点目、国体に向けての本町の取り組みについて。7年後の平成32年には、東京ではオリンピックが開催され、国内最大のスポーツイベントであります国民体育大会が50年ぶりに鹿児島で開催されようとしています。本町では、ラグビーフットボールの少年の部会場の内定がありましたところでございます。

本町にとりましても日本全国にまちをPRできる大きなチャンスではないかと思うわけでございます。本町の具体的な取り組みについて伺います。

競技力向上のための指導者の育成について。各競技団体にとりましては、選手強化を初めとする競技力の向上や競技人口による普及拡大につながる絶好の機会であり、優秀な指導者や環境が大切であると考えます。

本町の指導者の育成・確保の状況、取り組みについて伺います。

次に、トップアスリートの招聘事業についてであります。

町内の小中学生に対して、全国レベルのトップアスリート指導者等を招聘し、スポーツ教育や講演会を開催し、青少年に夢と希望を与える青少年の育成、競技人口の普及拡大につながる取り組みと考えますが、考えを伺います。

次に、通学路の安全対策についてでございます。

通学路等の点検整備状況について。子供たちが安全に通学するために、危険箇所等通学路における緊急合同点検の取り組み状況について伺います。

2点目、交通事故防止対策についての教育委員会としての対策と児童生徒に対しての指導について伺います。

3点目、事故についての危機管理のあり方についてでございますが、全国の通学路で登校中の小学生の列に車が突入する事故を初め、登下校中の児童などが負傷する事故が連続して発生し、いつどこで起こるか分からない状況の中で、事故が起きたときの対応、危機管理のあり方を伺います。

1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、新改秀作議員のほうから、2項目にわたりましたの御質問でございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目のスポーツの振興について、鹿児島国体に向けた本町の具体的な取り組みについてということですが、平成32年度第75回国民体育大会が鹿児島県で開催予定でございます。本町におきましては、ラグビー及びバレーボール競技の会場地として要望をいたしておりましたところ、少年男子ラグビー競技の会場地としまして内定をいただいたところでございます。

今後の具体的な取り組みということになります。県の示しますスケジュールにおきましては、平成28年度に、会場となる市町村ごとの実行委員会設置、前年度におけるリハーサル大会の開催などがございます。

施設的な面におきましては、平成26年度中に中央競技団体におきます大会会場施設の視察が予定をされております。本町におきましては、広さなど施設基準はクリアしておりますが、設備あるいは備品などの面で大会に向けて必要なものがあれば、計画的に整備しなければならないと考えております。

また、御意見にありますように、大会の開催を通じまして、さつま町にたくさんの方がおいでいただくということでございますので、いかにこの地域の経済効果とか、活性化につなげていくかというのが大変重要であると認識をいたしております。

過去の大会、平成23年、山口大会というのがございましたが、この状況を見ますと、ラグビー競技は5日間の開催期間でありましたけれども、少年男子の部では、選手等の皆さん方が、延べ宿泊者数というのが2,167名、観覧者を含めた来町者というのが1万520名ということになっておるようでございます。大変多くの方々においでいただくということでありますので、大会の成功はもとよりでございますが、地元実行委員会におきましては、経済関係の皆さんにも入っていただきまして、最大限のこの地域の経済効果、活性化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

また、全国にさつま町をPRしていくいい機会でもございますので、これらを含めた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、2項目めの通学路の安全対策についての、まず通学路等の点検結果と、結果を踏まえての整備状況ということでございます。

通学路の安全点検につきましては、昨年4月23日に京都府、そしてまた27日においては千葉県と愛知県におきまして、本当に相次いで登校中の児童等の列に車が突っ込んで死傷者が出る、本当に痛ましい事故が発生をいたしました。

こういうことを受けまして、関係省庁及び県の教育委員会などから、各地域の学校、警察、道路管理者等が連携をいたしまして、通学路の安全確保を図るよう通知をいただいたところでございます。

この痛ましい事故の通知を受けまして、各小学校に対しまして通学路等の緊急安全点検を実施し、対策の必要な箇所の報告を提出させております。この報告で危険箇所として上がってまいりました29カ所につきまして、同じ年の7月23日にさつま警察署、県の北薩地域振興局、町の建設課、安全安心対策課並びに町の教育委員会により緊急合同点検を実施いたしましたところでございます。

この点検によりまして、学校や地域による対策が必要な箇所というのが7カ所、警察による対策が必要な箇所が4カ所、道路管理者等によります対策が必要な箇所が17カ所、その他1カ所と整理をいたしまして、それぞれにおいて対策を図ったところでございます。

学校や地域による対策としましては、スクールガードによる見守りなどをお願いいたしまして、また、警察には横断歩道の設置を要望いたしているものでありますが、横断歩道につきましては、関係部署に設置の申請がなされております。現段階では、まだこの2カ所が未整備ということでございます。

道路管理者につきましては、国道あるいは県道につきましては県の北薩地域振興局へ、歩道の設置あるいは交差点の改良をお願いいたしてございまして、9カ所全てにおいて着手済み、あるいは完了となっております。

町道につきましては、8カ所のうち2カ所が対策未完了、いわゆるカーブミラーの設置の関係になっておりますが、今、これについては再度設置個所を十分現場で検討いたしまして、早い段階で対策を実施するようにいたしてまいります。

なお、この緊急合同点検によります実施状況については、これまでに4回県の教育委員会から安全対策の進捗状況の調査は行われておりますけれども、ことし11月末現在では、29カ所中25カ所で対策が終了しているところでございます。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

スポーツの振興につきまして、まず、2番目の競技力の向上のための指導者の育成についてでございますが、御指摘のとおり7年後の平成32年度に鹿児島県で開催されます国体におきまして、地元さつま町から多くの選手が選考され出場することが、大会自体への関心も高まりますし、応援のしがいも出てき、まちの活性化にもつながると考えております。

国体競技では、少年の部、青年の部がありますので、7年後と考えますと、少年の部の選手は今の小学校の高学年が高校のころになりますので、その間におきます指導や素質を引き出す指導者の育成は大事なことでと考えております。

県の準備委員会が早くから設置されておりますのも、一つには選手の強化・育成があるからでありまして、競技団体におきましても有望な選手の発掘、そして強化・育成ということに今後力を入れていくものと思われれます。

本町におきましても、部活動やスポーツ少年団等を通じまして、競技スポーツの振興を図っておりますけれども、例年、各種の競技におきまして県大会で優秀な成績を上げ、全国大会や九州大会に県代表として出場していることを考えますと、指導者の皆さんの御努力や指導力の高さがうかがえるところでございます。

御質問の指導者の育成につきましては、県の状況も踏まえつつ、スポーツ少年団の指導に携わる方につきましては、スポーツリーダー養成講習会、スポーツ少年団認定委員講習会等へ参加していただき、また、競技団体におきましても、いろいろな講習会が開催されるところでございます。

今後、町としましても、体育協会の協力も得ながら、子供たちの指導のあり方等につきまして、指導者に対する研修会等も検討していきたいと考えております。

それから3番目のトップアスリートの招聘事業に取り組む考えはないかとのことでございますが、現状におきましては、小中学校におきましても、バスケットボール、ハンドボール、ソフト

ボール等でスポーツ選手の要請をしております。スポーツコンベンションでもプロサッカーチームが合宿に来たときに、サッカースポーツ少年団を集めてのサッカー教室や、実業団の九電バスケットボールチームが社会貢献事業としまして、小学校スポーツ少年団や中学校及び高校のバスケットボール部への指導教室を行っております。また、鹿児島に本拠地を置きますプロバスケットボールチームのレノヴァ鹿児島によります子供たちへのバスケットボール教室を開催しております。

今後におきましても、このような機会を捉え、トップアスリートによるスポーツ教室もお願いしていきたいと考えております。

また、国、文部科学省などの制度におきますトップアスリートの派遣事業や、トッププロによりますボランティア活動としての子供たちの触れ合い交流やスポーツ教室などの取り組みもあるところでございます。

やはり子供たちも有名な選手に直接接し、指導を受けたり、話をしたり、まさにプロの聲に接することで、僕も将来あなりたいというような夢と希望を持つきっかけになることも考えられますし、意欲の向上にもつながると思いますので、町体育協会の協力も得ながら、先ほど申し上げました指導者の育成等にあわせて、そのような取り組みも検討してまいりたいと考えております。

それから、安全対策でございますけれども、この安全指導につきましては最も大事な指導の一つと考えておまして、特にこの交通事故の防止等の対策につきましては、町教委が指導していること、学校等が取り組んでいること、地域PTAにお願いして取り組んでいること、もっとも連携してやっているわけでございますが、分けて御説明申し上げたいと思います。

町教委の指導としましては、年度初めに児童生徒の安全指導に関する通知文、それから、管理職研修会等での児童生徒の安全管理に向けた指導、各学期始めや連休、長期休業前、出校日前など、時宜に応じた安全指導、緊急指導としましては、管内学校で発生した事故や近隣市町で起きた事故等に対しては、「他山の石」とすべく、すぐに他の学校にも事故の状況や指導内容等を伝えて、事故を防止する対応をとっております。2名のスクールガードリーダーを委嘱しまして、全小学校の巡回指導をお願いしております。

学校等では、公立幼稚園、小中学校全校におきまして、今述べましたような町教委の指導を受けて、学校や校区の実態に即する対応をしていただいているほか、学校安全計画のもとに、集団下校訓練などの実施や危険予知トレーニングなどの指導を通した日常的な取り組み、年度初めのさつま警察署や交通安全協会の協力を得ての交通安全教室における横断歩道の渡り方や正しい道路歩行、自転車の安全な乗り方等についての学習、それから、校区内の危険箇所を網羅した通学路安全マップを作成しての指導、学校によっては御案内のとおり交通少年団を結成し、安全に向けた児童の自主的な活動の推進もやっていただいております。

地域PTAにおきましては、PTAで分担していただいて、朝の立哨指導への協力をいただいておりますし、保護者、地域の方々によるスクールガードが学校と連携しながら、通学路における見守り活動等をしていただいております。

以上のように、町教委、学校、家庭、地域が連携しながら、それぞれの立場で登下校の安全確保や安全指導の徹底により、児童生徒を事故から守る取り組みをしているところでございます。

それから、3番目の事故に対する危機管理につきましては、各学校はそれぞれ危機管理マニュアルを作成しております。それに基づいて全職員が一致協力して対応するように指導しているところでございます。

具体的ということでございます。具体的には、事故発生を受けまして校長への速やかな報告、

応急処置及び該当児童生徒の保護者への連絡、警察や救急搬送のための通報、児童生徒への避難の指示、町教育委員会への報告、他の保護者への連絡などの流れを年度当初に全職員で確認しまして、事故の種類や状況に応じながら対応の順序を間違いのないように、そして連絡先に漏れないように指導をしているところでございます。

そして、全体的には、台風、大雨、洪水等の風水害、地震等の災害、不審者の侵入、交通事故、水難事故、熱中症や運動中のけが、その他、教育活動中の事故あるいは食中毒等々、近年の多様な事故に対しましてその対応も異なりますことから、ことしの7月に県教育委員会により学校における危機管理の手引きが配布されておりますので、それを活用しながら、見直しをして対応するよう学校へ指示するなど、危機管理のあり方に万全を期すように指導しているところでございます。

なお、何と言いましても、管理職の危機意識の向上が肝要でありますことから、その意識高揚と職員への指導等が日ごろからなされるよう指導しているところでもあり、今後ともそのような指導に努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時55分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○新改 秀作議員

ただいま町長から答弁をいただいたわけでございますけれども、28年に実行委員会を、国体の実行委員会を開催して、いかに地域活性化につなげるかが重要な課題であるということの説明がございましたけれども、まだ我々の町は一応ラグビーの少年の部が内定してございますけれども、まだ内定していない競技が20競技ぐらいあるわけでございますけれども、ほかの競技の誘致をする考え、その本町の方針についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたラグビー、バレーボール、こういう競技については要望いたしまして、少年男子のラグビーが今のところは内定ということでございます。そのほかの競技のバレーボールでありますけれども、施設的な基準というものを満たしておるところでありますし、町内のバレーボール人口というのもかなり多く盛んでございます。当初申請分というのを引き続き要望はしていきたいと思っております。

ただ、開催地の決定につきましては、市町村の要望だけではなくて、競技団体がどこで開催をしたいかと、そういう希望を出しておるようでありますので、市町村の要望と競技団体の要望が合致をする必要があるかと思っております。そういうことは必要条件ということになっておるようであります。

バレーボールについては、先般もこの土日、初めてさつまカップの高校男子のバレーボール大会も開催をいたしまして、九州管内から、県外から8チーム、長崎県とか福岡、宮崎、県外から8チーム、県内の主な高校から8校、16チームの参加をいただきまして、本当すばらしい第

1回目の開催があったところです。

そういうことで、さつま町については、そういう競技場が整っておりますし、いろんなところにも認知度が高まっておりますので、できましたら、そういうバレーボールの関係については誘致はしていきたい、努力はしていきたいと思っております。

とにかく、そういう団体と思惑が一致すれば非常にありがたいと思っております。

○新改 秀作議員

今ちょっとバレーボールの話も出ましたけれども、まずは国体選手と一緒に寄るというのは、それは50年に一遍ですけど、大変な子供たちにしても、まずは見るのがまず第一であって、競技人口の普及拡大にもつながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう案がございましたら誘致に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思うところでございます。

次に、先ほど、この国体の誘致が決まりますと、開催地のPRやいろんな地域の活性化につながる大会としての位置づけがなされているわけでありましてけれども、この地域の活性化としてすぐ浮かぶのが、我々がスポーツコンベンションに取り組んでいますスポーツ合宿でございます。

少し形は違うんですけども、例といたしまして2002年のワールドカップ、日韓共催のワールドカップがあったわけでございますけれども、そのときに、御存じであると思っておりますけれども、大分県の中津江村がキャンプ誘致に候補を名乗り上げたわけでございますけれども、その中でカメルーン共和国でしたか、そこが一応指名して、あのときの一村一体となった取り組み、おもてなしの心というのに非常に感動した経緯があるわけでございます。

あのとき以来11年になるんですけども、非常に村も交流人口3万9,000人といえますから、私たちの町がスポーツ合宿、あるいはコンベンションに取り組んで、24年度の決算で1万2,000人ですから、その3倍強ですね。そういう交流があるということで非常にこのスポーツ合宿というのは活性化に相当貢献できると思うんですけども、その点の誘致活動、うちはやってることはやるんですけど、ラグビーも今まではもちろんです。大会に近づけば近づくほど多くはなると、少なくはないと、多くはなると思っておりますけれども、その他のスポーツも、もちろん今町長が言われたようにバレーボールもやっている。一番いいのは、子供たちを寄せる活性化策ですよ。やっぱり子供には親がついてくるから、そういう活性化策は考えられないものか。いろんなスポーツ合宿に取り組んでみるお考えはないものかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

さつま町は交流人口の200万人ということで大きな目標を掲げておりまして、こういったスポーツを中心として文化面、あるいは各種大きな大会の会場地として努力をいたしてきておりますが、そういうことで、とにかく交流人口も増大の方向にあるかと思っております。

特に、今御意見にありますスポーツの合宿の関係であります。これについては、さつま町は非常に交通の便もよくて、日帰りのそういういろんなスポーツ大会も多いわけですけども、できるだけ地域に経済効果が生まれる、地域の活性化につながる、そういうものにしていく必要があるんじゃないかということもありますので、できるだけ2日間にわたるような、そういうスポーツの行事を組み立てるといっても、各いろんなスポーツ団体のほうも努力をしていただいております。それぞれ、学生、小中学校含めて、あるいは高校、民間のそういう指導者の皆さん方も、そういう意識のもとで実際取り組んでいらっしゃることも各種目ございます。これにつきましては、やはり合宿ができる場所の確保、常にやっぱりいつも確保できるよという状況をやっぴりつくらないといかんと思っております。受け入れ態勢というのがやはり大事かと思っております。

料金にしろ、あるいは弁当の関係とか、そういう意味でスポーツコンベンションの協議会を組

織をして、それなりの関係機関の御協力をいただいて今やってはおりますけれども、もっともっと受け入れ態勢というのを充実をする必要があるかなと思っているところであります。

そういうことで、今後も関係の皆さん方と、そういう受け入れの充実については、さらにいろんなこの取り組みということは工夫が必要かと思っておりますので、努力はしてまいりたいと思うところでございます。

○新改 秀作議員

受け入れ態勢というのが、私たち決算委員会でも、その合宿の誘致に対しての、宿泊施設の問題もいろいろ取り上げられたわけでございますけれども、誘致が課題であると、私もそうであると思います。この態勢は整っているんですけども、この広大な303平方キロメートルの中で、この自然豊かなこの町を見たときに、いろんな態勢は整ってるけども、その施設、受け入れ態勢の宿泊施設が整っていない。やはり何とかそれをクリアできて、あとまだ7年あるわけですから、一番それをピークに持っていくような、これがチャンスだと思いますので、子供たちの大会なり、いろいろ誘致できたらと考えるところでございますので、その辺の御検討もよろしく願いいたします。

次に、競技力の現状と課題でございますけども、さつま町ではスポーツ少年団がいろいろ盛んでございまして、いろいろ指導体制も強化されて、指導者もいらっしゃるということでございます。

先ほどもちょっと話をしたんですけども、スポーツ少年団としてランニングクラブで指導して、一生懸命頑張っている方もいらっしゃいまして、いろいろそのスポーツの基礎であるランニングを教えていただいて、基礎から教えていただいているという人には非常に感謝するわけでございますけれども、その年代に競技力向上が一番重要な課題であるわけでございますけども、小学校として、一応小学生で基礎を習って、問題は中高校生の技術向上なんですけども、そこにはもちろん指導者も必要です。優秀な指導者の配置ももちろん必要だと思います。教育長もわかっていらっしゃると思いますけども、立派な指導者がおおところは、急にやっぱり伸びが全然違いますよね。やっぱそういうのがおおところは、みんないろいろ九州大会、全国大会に行ってますけど、それを含めて教員の配置についてどのようにお考えなのか。それと、中学生、高校生の今のクラブ活動の加入状況を含めて御答弁願いたいと思います。

○教育長（東 修一君）

優秀な教員の配置というようなことでございますが、今御指摘のとおり、例えば私のほうで管轄しております宮之城中学校の男子バレーとか、あるいは薩摩中学校の陸上、これは長距離でございますけれども、すばらしい活動を見るまでもなくて、優秀な指導者が配置できればというふうに考えておりますけれども、やはり中学校ではどうしても教科の専門性、これを重視しなければならないということ、それから各学校の教職員の数に限りがあると、いわゆるこれは国で定めております編制基準に応じて教員というのは配置されるわけですが、その定数に限りがあるということでございまして、御案内のとおり、町内の4校でございます3校におきましては、すべての教科すら職員が配置できない状況でございます。

あるいは、転出、転入におきまして、他の学校で活躍中の優秀な指導者をうまく異動の時期に持ってこれるかというようなこと等もありまして、いろいろクリアしなければならない厳しい条件があるわけでございますけれども、状況を見ながら、私も県教委にもお願いしながら、できる範囲で努力はしてまいりたいと。厳しい条件はございますけれども、そういう形で努力はしてまいりたいというふうに考えております。

それから、ちょっと管轄外で、高校の部活動の入部率というのは調べておりませんが、中学校

4校を見ますと、ちょっと数字は小さくなりますし、何ですが、1年生が68.3%、4校すべての平均となっております。2年生が74.8%、3年生が71.9%、全体で73%弱、正確には72.6%ですが、これがスポーツ系のいわゆる運動部の部活動に入っております。それ以外も含めると85.9%、約86%が部活動に属しているというところでございます。

○新改 秀作議員

今のクラブ活動の加入状況を今ちょっと伺いましたけれども、23年度で県が66%というようになっておりますので、その辺からすると、さつま町はちょっと高いのかなと思っているところでございます。競技団体のいろんなOBの方とか、いろいろそういう方にお聞きしますと、私たちはサポートはできるんだけど、なかなか指導者というのでは時間がとれないとか、皆さんいろいろあるようでございます。できる人と、できない人とですね。それぞれ教員の採用試験でも、保健体育特別選考というのものもあるそうですので、その辺をいろいろ考慮いたしまして、中学生のこの部活動の強化という点で、いろいろな体協、各種団体の連携を図りながら、指導者の育成に努めていただきたいと思いますというところでございます。

次に行きます。トップアスリートの招聘事業についてでございますけれども、先ほど検討をしていくというようなことでもございました。何でこういうことが出るか、もちろん新聞紙面でも取り上げられて、いろいろやってる報道ございますけれども、ちょうど10年ぐらい前に私たちの町、時吉区でスポーツ紙をつくった経緯がございます。その中でも水泳の部でございましたけど、もちろん国体選手がたくさん出場したところではございますけれども、その中に書いてあったのは、昭和34年、オリンピック選手の山中毅選手が宮之城高校に招聘され、宮之城の水泳の選手のレベルの高さに驚いたと記載してあったのを私は目にいたしました。そのときはちょうどこの町も古川徹選手、水泳の会長さん、水連の会長さんでございます。その人がオリンピックに多分出場された、その時期ではないかと思うわけでございますけれども、それから10年、昭和40何年ですか、20年ぐらいですね、それぐらい水泳宮之城が盛んになったことがあります。

やっぱりそのときに、小さいころでございましたけど、私はちょっと会ってないんですけども、その選手を見て、ああ、僕もなりたいたいと言って水泳を始めた方がたくさんいらっしゃったと思うわけでありまして。

やっぱり1年に一遍ある県下一周駅伝にしても、子供たちがその応援を見て、応援態勢を見て、選手を見て、私も走ってみたいという夢と希望がわいてくるんじゃないかと思って、このアスリート招聘事業を提案したわけでございます。

検討をしてみるということでもございましたので、いろいろ懐ぐあいもありますので、今回の予算編成もまだありますので、少しぐらい予算を確保したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、予算要求を期待しておりますので、本日町長もいらっしゃいますので、大体わかると思っておりますので、ひとつ検討していただければと思っています。

最後になりますけれども、鹿児島県で50年ぶりに開催される国民体育大会は地元の活性化に大きく貢献できると思われまして。さらに少年ラグビー開催地も決定していることから、本町の特産品、大いにPRできる絶好のチャンスではないかと思うわけでございます。また、これからトップアスリートによる指導、指導者の育成等に力を入れて、本町からも国体選手が送り出せるようにできたらすばらしいと思っておりますので、今後スポーツの振興に力を注いでいただき、町のPRも含めた具体的な計画を作成されるように要請いたします。

私もいつも新聞に目が行くのは、まずはスポーツの広場からで、さつま町が出たら、あっ、うれしいなと思うことは私だけではないでしょうが、わかりませんが私もそう思うので、スポーツの振興に力をいただきますように要請しておきます。

次に、通学路の安全対策でございますけれども、先ほど町長のほうからも緊急合同点検の結果がいろいろあったわけでございますけれども、国、県の点検を合わせて29カ所ですかね、整備対策を講じる場所があったわけでございますけれども、横断歩道を含めてあと4カ所が未整備ということになっておるんですけども、この整備期間はいつごろまでを考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

事故を回避するためには、できるだけ早くということで、年度は区切ってはございませんけれども、できるだけ早くということで今県からの通知が来ておりまして、毎年それをチェックしていくというような形になっております。

○建設課長（三浦 広幸君）

横断歩道の件につきましては、ちょうど小牧酒造の前、付近が2カ所出ておりまして、小牧酒造のところにつきましては、以前設置されていたということで、激特で一部形状が変わっておりますので、今さつま警察署の交通課と協議をして、小牧の前は近々設置する予定でございます。

あと、佐志駅穴川線のほうにつきましては、先ほど教育委員会、町長のほうからもありましたとおり、緊急合同点検で要望が出されておりますが、交差点が近いという理由、さらにまた日特への車で通行量が多いというようなことで、要望としては承りますが、非常に危険な位置の横断歩道要望であるということが警察のほうで危惧されておりまして、そこらについてはまた再度合同点検がなされた関係者の方々と警察と協議をして進んでいくというふうに思われます。

カーブミラーにつきましては、要望が2カ所出ておりまして、1カ所は白男川のほうは緩やかなカーブで、一般論でいけば大丈夫だというような判断が出ておりますが、そこらもまた関係者の方々と協議をしなければいけない点でございますが、もう一方の県道の紫尾虎居線の上向の近くのところについては、今設置位置が民有地で駐車場の出入り口になりまして、個人の方の出入り口になっておりまして、設置方法などを今ちょうど警察の一灯式の信号機ありますけど、それらに設置できるかどうかお願いしているところでございます。

○新改 秀作議員

検討をしていただきまして、なるべく早い設置を要請するところでございます。

次に、ちょっと2点ほど住民の方からちょっと指摘のあったところをお伺いいたします。

この下の川原線ですよ、今のそこの新道線から川原線のことなんですけども、この線に対して通学路としてはどうかというような話も聞くわけなんですけども、下校時には車が多い、走行はそんなに、まあ一方通行になってるんですけども、この辺は今回の危険箇所にはなかったと思うんですけども、どのくらい程度検証されているものか、その辺をお伺いいたします。通学路としてですね、それをお伺いいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

今質問の通学路としての点検の進捗状況ということで理解しますが、全体的にちょうど新道線というのが盈進小学校の裏通り、島田医院の前の通りでございます、川原線がちょうど宮都橋から舟倉議長宅の前の通りでございます。

そこら辺を含めまして、ゾーン30という言葉が最近聞かれると思いますが、ゾーン30とは、車の最高速度を30キロに規制する区域で、通学路などの生活道路における交通安全対策を、公安委員会、教育委員会、道路管理者などと連携して推進する事業で、先ほど説明ありました通学路における緊急合同点検などの実施も踏まえて推進をするものであります。

本町においては10月に役場関係課とさつま警察署、それから関係機関を含めて盈進小学校周辺の議員が申されました路線も含めて現地の調査を行い、対策を検討することになっておりまし

たけれども、御存じのとおり、諸般の事情により延期されているところでもあります。

今後のスケジュールでございますが、来年、平成26年の1月の末から2月にかけて再度現地調査を行い、具体的な推進方法を協議することになっております。

本町のゾーン30の対策をする箇所としましては、通学路、それから高齢者が多い商店街が対象となることから、盈進小学校周辺の約14ヘクタールが鹿児島県警のほうから選定されております。その区域内にある道路が先ほど議員がおっしゃった新道線、川原線となりますが、ほかに国道267号、国道328号、ちょうど267、328と町道を囲んだ区域でございます。町道が新道線、小学校西線が島田医院の通り、川原線、盈進小通りが黒木書店の前の通りですね。役場前通り線が役場前の通りで、愛宕八幡線などが計画対象路線となっております。

検討すべき対策としましては、中央線消去による、中央線を消して路側帯を広げる路側帯拡幅、それから路側帯のカラー化、クロスマーク、バンプ、シンボル看板、路面表示、大型通行禁止、駐車禁止、一方通行、停止線などの、そういうメニューがありますが、緊急合同点検などを踏まえ、制限をかけることとなりますから、地域の同意も必要なことから、その区域内の実情に応じた対策を今後予算の範囲内で実施される予定であります。

以上です。

○新改 秀作議員

去年でしたかね、ちょっと私もある商売をされてる方から、お客さんが車をとめて、横をまた対向車が通るときに標識にバックミラーがかかったということを知っていますので、それぐらい狭いというところで、この言うことをわかっただけがいいと思いますけど、大体もうわかりますよね、通学路も全部使ってるという状態でございますので、やっぱりそれぐらい狭いところが何力所かあるということ、それを通学路として果たしていいのかな、そうすればまた遠回りになるのかなと思ったりもするわけですが、私も県道の山崎の今あそこを二、三日前に見に行ったんですけども、この路肩部分のカラー塗装化をしてありますよね。やっぱり最低あれぐらいはしてもらわないと、もしものことがあったら説明がつかないと私は思いますので、やっぱりできることは早く対策を練っていただきたいと要請しておきます。

それと、ちょっと私も伺ったんですけども、屋地の交差点にコンビニができたわけですが、あそこの通学路があるわけですが、去年も2人の議員の方々があそこの通学路のことについて質問をもちろんされたわけです。あ後に通学路ができて、その後にまたコンビニができたわけですが、あそこの出入り口のところ、あそこをつくるときに業者の方は何もそういう説明は、建設課のほうにはなくて、あそこを設置されたのか、その通学路となるわけですね、入り口が。そういうときに何も説明がなかったものか、建設課長でもいいですけどお伺いいたします。

まあ、説明責任がないと思えばそれでいいですよ、そういうのは必要ないんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

あそこの、今のコンビニができるときにそれぞれ協議がありまして、コンビニさんのほうとしては、どうしても前面が国道で非常に厳しい状況であると。最初はまだ広い状態であったんですが、もうこれでは非常に危険だということで、最小限で、しかも安全に最大限に注意しながら、国道側には回らないと、左の鹿児島銀行のほうに行くということで条件つきで許可をいたしております。

○新改 秀作議員

一応あったわけですね。私もあったのかなと思ってるんですけども、あそこは出入り口であって、やっぱりもうちょっとなれてくれば、信号でとまって通り抜けをするわけですね。通り抜

けを私もしたことありますけども、早道なんですよ。そういうのがあって、やっぱり事故になる恐れがもう相当高いなと思っておりますので、その辺の、できれば何かその運転者にわかるような看板の設置、気をつけてくださいって、何かそういう方法ができたらと思っておりますので、何かまた考えてみたらと思っております。

続きまして、交通事故の防止対策の指導でございます。子供たちの登下校を見ていると、やっぱりたまには悪ふざけをしているいろいろ帰る子もいるようでございます。集団登校、集団下校がいいのか、悪いのか、事故になれば、二、三日後も新聞に載ってましたけども、いろいろ大きな被害を被るということでございますので、その辺もあわせて学校の指導体制の徹底、保護者との連携による地域全体で子供たちの安心安全を守っていく体制づくりに努めていただきたいと思いますところでございます。

次に行きます。この事故に対する危機管理でございますけども、本町も何年か前、ちょっと前になるんですけども、子供を巻き込んだ大きな事故が発生したわけでございます。また今回も学校内でありましたけれども、事故が発生したわけでございますけれども、そのときに先生方がパニックになって、何が何かわからなかったというようなこともお聞きしてるわけでございますけれども、それぐらいのことだったと、私は本当に思います。先生になると、やっぱりその場になってみれば、やっぱりその気持ちはわかるところでございます。

この前の二、三日前の教育長の話によりますと、1日の日を安全の日と決めていろいろそういうので確認をするんだということでございましたけれども、教育長の答弁によりますと、年度当初に確認をするようなことを、ちょっとこの答弁書を見ると、そのように書いてあるわけですがけれども、せっかく安全の日を1日に決めたんですから、やっぱりそのときにそのマニュアル、いろいろ言えば交通事故でなくとも、いろんな季節によっていろんなあれがあるわけですから、毎月一遍はそういう安全確認をして、マニュアルのもう1回先生方に周知徹底を図るということは考えられませんか。

○教育長（東 修一君）

盈進の事故につきましては、本当に申しわけございませんでした。今御指摘のような形で10月1日を学校安全の日としまして、それから各月の1日を安全点検の日と設定をしております。その日にいろいろやったことを私どものほうに報告をするような形で、つまり今議員御指摘のように、一月に1回はそういう形の点検をして、私どもへも報告をするようなふうにしておりますので、今後今御指摘のような、この連絡体制も含めながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思いますところでございます。

最後になりますけれども、交通事故に対しても、いつ、どこでという予測はできないわけでございますけれども、未来を担う子供たちのとうとい命が奪われることのないように、通学路点検及び整備を行い、子供たちに対しては交通指導等を行い、ドライバーの方々にも安全を呼びかけて、安全な通学ができるように要請いたします。

また、万が一事故が発生した場合の処理方法、それとまた二次災害防止等のマニュアルも作成して、周知徹底して安全性に配慮してもらうように要請いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、12番、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました景観づくりの取り組みについて町長に質問いたします。

この質問は以前にもいたしました。答弁の内容はあくまでも地域住民を主体に住民と行政が一体となって取り組みを目指したい、町全体で進める景観づくりと、地域で進める景観づくりに区分し取り組む考えのようでした。さつま町として、その考えがどのように形として息づいているのか、これまでの検討、考えと思われるが、その流れが具体的に活動して実行されつつあるのか、次の2点について質問します。

1問目に、景観支援団体の申請により、良好な景観、保全、活用を目指す範囲の協議ができている地区、具体的活動を実践している地区を景観推進地区として指定し、また推進地区の中でも歴史的、文化的価値が高く、合意が得られた地区を景観重点地区として指定していく考えとのこと、1地区1景観の認定状況は、また具体的活動があればその成果をお示し願いたい。

2問目に、良好な景観づくりへの役割として、行政、地域住民、事業者等役割を明確にし、相互に連携、協働し、こころのふるさとづくりを目指し、総合的な景観づくりが必要とのことでありました。その総合連携が図られ、取り組み内容と課題がお示しできれば示していただきたい。

以上で、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員からの景観づくりの取り組みについてということでの御質問でございます。お答えをさせていただきます。

初めに本町の景観づくりの取り組みにおける1地区1景観の認定状況とその成果ということでございます。

本町は平成18年に景観行政団体として指定された後に、町のイメージアップを図るため住民の意識啓発活動やアンケート調査等を行いまして、さらにまた町と地域と連携して進める景観づくりとしまして1地区1景観運動に取り組んでいるところでございます。同時に、町木のもみじの植栽についても、もみじの森景観形成プロジェクトなどの御協力をいただきまして、町内各地への植栽を進めてきております。

このうち、1地区1景観運動につきましては、地域活動支援事業の中で推奨いたしまして、平成20年度から3年間において景観関連の事業に100%、上限として15万円までの補助枠を設けて実施をしてきたものであります。

また、23年度からは、この事業を地域元気再生事業とリニューアルいたしまして、提案公募型と地域活性型の二本立てで取り組みを進めております。この中でも各地域において景観づくりをテーマにした事業に継続して取り組んでいただいております。

そこでお尋ねの認定の状況でございますが、この事業につきましては、特別に地域とか事業を限定・指定するなど、こういった認定というスタイルはとっておらず、地域の活性化計画に計上をしていただいで、計画全体を認定をしながら、当該年度の各種事業を進めていただくと、そういった手法でございます。認定状況という点の件数とか、あるいは進捗状況は数字としては特に示しておりません。

また、地域によりまして景観づくりの手法とか、あるいは目的もさまざまでございますので、ひとくくりで成果を判断するということは困難な面があるかと思っております。

ただ、平成20年度以降におきまして1地区1景観に着手しまして、各地域ともにさまざまな事業に着手をしていただいております。景観づくりについては、一朝一夕には成果が見えないと

ということでございますが、また、一旦着手しますと維持管理費にもまた相当とらなければならぬと、こういうこともございまして、御苦勞もされているということを承っております。

今の成果を単純に数値で示すことは困難でございますが、一例としましては、従来から認知されていて、さらに発展、継続されているものを挙げますと、「花・木」、これがテーマのものとして、柘野の彼岸花まつり、時吉のチューリップまつり、求名、久富木の桜並木ですね、佐志の十文字が丘の整備、求名広橋の関係、あるいはこの平川の個人でございますけども、芝桜のやっぱり植栽とかありますし、鶴田・二渡におきましては、平川もですがスイセンロードという、こういう取り組みもされております。

また、「河川」をテーマにしたものとして、神子を初め、二渡などで実施されておりますホテルの観賞とか、ホテル舟がございますし、やはり「人工・造形」の関係でのテーマとして、けさの新聞にも出ておりましたとおり、湯田地区の竹ホテルの関係ですね。中津川のイルミネーション、イルミネーションについては各地区それぞれ実施がされておるところでございます。

そういったそれぞれのこういった景観の関係から視点をおきますといろいろあるかと思っておりますし、最近の取り組みの事例として、求名の桜植栽を初め町内各地域・ポイントへの、町木であるもみじの植栽などを実施していただいているところでもあります。そのほかにもいろいろあるかと思っておりますけども、それなりの皆さん意識をされまして、一定の評価ができる取り組みをされておると考えておるところでございます。

それから、2点目のこころのふるさとづくりを目指す景観づくりに向けて、行政、地域住民、事業者の相互連携は図られているかとの質問でございます。

景観づくりの推進につきましては、現在それぞれの立場で進めていただいておりますが、心の景観づくりという点で捉えますと、地域や民間での取り組みが一層の効果が期待できると感じております。当然、行政を初め専門的な知識を有される業者の皆さん、あるいは直接事業を実施する地域など、関係者が相互に連携をして最大の効果が発揮できるというふうに期待をいたすものでございます。

地域のこの取り組みにつきましては、地域活動支援事業、あるいは地域元気再生事業という計画の中にしっかりとうたい込んでいただいておりますので、地域みんなで取り組んでいく、こういった行動が一番素晴らしいことだと思っておりますので、こういった計画については、やはり計画をつくられた段階でヒアリングを行いながら行政との意見交換をしながら取り組みをしていただくというようなことでございます。

やはり、この地域に根差して、その地域の特色ある取り組みということがまた地域にマッチした景観づくりにつながっていくというふうに考えているところでございます。

また、もみじの森景観形成プロジェクト、これによります取り組みにつきましても、それぞれ紫尾の農村広場とか、泊野のきららの里公園とか、鶴田ダム、こういった幾つかのポイントを選定をしながら重点的な植栽をしておるところでございまして、そのほかの要望のあった公民館へも配布をいたしております。

あと、課題として、植栽後の後の管理、病虫害対策とか、そういった維持管理にある程度の専門性ということも必要かと思っております。このようなところが、また今後のいろいろなまた適切な指導ということも必要かなということも考えております。

いずれにいたしましても、景観づくりは一朝一夕になるものではないことは御案内のとおりでございまして、少しでも根気強く継続して取り組む必要があると思っておりますので、皆様方と一緒に、連携をしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長が示しのとおり、1地区1景観につきましては、確かに地域活性化事業の中でいろんな地区がそれに取り組んでいく、その地域独特の品物によってそこを景観していく、そういうこと。私も十分その1つの地域がそういうふうにして活発に動いているということは認識していますし、そのところでもやっぱり元気な地区、あるいは時吉のチューリップまつり、これも私も参加しました。見に行きましたけれども、非常に地域の盛り上がりができることを痛感しております。それと柘野の彼岸花まつり、地域が近いこともありまして、私たちにも手伝いの要請が来るころでありますけれども、車の台数にしましても500台、道路脇は別にしましても、駐車場だけでも500台以上の車が来るというようなふうにして、非常に盛り上がった地域であると私も確認はしております。

それから、先ほどもみじの森の植栽プロジェクトが、ある地区でいろんなことをしてるということをされました。今のこの時期に町長見られても、維持管理、あるいは植えたんだけど、あとどう管理していくのか。それと、やっぱりこの山を見られても、今の時期が一番、もみじは気候によっていろいろ変化いたしますから、今の時期がこの地区が一番いいんでしょうけれども、その下払いの維持管理、ここあたりも非常に苦難をしてるところがあります。

こういう地区で1地区1景観の事業の中で、そういうふうに取り組んでいращやることは十分認めますけれども、今をちょっととって見ますと、時期的にチューリップの時期であったり、あるいは彼岸花の時期であったり、コスモスの時期であったりとして、まばらな状態がある。先ほどもみじのところ、泊野、紫尾あるいは、もう1個どこやったですかね、そういうふうにして重点的に持っていけるような話もありましたけれども、やっぱりこういうところに町の景観、先ほど新改議員の質問の中にもありましたように、町長も交流人口200万人を目指してどういうふうな取り組みをしていくかということをおっしゃいましたが、やっぱりこの時期に、さつま町に訪れたらこういうところがあるよとか、この地区はスイセンも道路沿いに植えて、こういうところがあるよと、そういったところで町が陣頭指揮まではいかんでしょけれども、音頭をとってそういうところを広く啓蒙されるような方向性もあるんじゃないかと思うんですが、そういう点につきましての、私が申し上げたのは1地区1景観をどのように盛り上げるかということなんですが、町長がそういうところに対しての考え方はいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

基本的には、その地域が持つ風景とか、いろんな情景がありますので、それにふさわしい景観づくりというのが一番いいのではないかなと思っております。行政のほうからあれよこれよということよりも、地域独自の取り組み、そのために地域の活動支援事業というのをやってもらっているわけでありまして、そういうことに対しては町のほうでも支援をしていきますよということにしております。

ただ、もみじ等については、先ほど申し上げましたとおり、町木でありますので、あちこち植えても、ある程度集団化しないと見ごたえがしないというようなところもありますので、やはり集中的に植栽しながら、それだけのやっぱり景観のすばらしさというのを発揮をする必要があるかと思っておりますので、先ほど申し上げたところを重点的にやっていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

それでですね、1地区1景観のところを強く言うんですけれども、地域活性化事業の中で、その地域がそういうふうに取り組んでいただくこと、これが一番いいんですけれども、元気なとこ

ろ、それといまいちどうかなのところもあるんですけど、やっぱりそういうところは行政主導で、町の担当職員も配置してあるわけですから、そういうところでもやっぱしどういうところで、うちの区はどういうような盛り上がりができていくのかということの議論は必要だと思います。

ぜひ今後、館長会、いろんなどころがあると思いますけれども、いろいろなところの事例を出されて取り組んでいかれるべきと思っております。いち早く久富木区が道路沿いに桜を植えられて、現在私の足より大きいような木になってますけれども、なかなか何回となくあそこを通るんですけど、下草の伐採等、景観にちょっと地域の盛り上がりと言ったら語弊があるかもしれませんが、地域も大変苦労されてるのかなと思っております。やっぱりそういうところに、せっかく植えて、きれいに景観をつくっていくというのは、これから我々の使命だと思いますので、そこに行政がもう少し力を注いでいただきたいと思います。

それと、大きなところでは、町長、国道267号線、たしかナフコの付近からこの鉄道記念館ですかね、このあたりまで、それから虎居の宮都橋から医師会病院の下、それと宮之城温泉の周辺、これは旧町の宮之城町時代にかぐや姫の里とか、かぐや姫の町というようなことで竹林整備事業、いろいろ国と県と対応されたと思っておりますが、金明竹が非常に当初からしますと小さくなっております。これは当然県の道路ですから、その周辺も県がすべきのこととは思いますが、以前から、旧宮之城町の時代から竹のふる里ちくりん村というようなことを銘打って金明竹も植えてきたんですけども、非常に小太りし、小太りじゃないですね、小さくなり、その成果がどうなのかなということ町民の方々からも聞くんですけども、あやいけんかしてまた太かさを植えやならんかとか、あるいはどうか方向性はないのかということ聞くんですが、ここにやっぱし湯田も一緒なんです。湯田温泉場通りも小さくなってきております。やっぱし町長、自分の町のことで、自分の町の景観をよくしようとすれば、県の管理道路でありますけれども、県への要望、あるいは町独自でこういうところに町が、お金も要ることでしょうけれども、一肌脱いでどうにかしていくよと、そうせんと以前の竹の町のふるさとはどうなったのかということもみすばらしくなっていくわけですから、そこあたりの町長の一肌脱ぐ元気さ、それと隗より始めて県なりにそういう要望をされて対策が打てないものか。

以前、たしか旧町時代、旧町時代とか宮之城町時代だと思うんですけども、その竹がこういう小細りしたり、枯れていってなくなるために、あるところに金明竹の仮植をして、そういうところがあったときにはそれを植えるよということで、県が補助したのかどうか、ちょっとそこまで私も調べませんでしたけれども、そういうふうにして金明竹の腕ぐらいの大きさのものを何本か植栽してあることを以前私も見てました。それがどこに行ったかわからないような状況で、そして、その267沿いもそういうふうにして金明竹のほうも目をそらすような竹になってきておりますけれども、やっぱし町長、そういうところに町として、あるいは議会も含めたさつま町として何か一緒になって取り組んで、再度そういうところを求めていく、それが行政の姿じゃないかと思っておりますけれども、町長、隗より始めよで何かそこに手を打たれるような考えはないですか。

○町長（日高 政勝君）

街路樹としまして、おっしゃるとおり竹のふる里宮之城という歴史がありまして、267号線、そして328号線、それから市街地の部分、いわゆる竹を、金明竹を植栽してきた経緯がございます。宮之城温泉もしかりでございますが、非常に竹については根を張ってどこに出てくるかわからんというようなことがありまして、それを防ぐために、もういわゆる狭い範囲で根が張らんように、ほかのところには張っていかんよとということで、狭い区画の中でこの植栽してあるものですから、やっぱり年数がたつとなかなか肥培管理の関係も当然あるかと思うんですけども、なかなか育ちにくいという状況がありまして、平川地区のこの328号線は虎居まで、もう

ほとんど伐採をしてかえって見苦しいという感じがあって、今はなくなっておりますけども、屋地の、いわゆる267号線も確かにだんだん小さくなってるし、宮之城温泉もそのようなことであります。虎居地区のそういう轟原から267のところもほとんどなくなってるというような状況でございます。

そういうことで、果たして今までどおり、こういう状況になったら更新のために何か補助でも準備のためにということもありましたけれども、なかなか竹の植栽については、もう定期的に5年に1回ぐらい植えかえしていくぐらいのことをしないと難しいと、そうなる膨大な費用がかかると、管理も大変だということで、果たしてこの竹がいいのかということもありますので、この辺は県のほうともいろいろ樹種は何がいいかということも検討もいたしております。町木でありますから、できたらみじをと申しますけれども、枝を張った時に道路交通上どうなるかということもありまして、その辺は今確かにこの景観的な問題、町のイメージアップのためにも何らかやるべきだということは考えておりますので、以前から県とは協議をいたしておりますが、結論的なところまで至っておりません。

今後やはりこの景観という意味、あるいは町のイメージアップ、そういう意味合いからもさらにまた県のほうとは詰めをしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、今おっしゃった答弁にあったように、なぜ私は今金明竹を無理やり言ってるのかというのは、やっぱり旧の宮之城町からの時代に竹のふる里宮之城というのを打ってきて、進めてきたわけですね。

それで、ここにきてそれがいいか悪いかは、先ほどおっしゃったように県ともいろいろ議論したり、何かしたりして、新たに取り組んでいかなきゃならないところがあると思うんですけども、今まで諸先輩方が竹の町ふるさとということで金明竹をわざわざ取り入れられて、そのときには竹の指導員も配置されたような覚えがあります。そういう中で取り組んできたことを、今度はやっせんにやっただ変ゆいがとそんな話もあるんですけど、そこあたりに至るまではもう少し町として議論というか、いろんなことをしていくべきじゃないでしょうか。

そして、先ほどおっしゃりました、この町のイメージとして何がいいのか、今皆さん、こう言や怒られますけど、井の中の蛙で、このさつま町にどっぷり浸かっと思ったら、さつま町のよさも忘れてしまうぐらい、そして一旦外の町に行きますと、わっ、ここはこういういいところをしてあるのか、どういう取り組みをしてるのかということを感じるところが非常にあります。

そういった意味で今度は申し上げましたけれども、ぜひ町長取り組んでいただけるか、議論のところに、議論の場に持っていただきたいと思っております。

それと、さっき、一番当初、町長の答弁にありました平成18年の12月に鹿児島県でいち早く、鹿児島市、それからどこやったですかね、3町ぐらいのところでは景観条例ですかね、景観形成の町ということで手を挙げました、さつま町として。それからその形がどういうふうになってきたのか、この前、県のほうの資料もいただきますと、もう残り、鹿児島県内でその景観形成の町の手挙げをしてないところは、もうわずかだそうです。奄美の市町村のところをとりますと、もうやってないところもあるんですけど、あそこは島全体を挙げて何ですかね、国の指定、あるいはその景観から世界、世界の指定を受けようかというような話もこの前は県のほうからお聞きしました。

やっべしうちの町として、何で先ほど来話がありました交流人口200万人を導入していく、あるいはスポーツコンベンションをしていく、そういうことをしていく中で何でしていくかとなったら私はこれから先、先ほど新改議員の中にありました7年後に国体があるということでした

けど、それに向けた、つくる観光地も必要じゃないかと思っております。そういった点で今申し上げてるんですけど、ちょっと話を聞きますと、もうこの景観形成事業の中の条例は当分つくらないんだというような、ちょこっと話も聞きましたけれども、そういうふうにして次第にそういう景観形成に対しての考え方が衰退していつてるんじゃないかと感じます。

それで、前回のときも分水路も完成し、築堤も完成しまして、この川沿いからの、河川整備からの景観づくりにいろいろ取り組んでいかれる道はないかということをご提案をいたしました。確かに虎居のほうでジョギング大会とかいろんなことを計画されております。区長にもちょっと、どうなんですかねということをお聞きすると、始めるのにまだいろいろ準備段階でとか、動きの中で抵抗があるということも聞いております。その中でやっぱりせつかくいいところですので、轟の瀬ですかね、轟大橋か、あの下流までを含めた河川の道路が完備いたしております。それで遊歩道的にも歩けるようになりまして、轟の瀬も見学できるようになっております。

そういったところを含めて、この後、虎居城跡地のところの景観づくり、町長の選挙のホームページを見ますと、鹿児島県のほうに、もう周辺の公園計画、あるいは橋ですか、橋の計画、兆候がもう少しずつ動いているということが出ておりました。こういう河川づくりの中の景観と、その椎込、旧虎居城跡地の先ほど出ましたもみじの植栽等を含めた、あの虎居城跡地ですね。あそこの景観づくり、そしてその県と対応した橋のつくりはどのように動いているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

町全体の景観を高めていく、このさつま町に入ったときに、非常に本当きれいな町だなと、やっぱり印象をつけるためにも、イメージをいかに作り上げていくかということが非常に大事かと思えます。

竹の町でありますので、やはり沿線の竹林については、きれいに改良しながら整備をしていく、この事業も取り組んでおりますし、いろんな形の取り組み方があるかと思っております。

河川整備の関係につきましては、これまで激特事業が終わりまして、あのようなすばらしい復興の形ができ上がったところでもあります。虎居城をイメージするような、あの城壁の護岸ができましたし、遊歩道の関係ですね。管理道路でありますけど、ああいうジョギングとか、ウォーキングができるようなコースもでき上がっております。したがって、今さらに環境整備、河川の環境整備ということで、ずっと国のほうに要望しておりますのは、屋地、虎居地区の時吉も含めてであります。この川の景観をさらに高めていく、もっと人が川と親しむ機会をつくる。こういう自然とのふれあい、そういうことで環境整備の要望を続けております。

その中で、今、国交省の動きとしまして、この屋地、虎居地区の景観整備について、川まちづくり事業に入りましょうというところまで来ております。

皆さん方のいろんな御意見を聞きながら、どういう環境整備をしていくかということについては、これからだと思いますが、もう既に現地の検討もされておるところであります。

そして、県立公園、お話にありました。これからテーマゾーンがことしから植栽工事、それから造成工事も始まります。そしてまた、本年度から歴史ゾーンの、いわゆるこの虎居城のところの基本設計が始まります。

この前、県知事のほうにも要望に行きまして、基本構想ができ上がっておりましたので、それを何とか実現をしていただきたいということで御要望いたしましたところでございますが、それについても基本構想どおりやっていきたいというような力強いお話をいただいたところでもありますので、私どももあそこに北薩公園という広域公園であります。さつま町にとりましては、この同じ町内にこういう県立公園があるところは、ここしかないわけです。広域であります

から、ほとんどが数カ町またがっておりますけれども、そういう意味で、何とかここを新たな観光スポットとして生かしていけたらと思っております。

そういうことで、河川の関係、それから県立公園の中でも、このテーマゾーンの中でちょうど椎込のあの辺のいわゆる環境整備をやっていただくというようなことになっておりますので、その辺も一緒になって取り組みを進めていきたいと思っております。

そういうことで、河川と森林、そういった非常に伝統、歴史、マッチしたいいい場所が変わっていくのかなと期待もいたしておるところでありますので、とにかく景観的な意味合いからも非常にすばらしい事業ができるかと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再会はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時04分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

午前中の最後で町長のお答えをいただきましたけれども、椎込の周辺の計画が随時進んでということですので、ぜひ県のほうにまた強く要請とかいいますか、今後も継続して要請していただくような方向性をとっていただきまして、町のメインとなる公園にさせていただきたいと思えます。

その中で1点、きのうといいますか、1日からちょっと私、名古屋から親戚が帰ってきているんですけども、親戚って言っても遠い親戚なんですけれども、こっちにおやじ、おふくろもいなくて、もう土地だけが残っているということでその確認に帰ってきた状況で、1日、3日と町内をいろいろ散策とか、その持ち分の土地等を連れて回ったんですけども、その中できのうはどこにその人たちを、さつま町のメインとしてどこに連れて行こうかなということを非常に思案しまして、来た日にその人たちはダムを見に行くということで、佐志におばさんがおいやれば、そのおばさんを誘って行かれたんですけど、さて、さつま町でご飯を食べようかしらどこに行けばいいのか、ないのかって、足を伸ばされて曾木の滝まで行って帰ってきたと。

それで、きのうのところで、せっかく名古屋から何十年ぶりに帰ってきたから、ちょっとさつま町もいろんなところを見て回らんやいかんねということで、どこに行こうかなということで、車でぐるぐる回るだけの、きのうは案内だったんですけど、宗功寺に行きまして、今町長のさっきの説明にありましたように虎居城跡地については、今後は、今はここが島になっているけれども、これが町の一大公園となつてつり橋ができたり、大雨のときには浸かってもいいような橋とか、いろんな計画があつて、次第に動きがとりつつあるということをお話して時間を潰したところでございます。

年齢から申し上げますと、ちょうど60前後の人たちで中学校、高校を出られてからもう長く帰ってきてない状況で、さつま町が変わった姿を十分見られて、今後またちょこちょこ帰ってきやないごと組み立ててくれ、という要望も受けたんですけど、その中で前から宗功寺の周辺の竹林、以前も私はあそこのところも申し上げましたけれども、磯にある竹林の竹がここに移ったんだと、それで由緒ある竹林ということでしたんですけど、なかなかこれじゃ宗功寺が生きてない状況もありましたので、もう少し何とかできないものかということをお話しておりました、きのう

も。

それで、町長が先ほど答弁の中にありましたように、その歴史ゾーン、あるいは観光ゾーン、県立公園のテーマゾーンですか、そういうことで広めていくということですので、ぜひそういう大きなところを、大きな拠点というか、広くそういうところを含めた開発にもっていけるように強く県のほうに要望していただきたいと思います。

それで、県のほうの要望に合わせまして、県の河川流域、激特事業で堤防ができましたけれども、草払い等、堤防が非常に目をはじくようなところもありますので、そういうところもあわせて景観上ぜひそういうところも必要だと思っておりますので、そのところは要望していただくように要請しておきます。

そして、次に町長、この景観づくりの事業を始められまして、先ほども申しあげましたようにこの自主的な条例は今のところ考えてないというような方向性を聞いたんですけれども、県の観光担当課ですか、に、足を向けましていろいろ聞きましたところ、先ほども申しあげましたけれども奄美群島のほうでは世界的文化遺産に全島を挙げて、幾つのまちですかね、かけてそれに取組んでいくということをされておりました。

この条例を制定することが本当にいいことなのかどうかは別としまして、景観からこのまちづくりをしていくということは非常に大事じゃないかと思っております。

この景観形成のパンフレット等をいろいろ見ますと、非常に難しい点があったり多岐にわたっておりますから、うちのまちに何ができるとかいうことで取り組みをしていただきたいと思っております。

うちのまちは人々が織りなす元気で快適な活力あるまちと、これは町の将来像ですけども、やっぱり最大限自然を生かし、ここから見える紫尾山のところにあるブナ林なんか議員同士で種植えに行ったのかな、苗の植栽にも行きましたし、いろんなこともしましたので、そういうところにもう少し力を入れていかれたら、このさつま町も、自然環境の面からもそういうところできてくるんじゃないかと思っております。

先般も同僚議員が奉仕作業じゃないんですけども、町の周辺の道路清掃にちょっと仕事の的に参加いたしましたところ、私も感じておりましたけど非常に空き缶等が散乱し、それが目をあれるものがあると、やっぱり年末を迎えまして、きれいに道路をしていただきましたけれども、ややもすればその草木類が相当茂れば、そういう空き缶等も相当投げ込まれて景観を損ねているという状況もあります。

先ほど答弁の中にもありましたように、周辺の竹林の整備もやっていくことが必要ということを申されました。

ぜひそのほうも取り組んでいただきたいと強く要請するところではありますが、以前県知事がこちらにいらしたときに、この道路沿いの竹林が非常に無造作に荒れているのを見られて、何とかせいでということで竹林の景観ですかね、が始まりましたが、やっぱり竹林のまちとしてこの景観から考えたときに、そういう整備を進めていかれる考えが、景観の中から進めていかれる考えがあるのか、また先ほど一番最初に申しあげました1地区1景観の中で、その地域地域にそういうことを行政として訴えていく考えはないのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

竹林改良の関係につきましては、9月議会だったですか、新たにやはり竹のまちとして、経済的な振興の意味合いでこの事業の組み立てをいたしましたわけですけども、沿線の景観上のこの竹林改良という意味合いでは、現在でも県の事業とか、あるいは町単でも実施をいたしているところでもありますので、これについてはまた引き続き関係の地主の皆さん方には御協力をいただ

いたりしながら、そういう景観が保持できるような形に努めてまいりたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

最後になりますけど、町長、この景観につきましては私もここに先ほど申し上げましたように、担当課に行きましていろんなのをもらってきたんですけども、いろんなのがあります。

農林業に根づいた景観保全とか、自然環境利用による景観保全、形成、それからこれは川とか地域なんですけど、非常に景観につきましては奥が深いものがありまして、町単独ではできないし、やっぱり地域を、そうしてお願いしていかなきゃならないところがあるんですが、先般の、先般といいますか、これまで景観について同僚議員からもいろいろな質問があったんですが、危険廃屋ですか、例えば解体撤去作業補助事業、これも進んでいます。

先ほど申し上げました、よそから県外から帰ってきた人たちの中にも、もう潰せてよかたっどん、いけん方法があればいいですかということがありました。

それのところも、その廃屋解体事業のところを説明はいたしましたんですが、なかなか全部を解体し、処理をし、それを業者に頼むとしたら大きなお金がかかるので、どうしても二の足を踏むというようなことも聞きおりました。

このことについては、同僚議員の質問の中にもいろいろ答弁がありました。

これからは景観に関して、町長が最初から答弁の中にありました経済的支援、それから交流人口的な面、それから地域の活性化の方向性からも非常に大事なことではないかと思っております。

少子高齢化がいく中で、確かに草払いとかそれを継続維持していくことは難しいところがあると思うんですが、大事な施策じゃないかと思えます。

これ以上に取り組みが図られるように強く要請するわけですけど、町長、景観行政については先ほども申されましたように、私は環境整備あるいは今環境保護条例ですか、環境課の条例の中にもありますように、非常にまちがきれいになることは非常にいいことじゃないかと思っております。

5月に長島町のふれあい、夢追い長島フェスタ、道路沿いにずっと花を植えて、まち全体できれいなまちづくり、長島を訪れる方にいい印象を与えようというようなことで、町長自らそれに手を挙げられて取り組んでいらっしゃいました。

まねをしてとは申し上げませんが、やっぱりこの地区は今の時期やったらスイセン、黄色か白かというように、町長の入口のところの平川のほうでもスイセンがものすごく道路沿いに植えてございます。

やっぱりこういうことで、全町的にそういうことを進めていかれるようなことを強く希望します。要請します。

ところで、町長、全町的にはちょっといろんな無理なところがあるということをおっしゃいましたけど、やっぱりそういう長島町みたいにそういう行政あるいは地域、そしてあるいは事業者、これ事業者という意味では建設業とかいろんな協力団体だと思うんですけど、さらにそこあたりに輪を広げていって、美しいさつま町といいますか、最初申し上げました心のふるさとづくり、こういうようなまちづくりに取り組まれるような考えがないか、お聞きしまして質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおりこういうまちづくり、景観も含めてですけども、単に行政が進めるということだけではなくて、やはり地域の皆さん一人一人がそういう意識に立って、我がふるさとをきれいにしようとか、やはり地域であったりいろんな団体、グループであったり、もうやっぱり一

体となって取り組むことがそういった効果を上げるということになりますので、行政オンリーじゃなくてやはり先ほどからいろんな場所で申し上げております協働の社会、これが一番大事かと思っているところです。

財源的にもこれはやっぱり限りがあるわけですので、いろんな面で自分たちができるところは自分たちでやる、我がふるさととはやっぱり自分たちで守っていく、しっかり後世に伝えていく、そういう気持ちがやっぱり大事であるかと思っておりますので、今後引き続きやっぱりいろんな協働社会というのをつくり上げていく、もうこれは行政がやはり音頭を取って進めていくべきだろうと思っておりますので、その辺は十分注意しながら取り組みを進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、10番、川口憲男議員の質問を終わります。

次は2番、木下敬子議員の発言を許します。

[木下 敬子議員登壇]

○木下 敬子議員

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、新たなむらづくりの形成についてです。

農村集落の活性化のため、グリーンツーリズム等を通じた都市と農村の交流など、集落外との連携により、共生協働による新たなむらづくりの形成が必要との観点から、我が町にもグリーンツーリズム研究会が設立され、活発な活動がなされています。町長はこういった自主的な活動をどのように評価しているのか、この点についてお尋ねいたします。

2つ目に防災対策についてです。

この夏は日本中の至るところで大きな被害に見舞われました。風水害、地震、竜巻など、自然の驚異になすすべがないといった感があります。我がまちも平成18年の水害から今なお大きな荷を背負っている方が大勢いらっしゃいます。

恐らく、各地に起きた被害を、自分のことのように心を痛めてニュースをごらんになっていらっしゃると思います。

町も災害に備えて危険箇所の点検や各地区、各自治公民会などにも自主防災組織、OB消防団による消防災害支援隊など、各方面での組織が編成されています。

1月14日の南日本新聞にも、北薩4地区の建設業者の方が山地防災パトロール隊を結成してくださったという記事が載っていました。通常業務で気づいた危険箇所の情報や災害の予兆を行政に知らせてくださるとのこと、また定期的な点検や災害時の応急対応などを実施するとありました。

さつま町は北薩地区の中でも特に多く、15社、38名で構成、町を3地区に分けて活動してくださるとのことです。まことにありがたいことであります。

そこで、私は比較的災害の少ないこの時期に、いま一度改めて点検しておく必要があるのではないかと考え、お尋ねする次第です。

現時点での組織体制と訓練等を実施しているのは、どのくらいの割合になるのかお尋ねいたします。

そして、3つ目に療育についてであります。

この件につきましては、何度もお尋ねをいたしておりますので、施設がつくられて3年目に入っていますが、現状と今後の課題についてお尋ねいたします。

以上です。

〔木下 敬子議員降壇〕
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

木下敬子議員から3点の御質問をいただきましたので、それぞれお答えさせていただきます。
まず、新たなむらづくりの形成ということで、グリーンツーリズムの研究会の活動に対する評価はということでございます。

本町のグリーンツーリズム事業につきましては、御承知のとおりさつま町グリーンツーリズム研究会が中心となりまして、沢登りあるいは森林、農林、漁業などの体験学習あるいは農家民宿、修学旅行の受け入れなどを行っていただいております。

また、県内でも先進的な活動を展開をしているということで評価をされておりました、平成22年度におきましては鹿児島グリーンツーリズムフォーラム、23年度には九州グリーンツーリズムシンポジウムということ、2年連続で本町で開催をしていただいたところでございます。県内外から多くの皆様方が参加をされまして、交流が実施されたことは御案内のとおりでございます。

平成17年8月に、本町が主体となりましてグリーンツーリズム推進を図るため、さつま町グリーンツーリズム推進協議会を設立いたしまして、その後平成19年3月に会員が35名ということで、さつま町グリーンツーリズム研究会が組織をされました。

研究会を中心に都市農村交流など、交流人口増加に向けました積極的な取り組みがされまして、平成20年度から研究会へ一本化して活動がされてきております。私が就任をいたしましてからこのような活動でございましたので、21年度からは町からも活動に対して助成の支援を行ってきているところでございます。

また、研究開発足時4軒でありました農家民宿におきましても、現在では12軒となりまして、昨年度282名の、これは事務局の把握分ではありますが、受け入れを行っていただいております。

加えて、23年度取り組んでおります修学旅行の受け入れにつきましては、2中学校で64名、24年度におきましては3中学校で、それからまた1高校ということで131名、本年度も11月までに4中学校、1高校で174名を受け入れてもらっております。あと、3月までに1高校を受け入れる計画になっておるようでございます。

受入体制につきましては、12の農家民宿と16の修学旅行の受入農家の御協力をいただきまして対応をしていただいております。

今後、修学旅行生の受け入れにつきましては、まだ増加する傾向にあるということで考えておりますが、新たな受入農家の掘り起しというのが今後は必要になってくるかと思っております。

反面、民泊型の教育旅行の受け入れの対応が先行している状況にありまして、農林業体験を通じました都市住民との交流という本来のこの交流人口の増加、地域活性化ということのほうからいきますと、若干この意味合いが変わってきているのかなということも感じているところであります。

研究会立ち上げ当初は、行政が中心となって進めてまいりましたけれども、現在では研究会が主体となりまして活動をしていただいております。

他県、他市町村からの研修の視察の受け入れということも大変多く、グリーンツーリズムの先進地という評価もいただいているところでございます。

このようにさつま町におきましては、交流人口200万人という大きな目標を目指した取り組みをいたしておりまして、町の観光物産等のPRとか、あるいは交流人口増加と、こういう意味でもそういった意味の活動の一翼を担っていただいているということでございますので、研究会

のこれまでの自主的なこの活動に対しましては、すばらしい実績をおさめていらっしゃるに、改めて高く評価しますとともに敬意を表するところでございます。

研究会につきましては、今後NPO法人への移行等も検討されているということでお聞きをいたしておまして、仮に法人化をされましても、これまでの実績を見ても、今以上の成果を上げられるんじゃないかともう確信をいたしておしますので、町としましてもできる限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、防災の関係についてでございますが、地域住民によります自助、共助の活動が、緊急時の危機管理において最大の効果を発揮するものでございます。

各地区、各公民会単位で結成されます自主防災組織の存在とその充実がこれから特に重要であると認識をいたしておしております。

本町におけるこの自主防災組織率は、平成25年4月1日現在で127組織ございまして95.8%であります。それぞれの組織において、情報収集の伝達訓練、消火訓練あるいは救出救護訓練、避難訓練、危険箇所の点検などを実施をさせていただいておまして、地域住民主体の防災活動が行われております。

本町では、毎年、町内一斉の防災訓練の日を統一日としまして設定をし、訓練実施を呼びかけております。その実施率は平成23年度が63.3%、24年度で74.6%という状況でございます。

このほかの消防職員、署員を講師とします講習会の開催とか、地元消防団によります初期消火の指導等も実施をされているところであります。

これからの防災対策につきましては、行政だけではなくて地域での活動、これが被害を最小限に食い止めるということからいたしましても、非常に大切な組織でありますので、今後におきましても組織率100%を目指しまして結成の促進を図ってまいります。

それと同時に、定期的なやっばり訓練というのが一番大事でありますので、そういう実施率を高める、こういったことも行いながら地域の防災力向上に努めてまいりたいと思っております。

次の療育の関係についてでございます。

施設が開設されまして3年目に入っているが、現状と今後の課題ということでございます。自閉症とかあるいは注意欠如多動性障害、学習障害、こういった発達に偏りのある幼児等に指導、教育を行っておる現在のクオラバンピーノにつきましては、発達支援センターとしまして平成23年4月に開業されまして3年目を迎えております。

利用の状況としましては、実利用者数が平成23年度、23名、平成24年度が31名でありまして、本年度は途中であります。36名ということで年々増加をいたしておしております。

療育という言葉に対しまして少し抵抗を感じられた方も、丁寧なかかわりの必要性を理解をいただきまして認知度が高まってきた結果だと思っております。

これに伴いまして、運営面につきましても、当初の平成23年度からマイナスが発生をいたしておりましたが、こういう利用者の増に伴いまして少しずつは改善の傾向が見られます。

こういう中でありますけれども、やはり欠席者というのが毎年2割程度発生をいたしておしております。初年度と比較しましても、この割合が増加傾向にあることが一つの課題ということが言えるかと思っております。

この要因としましては、第一義的には保育園に通園をされるということ、そこまでお送りされるわけですが、そこからまた午後とかこのバンピーノに行かれるということでもありますので、いわゆる併行通園ということでもありますので、この方々が約8割、27名となっております。

保護者による保育園とバンビーノとの送迎が困難な方が多く発生をいたしまして、結果的に欠席につながっているという状況がございます。

事業所とされましても送迎が実施できれば出席率が上がり、運営面も改善されてくるものと考えられるところであります。

町といたしましても、町内唯一の療育施設ができたことでありますから、どういった支援ができるかということで、これまでも設立の段階からずっと協議をいたしておりますし、今までも年に一、二回、事業の所長さんと、あるいはこの施設長さん等とお話し合いを進めてきておりますけれども、やはり午前、午後に分かれた利用形態の中で、午前、午後ともこの送迎を実施した場合、どちらか一方から実施した場合とか、そういった必要経費、人件費は当然伴ってきますし、車両も必要になってまいります。

そういった試算から国、県の事業というのがございます。移動支援事業というのがありますけれどもこれを活用できないかとか、活用できた場合、どのくらいの負担が発生するのかということとで今協議を進めているところでございます。

また、バンビーノに対しましても、今年度も450万円の運営支援を計画しておりますけれども、送迎ができなければやっぱり利用増につながらないと、運営面も改善ができないと、このような状況がずっと続くというようなことでございますので、この辺の改善策としては、やはり送迎が当面の大きな課題というふうに受けとめております。

来年度につきましては、この子育て支援に関する窓口をできるだけ一本化していく、これはもう改めて条例は提案をいたしますけれども、役場の組織についても体制を一本化する、そういう形での療育に対する支援体制を強化していきたいと思っているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○木下 敬子議員

ただいま町長の答弁にもありましたけれども、本当にさつま町のグリーンツーリズムは県内外からも大変高い評価をいただいているところであります。そしてまた、多方面にわたって活動をしております。

新しいことに挑戦するということは大変なエネルギーが要るんですが、当初行政の支援と、またそれに携わる係の職員の方、その熱心な取り組みがあったればこそ、今日を迎えることができたんじゃないかと思っているところです。

グリーンツーリズムの目的は、日常生活を体験することにあります。体験を通して食育を学んだり、命のとうとさを知ること、地域の中で人と人との触れ合いを学ぶ場所であると考えています。

先ほど町長が言われたように、最近は修学旅行の形態も大分変わってきております。都市部の中学生、高校生が体験を求めて訪れています。

私はこのグリーンツーリズムの取り組みは、これから先、集落農村を維持していくためには大事な事業であると考えております。研究会や講習会、講演会などに参加するたびに、その思いは強くなってまいります。

都市部から地方へと、人は癒しを求めて流れてきています。地方がクローズアップされる時が来ています。そのときのために受け皿をつくっておかなければなりません。

町長も受入農家の掘り起しを言われましたが、折に触れて正しい情報を皆さんに提供してほしいのです。先ほども述べましたが、グリーンツーリズムの目的は体験をすることにあります。旅館業はサービスを提供することにあります。決して旅館業を脅かすものではありません。この違いを理解していただくためには、今まで以上に情報の収集と発信をしてほしいということが、ま

ず1点であります。

そして2つ目に、さつま町をPRできるようなお土産を提供できないかということです。これは講師の方の話を聞く限り、市や町は後方支援はしていると、だけれども表面に出てこの町でやっておりますよってというようなところが見受けられないというお話をあちこちで聞きました。

なぜこんなことを考えたかといいますと、今の研究会ではお土産を持たせないということを申し合わせているそうです。

しかしながら、中学生、高校生がこの町に訪れたとき、果たしてさつま町のお土産を買って帰られるでしょうか。

私はそれはしていただければ本当にありがたいことなのですが、まずさつま町として何かできないかなと思ったんです。それにはお金をかけずに、例えばさつま町の広報紙を配るとか、さつま町は米どころでもあります。「さつまるちゃん」の袋を、袋っていうか袋に「さつまるちゃん」をちょっと張りつけて、1人、二、三合でもいいんです、お米を持たせてやって、さつま町に行ったときこんなおいしいご飯を食べたんだよって、家に持って帰っても何か親の人たちとお話ができるような、そんな仕組みを考えていったらいいんじゃないかなと思ってます。

そのくらいのことだったら、研究会ですればいいのよというふうに思われるかもしれませんが、さつま町が表面に出るといことがみそなんでありませう。

研究会には、私は全然こういう提案もしてはございませうので、まず最初にさつま町が何かをして、ほかの市町村にないことをする、そこのところを重視していただけたらと思つたことでありませう。

そういうふうにして小さなおもてなしができる、そんなさつま町にいただけたらなと思つたものですから、検討していただけるように提案申し上げてる次第でございませう。この点についてはいかがでございませうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、今さつま町のグリーンツーリズムはすばらしい活動をされておありませうして、あとまたふえれば当然この掘り起しというのが大事でございませうし、おっしゃるとおりグリーンツーリズムの趣旨というものをやはり皆さんが十分理解をする、旅館とは違ふんですよということをやっぱり区分けしていく必要もあるかと思つておありませう。この辺もまた十分いろんな機会に情報発信はしていきたいと思つておありませう。

それから、お土産ですな、確かにせつかくさつま町においでいただきませうして、県外からもたくさんおいでいただくわけですから、やはりさつま町を知つてもらふ。こちら側から立てばやっぱりいいPRの機会でありませうので、おっしゃるとおり観光パンフレットもありませうし、あるいは「さつまるちゃん」も、こういったPRの手段としてのゆるキャラも作製をいたしておありませうので、そういった「くまモン」と同じようにいろんな宣伝の仕方というのがあるかと思つておありませうので、そういうことは十分工夫をしながらどういふものが一番効果的か、またせつかく来ていただいた方に本当によかつたなという感動を持つてお帰りになるかということ、おっしゃるとおりおもてなしというものが、どういふものが一番適切か考えていきたいと思つておありませう。

ことしの一番はやつた言葉に、「おもてなし」も一つ上げられておありませうしてすけれども、確かにこういうことは大事かと思つておありませうので、余り経費がかかからない中でどういふ効果があるか、十分またグリーンツーリズムの皆さんやらと一緒になつてまた考えを聞かせていただきたいと思つておありませう。

○木下 敬子議員

前向きに御検討をよろしくお願ひいたします。

農家民泊をされている人のお話を伺ったんです。中学生が泊まりに来たときは、集落のちょうど掃除だったそうです。4人の中学生も参加して、なれない手つきで一輪車をまわったりしながら草払いの片づけなどを一生懸命に働いてくれたそうです。

地域の人と一緒にお茶を飲むときに、高齢者の方々が若い人たちから元気をもらったと終始笑顔で話をされていたということでした。お金やものにかえられない、そんなところにも地域の活性化があるのではないかと思うことでした。

このグリーンツーリズムについては以上で質問は終わりますが、続いて防災についてです。

今答弁いただきましたように、各地区それぞれに合った対策が立てられております。

その中身といたら、避難箇所の確認とか避難する場所、誘導、支援が必要な人への対応など、また炊き出しなど、そういうものが示されているし、そういうものに対して訓練を行っているのではないかと思います。

ちょっとお尋ねしたいんですが、この組織体制については公民会長さんたちがかわられるときに毎年更新というか、毎年出されているものなのでしょうか。その点を一つお尋ねしたいんですが。

それから、公民館長です。地区の公民館長から、自分たちの地区だけで放送ができる防災無線の要望など、そういうのは来ておりませんか、その点、2点、お尋ねしたいんですが。

○町長（日高 政勝君）

確かに、自主防災組織は、公民会の会長さんが兼任という形がかなり多いかと思っております。

それで、いろんな規約によって毎年おかわりになるところもありますし、2年のところもあります。さまざまですが、こういう防災組織の長さんがかわられることは、それだけ意識を持つ方がたくさん増えるという意味合いでありますけれども、専任ですつとというところは余りないのかなと思っております。

できたら、やっぱり皆さんが意識を高めて、やっぱり訓練もリードをとってやっていく、そういう方がずっと何年もしていただければ一番ありがたいんですけども、なかなかそういうことになっていないようなところがございます。

あとまた、あとの問題については、またちょっとお答えさせていただきます。

先ほどのグリーンツーリズムの中で、ちょっとまたお知らせをしたいと思っておりますけれども、非常に頑張っていただいておりますが、この前、9月の地域医療シンポジウムがございました。

鹿児島大学の地域医療センターあるいは薩摩郡の医師会、川薩保健所長、それから南日本新聞の佐潟常務等々来ていただきまして、パネラーとかなっていただいたわけですが、そのあとの意見交換の中で、やはり鹿児島大学の地域医療支援センターの中で、大学のこれから先生になるという方々ですけれども、地域医療トレーニングキャンプというのがあるということが話題になったところであります。

それで、この中でやっぱり佐潟常務のほうから、さつま町はグリーンツーリズムが盛んなところですから、ぜひこういうことを受けられたらどうでしょうかねえというお話をいただいたものですから、すぐ医療支援センター長の大脇教授にもお話をしましたら、また具体的なところは、きょうはということで、また改めて担当課の健康増進課長とそれから係長にこのセンターのほうに伺ってもらって、詳しく事情を伺っていろいろしましたところ、そしてまたグリーンツーリズムの会長の山下康博さんにもこのことを相談したら、「わあ、いいですよ」と快い返事をいただきましたので、これは恐らく今までは始良市の北山で実施をされておったんですが、もうここがちょっと事情によってもうできないということでありましたので、今回こういう申し入れが、

1泊2日でやはり医学科の学生、それから保健学科の学生、歯学科の学生、約20名ぐらいですけど、そういう研修の機会がこういう、医療施設の見学だけじゃなくて、地域住民との交流ということでやっぱり地域社会を知る。そしてまた保健、医療福祉の位置づけを考える。先ほどおっしゃった地方の食とか自然などを体験する。そういうことで地方の魅力もわかっていると、そういう機会をするキャンプであるようではありますので、ぜひとも本町でやっていただきたいということで、会長さんのほうも快くいただきましたので、今後そういう取り組みも始まると思っておりますのでよろしくお願いを申し上げたい、こちらからお願いをするところでございます。以上です。

○安全安心対策課長（湯下 吉郎君）

自主防災組織の毎年度更新はするかということでございますが、公民会で組織しておりまして、1回組織をすればそれが自動継続ということになります。

公民会長が、先ほど町長の答弁でもありましたように引き継がれていくわけなんですけれども、毎年公民会行政連絡員の研修の中で、そうした防災意識を高めてもらうために防災研修を行っております。

それからまた、無線の整備の関係でございますが、ただいま公民会無線を、制度を始めるときに、できれば校区で館長が放送できるような形で、将来的にも考えてくださいということで勧誘もしたわけなんですけれども、それぞれの地域で積立金とか負担の問題で公民会単位でつくられております。

公民館単位でつくられているのは、今は、紫尾、柵野、白男川、泊野といったところが館単位でして、公民館長が校区の行事とかいろんなことで無線で連絡をされておりますけれども、そうした要望が今二、三上がってはおりますが、それをまた公民会の館の中で周波数の統一となると、なかなか後発では難しいというような現状もございます。

そういうことで、今町のデジタル化に向けても、そうした一本化ができないかということもあわせて検討を今進めているところで。

○木下 敬子議員

グリーンツーリズムのほうは、またよろしくお願いいたします。

それから、今周知徹底はなかなか難しいのではないかなというような感も感じたところなんですけど、館長さんのほうで地区だけの設備をするとなると、ある程度責任というのがついてきますよね。ですからそういう点では多分館長さんたちも普通の業務連絡とかそういうことではいいんですが、この防災に限っては、各地区で放送するとなると館長の責任というのとも伴ってくるので、ちょっと二の足を踏むのではないかなということもあるんですが、これは大事なことでですので徐々に進めていただければありがたいと思っております。

同じようなこと言うんですが、備えあれば憂いなしという言葉もありますが、喉元過ぎれば熱さを忘れるということわざもあります。いつ来るかもわからない事態に対しての心構え、危機感を持ち続けることの大事さはわかっていてもなかなか難しいものです。

しかしながら、地域に合った防災知識を身につけ、指示体制をしっかりすることが最も大事なことで考えます。

指示体制といえば、避難を促すことの難しさをニュースでたびたび耳にしました。行政としては空振りに終わったときに住民から批判されることを考えてしまうと、住民のほうもなかなか指示に従ってくれないという内容でした。

町長は、その点についてのためらいはございませんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

防災の中で、やはり行政というのは地域防災計画にのっかって、大雨とか風とかいろいろありますけれども、自然災害の状況によって避難の勧告をする、あるいは次にまた指示をするということがありますが、やはり事前にその辺を情報を早く流して、自主的に避難をされることもいいんですけども、やっぱり勧告をして避難をされた、結果的に何もなかったと。これは、私はそのことについては、これは無駄になったということじゃなくて、これはやっぱり今の世の中もうどういう事情が発生するかわかりませんので、もうかえって安全に過ごすことができたというふうに受けとめていただいて、今もういろんな事態が発生しますので、とにかく安全が期されたと、そう思っていたいただければ非常にありがたいなと思っているところであります。

○木下 敬子議員

私も全く町長の考えているとおりでと思います。私どもも指示に従うことの大事さを皆さんに訴えてまいります。

そして最後に、もし大勢の人が避難をしなければならなくなったときの対応についてなんです。ある講演会で、東北の震災に遭われた方の体験をお聞きいたしました。女性の方でした。その方は自分も被災されていながらも、いろいろな避難場所に出向き、お手伝いをされたそうです。

その中で気づいたことがあったといいます。それはその避難所に女性リーダーがいるとしないでは、住民の皆さんへの心配りが全く違ったということです。

女性リーダーのいないところでは、赤ちゃんのいる母親に対する配慮、若い女性への対応、女性に必要な衛生用品の受け渡しなど、デリカシーに欠ける面が目立っていたと言われました。混乱の中にも、対応できる女性を数人は支援する側に回ってもらう必要性を訴えていらっしやいました。

ということは、単に炊き出しなど裏方の面だけでなく、組織体制をつくる時に会議に参画させることだと思います。集落の防災組織をつくる時にも、やっぱり女性の方を入れるということです。

防災会議などとなると、どうしても男性ばかりの会になる懸念がありますが、その点はいかがでしょうか。今現在、自主防災組織がつくられているところ、そういうところに女性の役割としてちゃんと位置づけられていらっしやるでしょうか、その点をお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

議員御指摘のとおり、確かにもうそれは女性の立場、感覚というのは大事かと思っております。現場の集団の中でやはり避難をしますといろんな、短期間であればいいんですけども、やはりそれが長期間にわたりますと、これはもういろんな問題が出てきますので、そこはやっぱり細やかな配慮をしていく、やっぱり女性は女性としてのやっぱりいろんな事情がありますので、そこにやっぱり気づきをして、必要な対処をしていくということが非常に大事かと思えます。

そういう意味では、やはり女性のリーダー、支援する側にやはりこの組織を位置づけをしていく、これは本当大事なことでございます。

今のところ、本当にそういうところまで意を用いても、組織のリーダー的な役割を担っている構成がどういうふうになっているか、そこまで把握はしておりませんが、恐らくまだ徹底をしてないと思っておりますので、その辺をまた改めて毎年4月の年度当初、自主防災の研修を行いますので、責任者の皆さん方にはそういう点は強くまた訴えて、そういう配慮をしていただくようお願いをしまいたいと思っておりますのでございます。

○木下 敬子議員

9月の一般質問の中でも、議員のほうから道路清掃のことなんかが言われておりましたけれども、やはり常日ごろから側溝の草払いをしたり、たまった土砂をかき出しておくなど、いつ起こ

るかも判らない災害に備えてやはり幼稚園とか小学校、小さいころから安心安全なまちづくりということで、心を一つに取り組んでいくことが大事だと考えております。

これから行政のさらなる危機管理体制の充実を期待いたしまして、この件については終わります。

3番目の療育についてなんですが、町長のほうでも今課題として送迎のことがあるとおっしゃられました。私も保護者との交流の中でその必要性を感じ、要望する次第です。

先ほど午前の部、午後の部とおっしゃいましたが、具体的に送迎の実情をお知らせいただけたらありがたいんですが、課長でもよろしく、おわかりのところがありませんでしたらお願いします。

○福祉課長（王子野建男君）

ただいま対象児童をお持ちの保護者の方々の一日の動きはどうなっているのかなという御質問かと思えます。

保育園との併行通園をされていらっしゃる方にありますと、先ほど町長のほうからも答弁ございましたけれども、利用者36名中27名ということで約8割を占めているというところでございます。

この保護者の中にありますと、会社勤めあるいはパート勤務の傍ら、子供さんの送迎に当たっている方もございまして、聞くところによりますと大変窮屈な、そしてせわしい一日を過ごしていらっしゃるようでございます。

この会社勤めの方が、昼からのバンビーノを利用される一つの例を取り上げてみますと、まず出勤と合わせまして子供さんを当然保育園のほうに送っていかれます。午後からの療育ですから、午前中はもう保育園で保育という形になります。送りまして、会社のほうに向かわれるということになります。昼からの療育が午後2時からとなりますので、午後1時ごろになりますと休憩時間あるいは年休を、休みをとっていただきまして保育園のほうに向かわれて、給食を終えた子供さんを連れてバンビーノのほうに送っていくというような、そういう流れになりまして、そしてまた再び自分の勤務地へ行くということでございまして、大変な労力といいますか負担を強いられているというようなことでございます。

当然、午前の療育をされる方にありますと、これに類似した行程でございまして、家を出てから会社勤め、バンビーノへの送迎、そういうもの等、往路復路を数えますと、大体7回ほどの経路をずっとたどって一日が終了するというような、そういうようなことでございます。

このように保護者にありますと、会社との、あるいは会社の通勤あるいは子供さんの送迎等々の大変な労力というものもございまして、そしてまた会社への遠慮というものも当然そこにはございまして、会社、保育園等が近隣にある場合は何らか対応ができるにしても、遠方にありますとなかなか思うに任せない、大きな負担、リスクが伴うのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、このバンビーノ利用のための移送事業につきましては、保護者の皆さんからも要望の多い、強いものがございまして、保護者の負担軽減には大きな効果があるのではなかろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○木下 敬子議員

大変保護者にとっては御苦労だと思うんですね。

子供のことはもちろんなんですが、親御さんのそういう心労、労力、そういうものも少しでも少なくするためということで、施設をさつま町にということででき上がったものであると私は認識しておりますので、この点についてもう本当に費用がかかりまして、費用対効果の得られる

ものではございませんけれども考えていっていただきたいと思います。思っております。

しかしながら、このような事業は一朝一夕にしてできるものではありませんで、いろいろな子供の子育て中の皆さんから、いろいろなお声を聞きながらつくり上げていくものだというふうにも認識もしております。

町長が子育て中の親とこれから先、もっともっと話し合いをつくっていただいて、現場主義の町長、ぜひ若いお母さんたち、子育て中の親御さんと話し合う機会を多く持ってくださいることを要望いたします。

これから子育ての窓口も一本化をするようなふうに検討をしてくださっているということですので、さつま町全体で子育て支援をできる、そんなふうなもう本当に地域の宝、子供をみんなで守っていきましょうという、そんなさつま町になることを願っております。

それには、あと町長がどれぐらいこういう事業に対して腹をくくれるか、ただそれだけです。子育てをするならさつま町でのスローガンに負けないように、前向きな答弁をお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

温かい激励をいただきまして、本当にこの療育の問題については、私もこのバンビーノができる前にお伺いして、こういう状況なのかとびっくりいたしましたし、この問題については何とか取り組みをせんにゃいかんなどということで、クオラの先生ともお話をしながらああいう形が実現をいたしましたところです。

もちろん、その前に保護者の皆さんのああいう御心労を、本当に涙を出しながら訴えられる日ごろのこの日常の大変さというのを実感として受けとめたわけでありまして。

もちろん数回にわたりまして、木下議員におかれましてはそういう中に入られて、本当いろいろお世話いただいたと思っているところです。

したがいまして、まださつま町はスタートして間もないし、もっと受け入れの人員にしましても要望が高いわけでありまして。

そしてまた、今ありましたとおり課題となっております送迎とか、あるいはまだ給食の問題とかまだたくさんあります。

それを一挙にはできませんけれども、こういう親御さんたちのそういう負担の軽減が少しでも図れて、本当に等しく大事な子供さんを育てる環境をしっかりと、これをつくり上げていくことがまた一つは行政の責任であると思っておりますので、できるるところから手をかけていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、2番、木下敬子議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。再開はおおむね午後2時15分とします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時13分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○宮之脇尚美議員

それでは、私も議席を与えていただきまして初めての質問でございます。若干立ち位置が違いますのでやりにくい部分がございますが、ひとつ誠意ある回答を要請をするところでございます。

それでは、早速質問をいたします。3項目出しておりますが、通告順に従って質問申し上げます。

まず、1項目めの町立小・中学校等の規模等の適正化についてということでございます。

町立小・中学校の再編整備計画につきましては、前回実施されました説明会における地域住民の意見や議会特別委員会の報告等を参考にしながら、今回内容の見直しを行われ、これに基づき、各地域に出向いて説明会を開催されているものというようなふうになっているところでございます。

以前の説明会と今回の説明会の住民の反応の違いはあるのか、あるいは全く変わっていないのか、説明会に直接出席をされております教育長の率直な感想をお伺いをするところでございます。

次に、今回の町立小・中学校の再編整備計画の見直し案でございますが、新たな方向性を含めた再編整備計画でありますので、町長も事前に内容の説明を聞かれたものというようなふうにごえております。

学校の再編整備計画につきましては、今後の町政運営にも大きく影響するものというようなふうにごえるところでございますが、町政執行の責任者としての立場から、町立小・中学校の再編整備に対する基本的な姿勢を含めてどのような所見をお持ちなのか、お伺いをするところでございます。

次に、2項目めの町民の要望、要請についてでございます。

現在、町の総合振興計画及び過疎地域自立促進計画では、ほとんどの分野における振興策や町民生活に直接かかわりますものなどが掲げられてるところでございます。

これに基づく各種事務事業も数多くありまして、さらにまた地方分権に基づく国や県における事務の市町村への移管も行われている中で、行政の守備範囲も年々拡大しているものというようなふうにご思うところでございます。

このような現状の中で、住民からの要望や要請事項も多岐にわたっているものというようなふうにご予想されるところでございますが、現在寄せられている要望、要請の中で、町の総合振興計画及び過疎地域自立促進計画に記載もしくは計画されていないもの、こういう中で最も多いものは何なのかということをお尋ねをするところでございます。

それについては、今後どのようにまた応えていく予定なのか、あわせて町長にお伺いをいたします。

3項目めの圃場にかかわる用水路、排水路の補修及び改修についてでございます。

昭和24年に土地改良法が施行されております。町内においても、早いところでは昭和20年代の後半ごろから土地改良事業が導入された地域もございます。

早期に行われた圃場整備地区では、既に50年以上が経過している地域もあるというようなふうにお聞きいたしているところでございますが、その他の地区でも用水路や排水路等の老朽化が進み、漏水や排水機能の著しい低下、さらにまた暗渠排水はほとんど役に立っていないというのが実情であるように見受けられるところでございます。

最近、水稻の収穫のほとんどがコンバインで行われるようになってきておりますので、何とか刈り取りは行われているものの、ことのように相次ぐ台風の接近によりまして雨に断続的に見舞われますと、残された稲わらの収集が思うようにできず、畜産農家も困っていらっしゃるというようなこともお聞きをいたしております。

耕畜連携や農地の保全ということが言われて久しいわけですが、農業用施設等の補修及び改修は極めて重要な事項であるというふうなふうに思うところでございます。

財政運営上の問題はあるというふうなふうに存じておりますが、中長期的な観点から、これら農業用施設の補修及び改修計画を策定し、事業の展開を図っていく考えはないか、町長にお伺いをして1回目の質問を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

宮之脇尚美議員のほうから、3項目ほど御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきますが、教育の関係につきましては教育長の答弁があつてから、後ほどお答えをさせていただきます。

2点目の町民の要望、要請についての関係でございます。

総合振興計画及び過疎地域自立促進計画以外のもので行政に寄せられている要望、要請事項の最も多いものは何かと、またそれらの要望、要請にどのように対応していく予定かとの質問でございます。

御承知のとおり、総合振興計画等では時代の流れや社会情勢等を踏まえまして、本町における現状や課題等の整理、分析等を行いながら、将来のまちづくりについて基本構想を定め、また基本計画では分野ごとに基本的な方向性を示しているところであります。

この基本計画の方向性に基づき、予算を伴う事務事業としまして、3カ年間の実施計画を策定をしております。

町民の方々からの要望、要請事項につきましても、真に必要なもの等検討・整理をしながら毎年この実施計画に追加をし、また改善する等の見直しを行っているところであります。

御質問にあります総合振興計画等以外で行政に寄せられる要望、要請事項の最も多いものとはということですが、行政に寄せられる要望、要請については、それぞれ主幹課等に直接寄せられるもの等も含めまして、行政全般にわたり多岐に及んでおります。

そこで、本年度は私の2期目のスタートの年でありますことから、町政座談会を7月から11月にかけて町内20区全てで実施、開催をさせていただきました。町民の皆様方から、直接さまざまな御要望や御意見をお寄せいただいたところです。

その中では、高齢者支援対策、非常に今どこの地域においても高齢化率が進んでおります。そういうことで高齢者の支援対策、それからやはり農村部に行きますとどうしても有害鳥獣対策というのが強く出されております。

それと、今どこの地域も先ほどもありました地域活動支援事業の計画に基づいた地域活性化、イベントの取り組みをしていただいております。そういったことへの支援、支援の問題、それと人口がやはり減っておるということで、若者の定住対策の関係についての御意見、そしてまた環境の関係の御意見、環境対策、そういった意見、要望が数多く出されております。

集約しますと、やはり身近な道路あるいは道路環境に関するものが最も多いという感じでございます。

内容につきましては、町道あるいは県道、国道の改良に関する事、それとやはり町道等の維持管理作業いわゆる草刈りですかね、高齢者がやはり増えてなかなか最近厳しい状況になっているということやら、道路ののり面の樹木の伐採の関係、それと道路側溝の整備あるいはまた街路灯、防犯灯の設置、管理、こういったことが主なものであります。

これらの要望、要請の対応についてであります。道路の事例で申し上げますと、改良等の大

型のハード事業につきましては、過疎地域自立促進計画の中でも計画に位置づけをしておりますが、全てを一気に整備することはもう財政的にも難しい状況がございますので、町民の安全確保、その事業の箇所の緊急性とかやはり利用度等、そういった状況を見極めながら年次計画で整備を進めているところであります。

それ以外の問題に関しましては、現地調査を行った上で必要に応じて作業班等で対応を行っております。全てを全部行うという対応については非常に今のところ、現実的にはなかなか無理があります。

高度経済成長時の右肩上がりの時代、普通交付税も必ず伸びていた時代であります。財源もこうしていろんな要望に的確にお応えできるという時代もありましたけれども、近年非常に厳しい環境にありますので、本当に集中と選択と言うんですか、そういうことをやらざるを得ないという状況でございます。

それから、御質問の身近な行政サービスの多くは、従来からそれぞれの地域で進めていただいておりますボランティア作業等と連携をしなければ、やはり行政だけでは追いつかないという面がありますので、そういった御協力もお願いをいたしているところでございます。

やはり共生協働という社会というのが叫ばれて久しいわけですが、確かにこういう時代に入ったなというのを実感として受けとめておるところであります。

従来から申し上げております地域でできることは地域で実施していただく、どうしてもできないところはやっぱり行政というところの分野に入るわけでございますけれども、そういったお互いのすみ分けもしながらやっていけたらありがたいというふうに考えておるところであります。

次の圃場にかかわります用水路あるいは排水路の補修と改修の関係についてでございます。

確かに本町におきましても、昭和30年後半から本格的な基盤整備が進められまして、現在まで多くの土地改良施設が整備をされてきておるところでございます。

その中にはやはり議員の御指摘にありますとおり、やはりつくられた施設で老朽化が進行しております。高齢化とかあるいは混住化によりまして管理が十分行き届いていない、そういう状況も見受けられるところであります。

その対策としまして、農業基盤整備促進事業あるいはこの県単の農業農村活性化推進施設等整備事業とか、地元の今新しい制度ができました農地・水保全管理支払交付金あるいは中山間地域等直接支払交付金を活用いたしまして、それなりの部分的な保全対策を行いながら長寿命化を取り組んでいただいているということでもあります。

県内におきましても、極力この既存施設の更新時期をおくませた有効利用と長寿命化対策によりますライフサイクルコストの低減を図るためにストックマネジメント、いわゆる長寿命化計画を推進することが喫緊の課題となっているところでございます。

このようなことから、県におきましては土地改良施設のストックマネジメント実施方針というのが策定をされております。

この基本的な考え方といたしまして、県においてはやはりこの長寿命化対策を行う施設、市町村や土地改良区等の施設管理者が行う施設、水土里サークル活動を活用して行う施設、それぞれに役割分担もいたしまして、今後の更新とか補修等の計画を策定するというところになっておるところであります。

現在、関係機関に説明会等は実施されておるところであります。先般本町にそのモデル地区としての取り組みの要請があったところであります。これを受けまして県と土地改良区と協議を行いながら、今後10カ年の保全対策の計画を策定をしまいたいと思っております。

策定される計画につきましては、十分な精査を行うことといたしまして、事業導入については具体的な要件等が県から今後示されると思いますが、そういった時期等を見据え、また本町の財政状況とか受益者負担の関係とか、総合的な見地から考えながら、今後その辺の整備のあり方については考えていく必要があるかと思っているところでございます。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

町立小中学の規模の適正化につきましては、私のほうから先にお答えさせていただきます。

今回策定いたしましたさつま町立小・中学校の適正化計画見直し案につきましては、町議会に引き続き、全区公民館長、単位PTA会長並びに校長など、地域、学校、単位PTAの代表者にまず説明をしたところであります。

その後、全ての区公民館及び単位PTAの皆さんを対象に説明会を実施しておりまして、これまで20の区公民館中18の区公民館と18単位PTA中15の単位PTAへの説明を終えたところでございます。

御質問の、以前の説明会と今回の説明会の住民の皆様の反応の違いはあるのかということでございますが、今回の見直し案につきましては議員御指摘のとおり基本計画案説明時や議会特別委員会の報告等で出された意見や要望、具体的にはスケジュールの見直しとか、再編の枠組みの変更、要望等を踏まえまして策定しておりますことから、多くの地区で見直し案に対して前回ほどの大きな反対意見はなく、再編先の学校の状況の質問や再編後のあり方等に関する質問が多くを占めているところでございます。

中には、子供たちの将来を考えると再編はやむを得ないと、早く再編を進めてほしい、保護者の意見を尊重してしっかりと進めてほしいというような具体的な意見が聞かれる一方で、これはもう基本計画案説明時もそうでありましたけれども、再編対象校となっている地域にとりましては、地域の活性化の観点から、できるだけ残してほしいというような意見も聞かれたところでございますが、今後も学校の存在意義を含め、再編に理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

町立小・中学校の規模適正化について、今回の再編整備計画の見直し案に対する町長の所見についてということでございます。

私は、まちづくりは人づくりとよく言われますけれども、全くそのように考えております。そういうことからいろんな施策を実施しておりますけれども、中でも学校教育の充実と青少年の健全育成というのは大きな課題の一つとして捉えております。

このようなことから、子供の健全育成ということを柱にも上げているところでございます。このようなことから、学校規模の適正化においては児童生徒にやはり地球規模でものを考える。これからの子供たちというのはやはりグローバル社会で生き抜くということでありますので、そういった社会を力強く生きていける基礎を培うために、やはり学校教育の環境の充実というものを図ることは、非常にこの意味では再編については必要性を強く感じております。

基本的には教育委員会の所管事務でありますので、立案、説明は教育委員会にさせていただいておりますけれども、案の決定等の実動の部分につきましては、やはり十分協議をした上で緊密な

連携をとりながら進めてきているところでございます。

御質問の適正化計画の見直し案についての所見でございますが、今回の見直し案は平成23年6月策定の基本計画案の説明時に出された意見、要望あるいはこの議会の特別委員会の報告を受けて策定されたものでありますので、答申の趣旨に沿っておりますし、実態にふさわしい案と考えております。

教育委員会ともこれまで十分協議をし、そしてまた役場内の会議等でも説明をし、町と教育委員会が一体となってこれを推進していくというふうに考えております。

基本計画案と同様、見直し案についても町政座談会で対応できた区公民館については、協議事項に掲げて説明し、じかに意見、要望を聞いております。今後もそのことも参考にしながら、引き続き町全体の取り組みとして推進をしていく考えでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○宮之脇尚美議員

ただいま町長並びに教育長のほうから御答弁をいただきました。

特に学校の規模の適正化の関係でございます。いわゆる学級というのは小学校で言われますと、学校教育法の施行規則の中で定められているというようなふうに考えておりますが、やはり規模の適正化、標準的な学級数というのは科学的な根拠があるのかなということは若干疑問は持つわけでございますが、やはり児童数が少なくなる、あるいは地元の子供がいなくて、特認校制度等で若干維持をしているというような状況も見受けられるところでございます。

今回の説明会では特にまあ大きな反対意見はなかったというようなふうにお伺いをいたしました。が、前回の住民の意見を見ても非常に厳しい御意見が多数を占めておまして、再編が必要であるという意見は少数であったと、今回の見直し案がある程度住民には理解をいただけたものというようなふうには、そのようなふうにと考えるとところでございます。

先般も議会の文教経済委員会のほうで、大分県の九重町に所管事務調査にまいりました。九重町も数年前に中学校の4校を1校に統合いたしておまして、非常に強い住民の反対意見があったようでございますが、やはり執行部、議会一体となってその統合を進めた、ただその後の、統合後の1年ぐらいたったんでしょうか、アンケート調査をしたら、PTAや子供の皆さん方のアンケート調査結果では、8割強が統合してよかったというような意見の集約ができたというようなことで、実はこの副議長さんという方が対応していただいたわけでございますが、実は57年に本町で女子のホッケーをやっておりました。そのときに競技役員として来町されておまして、私も若干顔をうろ覚えでございましたが、向こうのほうも何となくそのようなことで話が意気投合いたしまして、しばらく話をしたわけでございますが、いずれにしても行政が一体となって、教育委員会ばかりではないと、やはり町一体となってこの学校再編については取り組んでいかないとなかなか難しい問題ですよということは、はっきり明言をされております。

したがって、これは町長には要請するわけでございますが、やはり機会あるごとに、学校再編整備についても教育委員会が当然この案をつくられて一生懸命頑張っておられるわけでございますが、町の、先ほど申し上げましたように町政運営には非常に大きな影響を与える大きな取り組みであるというように考えますので、機会あるごとに住民にもやはり理解を求めていく、あるいはお示ししていく必要があるんじゃないかというようなふうにと考えるとところでございます。

教育長もいろいろ地域に入りますと御批判もいただきながら、やはりそれに対する答えというのは見出していかなければならないというようなふうにと考えるとところでございますが、やはりまた町長の立場で言われますと、また住民の捉え方も違うんじゃないかろうかというように考えます。そこら辺について、町長どのようなふうにお考えか、答弁お願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに学校再編というのは、これまでの長い歴史、伝統を培ってきた施設でありますし、一番子供さんたちはもちろんですが、親御さんにしましても非常に深いものがあるかと思っております。

それだけに町政の課題としても大きなものだというふうを受けとめておりますので、23年のときにも、それぞれの地域で座談会があったときにも厳しさを痛感をいたしておりました。

今回は若干その当時からすると計画は変更になっておりますので、そしてまた経過をいたしておりますし、いろんな変化もあるかとは思いますが、やはり大きな問題として受けとめております。おっしゃるとおり町政としても総合振興計画にも掲げていることでもありますから、単に教育委員会の仕事と受けとめずに、一体としてやっぱり取り組むことが一番大事かと思っておりますので、そのような意識のもとに今後も進めてまいりたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

町長も今後取り組んでいくということでございます。理解をいたします。

やはり地域への意見というのは、それぞれ地域の特性がございましていろいろあるかと思いますが、やはりそこら辺については足を運びながら、できるだけ住民の考え方あるいはそういう抵抗というものについても、逐一把握をしながら応えていけば、やがてはやはり理解をいただけるんじゃないかというように考えるところでございます。

やはり、教育というのは子供を中心に考えなければならないお互いの立場でございまして、やはりそこら辺については私も努力をいたしますが、年度を区切るとか、あるいはその目標年度は掲げながらも、その社会環境の変化によってはそれも若干変動は生じるということもあるかと思っておりますので、そこら辺についてはまた住民サイド等の立場に立って、やはり行政の都合というのがどうしても出てくるわけでございますが、この学校再編についてはやはり住民の都合を考えてぜひ進めていただきたいと、非常にそういうところについてはもうこの繊細なところでの心配り、気配りというのが必要かというふうに考えておりますので、そのようなふうに進めていっていただきたいというふうに考えるところでございます。

なお、先ほど大分県の九重町を紹介いたしました、実は中学校の関係ですが、バスを10台ほど民間から借り上げて、年間6,000万円の経費が必要であるということでもございました。

非常に多額の経費で、当初予算額は65億円ほどだったんでしょうか、9月補正で68億円ぐらいの団体なんです、それに比較するとこの通学にかかりますバスの借上料の6,000万円というのは、非常に大きな金額であるというふうに考えるところでございますが、やはりそのときにお話した副議長さんの話でも、教育の大切さということを非常に強く熱意を持って語っていらっしゃったような感じがいたします。

本町でもやはりこの再編を進めるに当たっては、行政、教育委員会それぞれの機関が一体となって取り組んでいく必要があるんだろうと、そんなふうに考えますので、今後そのような考え方のもとに進めていただきたいというふうなふうに、これは要請をいたしておきたいというふうなふうに思います。

あわせて、やはりその地域の実情については、今回対象にならなかったところについては、もう自分たちのところは関係ないんだというようなことを言ってらっしゃるところもあるんですが、やはり町民全体がその必要性を感じないと、なかなか対象になる地域だけがいろいろ取り組んでもやはりいい意見も出ないし、また対策等も行政サイドもしにくい部分があるんだろうというふうなふうに考えるところでありまして、やはり先ほど申し上げました通学手段とか、あるいは教

育環境の変化に伴いますいわゆる小規模校のメリットというものもたくさんあるわけですから、大規模校になっても中規模校になっても、そこら辺の小規模校のメリットも生かしていくんだと、そういうことも強く訴える必要があるんだろうというようなふうを考えますので、そこら辺もあわせてまた今後の説明会等については臨んでいただきたいというように思うところでございます。

学校の再編整備については以上でございますが、2番目の町民の要望、要請について若干お尋ねを申し上げます。

町長がこれまで就任以来、子育て支援については非常に充実した単独の施策等あるいは国の施策等に合わせてそれぞれ展開をされてきておりまして、子供さんをお持ちの家庭の方々というのは、またそれなりに恩恵を受けていらっしゃるし、喜んでいらっしゃるということでお聞きをいたしているところでございます。

ただ、やはり先ほど町長のほうからありましたように、高齢者のひとり家庭のところ、非常に最近多くなっているということで、先般も介護保険課のほうからも説明がございましたが、デイサービスも利用しない、あるいは地域サロンも利用しない、全くこもりっきりの方というのがいらっしゃるということを聞いております。

やはり、この高齢者のそういう健康増進あるいは体力の維持というのは、やはり人と触れ合うことによって、先般も新聞に記載をされておりましたが、やはり認知症を含めてある程度社会的なそういう交流を通じますと、そこら辺も一定程度の防止効果があるというようなことも言われておりますので、ぜひそこら辺についても取り組んでいただければというようなふうに思っているところでございます。

介護保険制度そのものが非常に複雑、多岐にわたっておりますので、サービスを受ける内容というのがなかなかわかっていらっしゃらない部分もございます。

これは一つの提案でございますが、職員の皆さん方も非常に個人情報に関係がございましたので難しい部分もあるかと思うんですが、やはり地域に出て、出向いて行かれる機会もあるかと思うんですけれども、やはりこの高齢者の方々には職員の立場から一声でもかけて、話をさせていただければありがたいなというようなふうにもおっしゃった高齢の方がいらっしゃいました。

実際、町政の流れはどうなっているのかという関心を持ちながらも、広報は来るんですがなかなかもう眼鏡ももう乏しくなって、もう読みたくもないと、放送を聞いても断片的にしかわからないというようなことも言っていらっしゃいますので、やはりきめ細かいそういう行政サービス、日本一の行政サービスを言われる町長でございますから、そういうところについても職員も機会あるごとに独居老人宅を訪問されて激励をされたり、あるいは町の流れ、5分でも10分でもいいわけですから、そういうことも手だてをしていただければ喜ばれるのではなかろうかというように思いますので、これは提案として受けとめていただいて、今後また検討していただければというようなふうに思うところであります。

また、先ほどありましたように、町道の整備の関係でございます。これについては建設課長にも委員会のときに申し上げたんですが、9月定例議会の中でも、やはり山林の立木が道路にかぶさってきて、非常に危険を伴っているというような実態があるようでございます。

高所作業車等を使っても、非常に手間と、あるいは金がかかるということで建設課長の説明だったわけですが、これについてもやはり年次的な計画のもとに1回枝打ちでもしますと数年は必ずもつはずでございますから、ぜひそこら辺については取り組んでいただきたいというふうに、これについても要請をいたしておきたいというふうに思います。

あとについては、それぞれ計画的に進めていきたいというような町長の答弁でございますので、

これについても一応了承をいたします。

次に、3番目の圃場にかかる用水路と排水路の関係でございますが、特にことしのように台風が相次いで襲来いたしますと、雨も断続的に降って、非常に収穫時期になっておりまして、まだ10月の前半はよかったわけでございますが、後半のほうでは非常にコンバインが湿田の中にぬかり込んでしまって、困っていらっしゃる場面も数カ所見受けられました。

特にそういう地域も多分町内一円、あちこち見受けられるんじゃないかというようなふうに思いますし、また私もちょうどその時期に大口から出水のほうに回って見たんですが、ほとんど稲わら等についても、切り込みをされているところ以外の圃場については、ほとんどもう稲わらの収集をされておりました。出水地区はほとんどないような感じでありました。

いかに本町がそういう自然的なそういう地質であるかということも、改めて認識をしたところでございますが、やはりそのためにはあの排水路の整備を含めて、暗渠排水ですね、暗渠排水も現在の工法で果たしていいのかどうかというのが疑問が生じているようであります。

してもなかなか効果が出ないとか、あるいはまた詰まってしまうとどうしても後の管理がしにくいとかいうようなこともありますので、そこら辺についてはぜひ主管課長を中心に研究していただいて、効果の上がる、そしてまた裏作もほとんど本町じゃないわけでございますが、裏作のできるようなそういう乾田化対策ということも、ぜひあわせて検討・計画の中に織り込んでいただいて、進めていただきたいというふうに思うところであります。

用水路も、私も少し国道沿いに、自分の土地ではないんですが、年間必要量の稲作をつくっておりますけれども、やはりなかなかもうやりにくいものですから、もう放棄をしたいんですがそういうわけにもいきません。

すぐ国道の504号沿いでございますから非常に見苦しくて、何とか頑張っやっとなんですが、用水路の水が半分程度になりますと、もう二、三日で乾田といいますか、水が引いてしまうんです。

ただそれからいっぱい流れてきますと、もうそれまでの間はなかなか稲刈りも取りかかれないというような状況でございます。いわゆるその用水路からの漏水があるんだろうというようなふうにも思いますし、またほかの地域でもそういう話を聞いておりますが、道路改良等でどうしてもその用水路からの漏水がとめられずに、工事に困っていらっしゃるというような業者の声も聞いております。

そこら辺については、ぜひこれは耕地林業課長のほうにもお願いをしたいんですが、そこら辺の調査をやはり各地域、それぞれブロックごとに分けながら職員で調査をして、そういう旨を織り込んだ形での整備計画というものを策定していただきたいんですが、そこら辺について耕地林業課長、答弁をお願いします。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

整備計画のことでございますが、今出ております土地改良施設のストックマネジメントの実施計画でございます。

それによりますと、先ほどありましたように県が管理する施設ということで、末端の支配面積20ヘクタール以上の用水路、排水路につきましては、県のほうで事業を進めるということでございまして、その20ヘクタールから下の部分につきましては、土地改良区、あとまた町、それとあと地元の農地・水等中山間の直接支払等を使ったそういう長寿命化計画を立てるといようなふうになっていくということで聞いているところでございます。

それで、物によりますとは、先ほど言いました幹線用水路等につきましては、もうその時期につきまして現場打ち等が結構多くございますので、それについてはやっぱり改修、更新等が出て

きて、費用も上がるとは考えているところでございますが、それ以外の水路につきましては要は地震等々もございました。それから水害等もございまして、要は縦断がとれなくなっている、そういうところが多々見受けられます。

そういうところにつきましては、既設のものを利用した格好の計画を今後打っていきたいと考えております。

今、県のほう等の指導を受けながら今後進めていくわけでございますが、先ほどありましたように職員のほうも現地に赴いて、そういうところについて調査してまいりたいと考えております。以上です。

○宮之脇尚美議員

特に農業関係については、水稲も現在国会でもいろいろ来年以降の制度改正等も叫ばれておりますし、またTPPの問題も年内の結論というのは出ないのではなかろうかというようなことも報道機関では報道されておりますが、いずれにしても農業関係も必ずしもこれが、総理そのものが5品目については対象外ということを言われておりましたが、これだけグローバル化が進んできますと、なかなか日本独自のそういう考え方というのも通用しないのではなかろうかと、そのためにはやはり多品目のこの生産物、いわゆる裏作も飼料等含めてやはり乾田化しないとなかなか発芽しない、あるいは作付けができない、そういう実態があるようでございますので、ぜひそこら辺については積極的な取り組みを、これは町長、再度そこら辺の意気込みを御答弁いただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

水田地帯であります我がまちにおきましては、とにかく排水対策をいかにするかというのが本当に大きな課題でございます。

これまでも中山間総合整備事業の中で実施したり、あるいは町単でもわずかな予算ではありますけれども、そういった要望にお応えするために特別に70%の補助を、補助率のかさ上げをして対処をいたしております。

それで、できるだけおっしゃるとおり水稲あるいはその水稲以外の汎用化、そういうことができることが一番所得の向上につながるわけでありまして、できるだけこういった事業導入については、今後もやっぱり取り組む必要があるかと思っておりますので努力をしてまいりたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

それでは最後に、教育長に再度のお願いでございます。要請でございますが、先ほど申し上げましたように、この学校再編については非常にデリケートな問題でございます。

いろいろと最近住民の皆さん方も関心を持ってらっしゃいまして、この再編の話があちこちで出ているようでございますので、私どもも聞き及んでいる範囲内での説明というのはしていきたいというようなふうに思いますが、ぜひ公開できる部分については毎月全員協議会もありますから、そういう時点で課長なりでも結構ですからそこら辺をぜひ議会にもお知らせいただいて、一緒に考えていくということが必要じゃなかろうかというように思いますし、先ほど町長にも要請いたしましたように、やはり要請があればいつでも出かけるという姿勢を見せながら理解を求めていくということ、再度また教育長のお考えをお尋ねをいたしたいというように思います。

○町長（日高 政勝君）

この小中学校再編というのは、非常に今までの学校教育の中で大きな流れの一つになっておるかと思っております。

これだけ少子化が進んでいる中で、やはり子供たちがさらに学びやすい環境をつくっていくと

いうことでありますので、やっぱり子供を中心とした考え方に立っておるわけであります。

したがいまして、このことについてはもう教育委員会、それからわがまちの町政という一つの大きなこの推進の重要な柱として今掲げておるところでありますので、もう一体的にいろんな場で、また町民の皆様方の御理解をいただくような取り組みはしていきたいと思っておりますし、また議会の議員各位におかれましてもこの辺の実情を十分御理解をいただいて、いろんな機会にまた身近な町民の皆さん方にはいろいろと御説明なりしていただければありがたいと思っております。

その都度、いろんな経過等についても御報告をさせていただきまして、一緒になってこの取り組みをしていきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○教育長（東 修一君）

今いろいろ激励の言葉もいただきましたけれども、その前に一つだけ、学校の規模というのに基準があるのかなのかというのが冒頭で出ましたけれども、これは小学校も中学校も国が定めております規模というのは12クラスから18クラスです。

したがいまして、小学校は1学年、2クラスから3クラス、それから中学校は4クラスから6クラス、同じ規模なんですけれども、中学校の場合は教科専門で職員を配置する必要がある関係から若干クラス数が増えていると、それから現在はいろいろ今国で議論をされておりますけれども1学級の定員は40名です。1、2年生は今30名、35名という形で政権によって変わっておりますけれども、基本的にはそういう基準が一応適正規模というような形であるということをお理解を、議員の皆さんも知っていただければと思います。

それから、今議員御指摘のとおり子供を中心にしながら地域の意見もよく聞けと、あるいは対象とならない地区にもよく説明をせよと、そして町長部局とも連携をとりながら進めていって、できるだけ地域の皆様の意見を聞くということとその過程を途中で示してほしいというようなこととございますので、今後そういうことを含めながらまた努力をしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、3番、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時56分

平成25年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成25年12月5日

平成25年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成25年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	教 育 長	東 修一 君
副 町 長	紺屋 一幸 君	教委総務課長	上野 俊市 君
企画課 長	崎野 裕二 君	学校教育課長	藤崎 毅 君
福祉課 長	王子野 建男 君	社会教育課長	岩元 義治 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	文化課 長	橋ノ口 賢二 君
環境課 長	貴島 晃人 君	農政課 長	平田 孝一 君
総務課 長	湯下 吉郎 君	水道課 長	脇黒丸 猛 君
財政課 長	下市 真義 君	建設課 長	三浦 広幸 君
税務課 長	松尾 英行 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
消 防 長	高木 卓朗 君		
商工観光課長	赤崎 敬一郎 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について
- 第 2 議案第75号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 3 議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 第 4 議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 5 議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 7 議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名	
総務厚生 (第2委員会室)	74	さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について	
	75	さつま町課設置条例等の一部改正について	
	76	さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	
	77	さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	
	78	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	
	80	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第7号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 19款 繰越金 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費	
	81	平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
	文教経済 (第1委員会室)	79	さつま町営住宅等条例の一部改正について
		80	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第7号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 17款 寄付金 20款 諸収入 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費
		82	平成25年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)
83		平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成25年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、日程第2「議案第75号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第3「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、日程第4「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第5「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

これから、12月2日提案がありました、議案第74号から議案第83号までの議案10件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」から日程第6「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案6件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

議案第74号についてお尋ねをしたいと思いますのですが、これにつきましては、先般の全協の中でも説明があったところでございますけれども、これを私どもとしましては、さつま町ならではの子育てをしやすい一つの大きな事業として、それを受けられている方々も多数おられるわけでございますが、先般の説明においては、町においてもいろんな事業の中で支援をしているので、というようなことで、今回これを廃止というような説明でございましたけれども、今後、これを対象者の方々にどのような形で説明をされていくのか、これまでしてこられたのかですね。

3月議会で、この問題については、議会としては、もうちょっと皆さん方にも周知をしたり、それから理解が得られるようにしていただきたいということであったわけでございますので、その点について御説明をいただきたいというふうに思います。

○福祉課長（王子野建男君）

この廃止に伴う周知についてはどうするのかというような、あるいは今後どのようなふうに進めるのかというような御質問でございます。

この子育て支援手当につきましては、先ほどの、先般の本会議にありましても、いろいろ協議がなされまして、議員の皆さん方の御理解がいただけなかったという経緯があったこと、御案内のとおりでございまして、その後、先ほど、今ございましたとおり、他の制度等につきましてもいろいろ協議がなされてきております。

その中にありましても、さきにも御説明を申し上げましたが、中学校までの医療費の無料化と

かもろもろ、そうした事業等を模索しながら検討を進めてきた経緯がございます。

そうしたこともございまして、今回、廃止議案の再上程ということになったわけでございますけれども、今回、御理解をいただきまして議決をいただいたといたしまして、ということをご想定しながら、来年の1月から3月にかけて、地域の対象者の方に周知をしてみたいというふうに考えているところでございます。

対象者の方々、今回の予算にありましては、1月分までの計上ということでございまして、今回、実は3月分までの予算を補正という形で計上させていただいているところでございますけれども、こうした議決を受けまして、今後、対象者の方々に詳しく周知をしてみたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○米丸 文武議員

24年度が結局825万7,500円というようなことでございましたが、どうなんでしょうかね、これからの本当にこの地域を支えていく人たちが、子供たちが育っていくためには、私は本当によその町以上のこういう支援があって、そういう子育てをし、また子供たちがたくさん地元で生まれて、将来を担ってくれる、そういう社会をつくるが大変必要なことだろうというふうに思うんですが、町長は、そのあたりについて、これをする中で、そういうような今までつくってこられて、それらを受けながら子育てをされた方々が、これで影響が出ないとお思いの上でこういうふうに出されたのか、町長についてはどのようにその点はお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

子供を健やかに育てたいという思いは、保護者はもちろんでありますけれども、今までも申し上げておきますとおり、非常に社会にとりましても宝として、みんなが一緒の気持ちで育てるといことは大事なことだと思っているところであります。子育ての関係については非常に重要な政策の一つとして捉えておまして、これまでも私が就任をいたしましてから、重点的にいろんなことを取り組みをいたしてきました。

これについては、今までずっと説明をしてきておりますので、あえて申し上げませんが、最近についてはかなり、県内でも本当にこう、予防接種にしろ、あるいは保育園の保育料の軽減の問題、それから医療費の拡充の問題、そのほかのこども図書館にしろ、あるいは学校教育の場でも、いろんなスクールカウンセラーとか、あるいはブックスタート、いろいろありますけれども、かなりのことをやってきております。

そういう中で国のほうも、申し上げましたとおり、児童手当というのは、町内改めて4億円近い額で拡充はされてきておるんですね。そしてまた、新たに国のほうでも消費税が4月から上がりますけれども、児童手当をこういった1カ月1万円はやりますよということもしておりますし、また、第3子からについては、幼児教育、いわゆる保育園、幼稚園については、多子世帯については無料にしようかと、そういうところまで政府が考えておるわけでありまして。

これまでいろんなことを拡充してきた面においては、一方では、大体国と制度が似たような、この児童手当でカバーをされているわけですので、町単で先行的にやった分は、町の財政を考えますと、むやみにどんどん拡充をしていくというのは、行革の推進上いかなものかと。やはり、こういう十分手当がされるものについては見直しをして、町の財政も考えた上で、サンセット方式で見直しをしていく、このことも大事ではないかと思っているわけでございます。

こういった制度を一旦なくすということについては、対象者にとっては、経済的な面とか、精神的な面もあろうかと思っておりますけれども、一方では非常に拡充をされてきているという事実を持っていただきまして、ほかの一般の皆さん方も広く税金でいろんなことをやるわけですので、その

辺はある面での公平さということも考えていかなければならないと。いろんな施策が出てくるわけですので、そういった面の財源の配分ということも考えていく必要があると、総合的に出てきます。

全く今まであったものがなくなりまして、相当影響あればいいんですけど、いろんなもので拡充をされている。今まで取り組んできた子育ての支援の関係というのは二重的なことになってるものですから、今回見直しをしましょうということで、年度を区切りをして、年度途中でとなると皆さんいろいろありますので、そういった年度を区切りにして、今回廃止をしたらというふう考えたところでございます。

○川口 憲男議員

町長、今の説明重々承知いたしております。このすこやか子育て支援手当が町単独で執行されて、18年からされて、ずっと町内の子供に対する支援をされてきたわけですが、町長の今の説明の中に、国のいろんな施策と重なってきて、それが町の行財政的なことを考えたときには、これを見直ししたほうがいいんじゃないかという考え方で先般も提案されたわけですが、

今、町長、国の動向等見ますと、民主党から自民党に変わり、今こういう手当が充実されてきてますけれども、仮に政権自体がまたひっくり返って、この児童手当、あるいは子ども手当という名目上変わって、いろんな施策に変わると思うんですが、これはもう今までいろんな説明の中にありました、いろんな支援をしてるから、もううちは今のこの流れで、国の流れはこのままだと。

仮に国の政策が変わったら、またこれを復活させるような考えがあるのか。事前的に町として、これはもう、こういう子供に対する支援策は、これはもうしないよというような考え方でこれを出されているのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

政権が変わりまして、引き継ぐ形で今継続をされてきてるんですよ。名前は子ども手当から児童手当に変わりましたが、実質的にはほとんど内容的に変わってません。名前が変わっただけのことで、一つの政権の意向というのがあったようですから、それはいいですが。一旦は法的に決めてるわけですから、これは法を変えないとできないわけですから、一旦認めたものを、もう翌年はやめますよということにはならないと思うんですね。

先ほど申し上げましたとおり、本町が先行的にやったその制度が、全く第3子以降については、もう国のほうでやるようになったわけですから、それが3億7,800万も来てるんですよ、うちに。それで、そういう二重的なことよりも、この町単でやってきたものは、ほかのものに振りかえて、もっと国がしてないようなことを町では新たに始めますよということで、中学校の生徒までは医療費を無料にしますよ、ということまで拡充をしてるわけです。これが七、八千万円かかるんですよ。

そういう手当までしたり、あるいは先ほど申し上げましたような、いろんな施策で充実をしているわけですので、似たような政策、二重になってることについては見直しをして、新しいものに拡充をしていく、そういう考え方に立ったほうが、より財政の面からいけば効率性が高いというふうに考えているわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、国のほうでは、またさらにいろんなことを考えているようですから、子供に対してはですね。少子化対策が大事だと、そういう観点に立って、いろんな施策を講じておりますから、タイミング的には、この前提案をしましたが、国の制度がはっきりしないからということで否決にはなりましたが、そういう事業をかみ合わせてタイミングよくやっ

ていかないと、これは際限なくしていくと、今も申し上げましたとおり、交付税というのは、これから、もう27年から確実に減っていくわけです。税収もそんなに伸びるということはありません。少子高齢化の時代ですから。やはり見直すところは見直していかないと、一般財源でやる仕事ですから、なかなか先々が難しい面があります。

それで、子供の少子化対策というのは非常に大事ですので、その上で重点的にやりますけども、見直すところは見直す、新しい時代に向かって必要なものについては拡充をしていく。そういう考えでいかないといかなものかなと思っているところでありまして、今回、新しい方向に切りかえていくと、そういう観点に立っているわけでありまして、その辺は御理解を賜りたいと思っていますところでは。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるところ重々、町の行政を考えたり、重複した手当の支給とか、いろんなところもありますけれども、私も実際のところ、先般の意見を聞いておりまして、国がこういう施策をして何かしていくから、町にも重なった施策があって、これはもう町では必要ないんだと、それだからこれを廃止するというので、説明責任というか、説明状態が確実に伝わってこない状況があるような気がしました。

それとまた、今子育てをしていらっしゃる若い人たちの話を聞きますと、なぜなぜというような話があるんですけど、説明的には、行政が財政が苦しかでこげんしていかな仕方なかし、国からも来らよというような話はしますけれど、そこあたりにもう少し、今答弁でもおっしゃられましたように、状況をどうしていくんだと。これから先、道は今度はこうだと。国の姿が見えない状況もありますから、先々、町長も言われるように、子ども手当というのは推移を変えたり、いろんなを変えたりして、名前を変えたりして出てきてますけども、実際国は国として、また町は町として、少子化あるいは子供たちに支援をしていくという形は必要だと思います。

今、以前にもらいました、福祉が出しました支援策、いろんなのを見てみましても、万事これが、例えば子供が、その該当者が1,000人おりゃ1,000人全て回答するかちゅうことじゃない状況もありますので、そここのところの説明責任をちゃんとしていって施行される、条例廃止にされるのが適当じゃないかと思っています。

今言えばまだ、さっきの話にありましたように、これを認めてもらってから説明責任をしていくんだということがありましたから、これからだろうと思うんですけども、そういうところを充実していかなければ、納得がされてもらえないところがあるんじゃないかと思っています。そこんところは十分、私一人の考え方を申し上げてもなんですから、内容的にはわかりますので、そういう説明をもう少し充実されるように要請しておきます。

○町長（日高 政勝君）

条例なんですよね。条例は議会で議決をして初めて実行できるわけですから、まだ条例も議会にも提案をしてない前に、こうやりますよと、いつからこのもう手当はやめますからねと。そしたら、それこそ議会が言われる事前執行、議会軽視じゃないですか。しっかり議会に、町民代表である、町民の皆さん方のこういう考え方を持ってますよ。それで、それを町民の代表である議会の中でしっかり議論をしていただいて、そして議決があったら初めて条例の執行ができるわけですから、それを待って町民の皆さん、対象の皆さん方にはしっかりと説明をしていく。

このことについては、周知期間も必要だろうということで、12月に提案をしたのは、3カ月、執行までの4月までは3カ月あるわけですから、この期間に対象者にはしっかりとその辺の趣旨については説明をしていきます。

そういうことで、先ほどから申し上げておりますとおり、非常に町単におきましては、先ほど

申しあげました、保育料の軽減額というのが7,700万なんですよね。3割以上、35%。それから、きのうもいろいろ質問等もありまして、いろんな御提案もいただきました障害児の関係、これに対しても町の単独で、クオラバンピーノとか、あるいは障害児保育のために一千二、三百万、遊びの広場まで入れますと1,500万ぐらいですかね。それから、お子さんがなかなか産まれないという事情があった方については、いろんな対策をするためのこのとり事業ということで、これも200万。それから、予防接種については、今までも申しあげましたとおり、町の単独でいろんな手当を先行的にやっております。これも恐らく一千数百万、これも単独で。それから、児童生徒の入院費もやりましたし、子供医療費は、今までは小学校就学前までやりましたが、今度中学校までやりますと、これは七、八千万かかります。

そういうことで、先行的にこういう子育てに関しては、町の単独を使ってやってるんですよね。そしてまた、そのほかに、先ほど申しあげましたこども図書館とか、あるいは学校の教育振興のための特別な単独分というのを、いろいろ活性化対策とか、ブックスタートとか、そういうのまで入れると相当なお金を使ってるわけですので、こういうことをしっかりと対象の子供さん方には説明をしながら、御理解をして、町の財源にも限りがあるわけですので、いろんな政策を町民の幅広い、いろんな町民福祉の関係には幅広い仕事がありますので、そういった面もあるので、今は国の制度も充実をしてきたし、似たようなことは国でやっていただくと。この分については、ほかの、先ほど申しあげました、中学校の医療費まで拡充しますよとか、いろんな面に拡充してるわけですので、その辺は十分御理解をいただくように、対象者の皆さん方には御説明をしっかりとやっていきたいと思っております。

先般のこの、前回の場合、条例を提案しまして否決になりましたのは、その辺の国の制度がはっきりしないからということの意向とかだったんですが、まだ制度の対象の世帯への説明というのがないじゃないかとかいろいろありましたけれども、その辺は、今も申しあげましたような事情がありますので、これは、あと3カ月の中で、しっかりとまた納得がいくように、御理解をいただくような努力をしまっている、そういう気持ちでございます。

○新改 幸一議員

子育て支援についての、今町長の説明を聞きながら、ある程度理解をするわけでございます。国のそういう制度がきちっと流れが変わってきたということでございますので理解するわけでございますが、県下の各市町村、大体そういう流れにされるという流れにあるとは思うんですけれども。

私は1点、この子育て支援という形の中で、先ほど町長から出ました、保育園に対する保育料の軽減という説明もございましたけれども、実は私の息子が転勤族なものですから、去年からこっち、さつま町に来たんですが、嫁が言うには、さつま町は保育園料が高いよね、お父さんちゅうようなことを言うんですよね。県下の中で、そういう保育園にお願いする保育園料ちゅうのは、県下の中でさつま町はどんな位置にあるものか、調査をして判っておれば、そこあたりを教えてくださいたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これは、保育料は厚生労働省の基準があります。これは、その家庭の所得、それから資産、そういうものを合算をしたもので段階が決まっています。所得税に応じて段階が決まっていますので、一律に、定員が七、八十名だったら、みんな保護者の負担は一緒ですよ、そういうわけじゃないんですね。所得の段階に応じて、所得の高い人は高いなりに保育料はものすごく高いです。何万円って月にいたします。そしてまた、2人、3人と出せば、またそれが加算ちゅうことになりますので、それで一概に幾らとは申しあげられません。所得の高い人はもう数万です。非常に高い

ですが、均等割とか、あるいはそういう段階の方は、あるいは生保の家庭とか、そういうところは無料とか、均等割が幾らとか、そういう段階があります。

それで、高いという意識を持っていらっしゃるのが普通だと思うんですけども、資産割までかかりますから、固定資産とかですね。所得ばかりじゃなくて。それで、それが夫婦で働いていたら、夫婦の分がかかりますから、それは当然高くなってきます。それで、そういう保育料の算定の基礎になってますので、それに対して町が、先ほど申しました35%、厚生労働省の基準の保育料に対して35%安くしてるんですよ。

それで、その分は税金でカバーしてるということですから、保育料の基準そのものは、どこも全国一緒です。ただ、助成をどの程度やっているかで高いか安いかの判断をされてくるんですけど、ただ、所得の階層の高い人は、もちろん負担が大きいなという重荷を感じていらっしゃるかと思っております。その人が高ければ、大学生を出すような感じ、2人も3人も出せばそんな感じだと思っております。

順位は、またわかっておればですね。

○福祉課長（王子野建男君）

本町におけます軽減の状況についてでございます。23年度のデータでございますけども、その前に、さきの決算委員会等でも新改議員のほうからも、議員のほうからも質問があったこともあったわけでございますが、鹿児島県としてのデータというものは掌握してないと。鹿児島県のほうでもその辺のデータはとっていないようでございます。

ただ、近隣の状況を聞いてみますと、お隣の薩摩川内市によりましては26.53という軽減率のようでございます。出水市が31.65、長島町は若干高うございまして52%というような、そうした軽減率になってるといようなことでございまして、県内における本町の順位というのはまだ把握はしてございません。

ただ、今町長のほうからもございましたとおり、国の基準そのものに対しまして、町独自の保育料の設定というものをしてあるということ、議員御存じのとおりでございまして、その基準によりまして若干の格差がございます。一番低いところで24.4という軽減をしてございますし、ただ、高いところにありましては59、60%に近い軽減をしてあるところ、階層区分もあるわけございまして、所得税が高くなればなるほど保育料というのは高くなるわけでございますが、こうした高所得者にありましては軽減率がぱんと上がっていると。50から60ぐらいのレベルで軽減がなされているところでございます。

今回、子ども・子育て3法の絡みで、そうした保育料の基準にありましても、町独自で設定できるというような国のほうからの通知があったわけでございますが、これについても今現在は流動的でございます。来年の春になりましたら、ある程度の方針が出されるであろうというような情報が入っております。

しかしながら、それにいたしましても、国の基準そのものは、ある程度のひな形というものは、基準は示されまして、それに基づいた町独自の保育料の設定というものがなされるであろうというふうに思っております。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

今回、廃止条例ということで提案をされております。町長の説明で理解をいたしますが、国が従来、政権が変わりまして、子ども手当が児童手当に変わって、ほとんど金額的には変わらないと。あわせてまた、医療費助成も先般の議会の中で可決をされたわけでありまして、財政運営上の問題から考えますと、タイムリーにその時点でこの廃止をして、あるいはまた、医療費助成に、

当然全協の中でも若干町長が説明をされましたけれども、この子ども手当を廃止するかわりに、中学生まで医療費助成制度を延長するというようなことも言われております。

受ける側、町民側からしますと、それらを同時に提案をされたほうが、よりわかりやすいのかなというような感じもいたしますし、先ほど申し上げましたように、そういう国の制度が拡充をされますと、タイムリーにそこら辺の条例の提案の時期の問題、そういうものについては、今後十分検討いただければと。おくれがちになりますと、どうしても、先ほどから出ておりますように、町民が若干そういう支援制度が廃止されることによって、ある程度、町の支援対策が後退をしたというような受けとめ方になるのではなかろうかというようなふうに考えますが、そこら辺についてはどういうふうにお考えか、町長にお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに民主党の時代に子ども手当という本当に目新しいびっくりするような制度ができ上がって、それが国会を成立した段階でタイミングよくというのが一番筋であったと思っております。その後、また政権が急激に変わりまして自民党になって、自民党になったときどうなっのかなという思いもあったりして、これが本当に子ども手当がそのまま続くのかなと、全く見直されるのかなといういろんな論議もありまして、その辺のところを動向を見ておりましたら、自民党政権になっても引き継ぐ形で、名前を児童手当という形になりましたので、なら、それだったらこれが続くんじゃないかということで、3月議会に一応提案をしたんですね。そしたら、いろいろ今ありましたような御意見をいただきまして、お認めいただけなかった経緯がございます。

それで、今回は、もう事前にこれに変わるような、先ほど申し上げますような、今まで医療費を、私が就任してから、3歳未満児までの医療費無料化だったんですけど、小学校就学前、6歳ですかね、そこまではちょっと拡充をして無料化にしましょうというところまでしましたけど、最近の動向を見ましたとき、まだまだ拡充をする。周辺もだんだんそういう形になって、さつま町はどげんすつとなちゅう声も聞こえてきまして、そうなりますと、均衡をとって、どこに住んでもそれだけの利益を享受をしていく、これが子育ての環境整備だろうということで、9月議会に、中学校までそれなら拡充をしましょうということで、来年の1月からでございますが、そこまで提案をして議決をいただいたところでありますので、今回は遅ればせながらということになるかと思っておりますけども、周知期間を持った上で、来年の3月をもって廃止をしたらというふうに考えていたしているところでございます。

○宮之脇尚美議員

確かに町長も多忙をきわめておられますので、これらについては、それぞれ補佐的な立場の方々、そういうことについては、町長への進言というのは、そういう適時的確に行うことが必要であろうと。先ほど申し上げましたように、この条例の提案の時期、あるいは医療費と今回の子ども手当の廃止の関係、そういうものについてのタイミングということについては、十分今後考慮をいただきたいというふうに指摘をさせていただきまして終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

ただいまのすこやか子育て支援手当支給条例の廃止の件でございますが、今いろいろと議論されましたように、提出時期が我々議会との認識等のギャップがあったのかなという気がしたものですから、先般提案されたときにはこういう事態になったわけですが。その後、いろんな施策、実態というものを、今回のこの手当に関しましては、恩恵を受けていらっしゃる方が恩恵を受けられなくなると、そこが危惧されるところであります。それは今後周知していくということで

ございます。

そのとき、いろんなこういう施策を町は打ってるということを判ってもらうことも大事じゃないかなという気がするんです。いろんな町長のほうからさっき、1,500万とか、7,000万とか、いろんな数字が出てきましたけれども、それを総額すれば大変な額になるわけです。そのことを、恩恵を受けていらっしゃる方がわからないというか、それがごく当たり前になってしまっていれば、今後、財政も厳しい中で、どこをどのように減額していくかという議論が出てくるようになれば、そこ辺もちゃんと町民の理解をもらわなければならないと。

それと、昨日の一般質問の中にも出ましたように、今後、分野によっては、また手厚く守っていかなければならないところもあるということになってくれば、予算も膨大にあるわけではありませんから、そこ辺との兼ね合い、そのことを、今後周知していかれる中においては、十分な説明を町民の方々にして、理解を得ていくべきだろうと、そういうふうに考えます。

それと、このひとり親家庭の医療費助成に関する条例の件でございますが、この「保護」が「保護等」に関する法律に変わったということで今回提案されたわけですが、この「保護」が「保護等」に変わったということをごどのように認識というか、どういう事例があるか、そこ辺について見解があればお知らせいただけますか。

○町長（日高 政勝君）

周知の関係についてであります。確かに今、いろんな制度について、無料化というのが、これに限らずですけども出てきておるわけですが、確かに厳しい財政事情の中でせざるを得ないと。一つの時代の流れとしてやらざるを得ないところもあるわけですが、確かに政策に迫られて実施をいたしてるわけですが、おっしゃるとおり、それが定着をして、本当に皆さんの貴重な税の中で、そういう方々を対象に無料にしてるわけですが、なかなかこれがもう当然のごとくという形を受けとめられてくる嫌いも、長年経つとなりますので、その辺については、やはり町民皆さんが貴重な財源の中で、税金の中で、こうして皆さんが大切に子育てをしていただきたいと、そういう思いで無料にしているんですよ。

その辺の説明というのは、やり方というのはいろいろあるかと思しますので、そこら辺は十分対象者の皆さん方にも、町民ひとしく皆さん方のお子さんを本当に大事に育ててくださいと、そういう意味で無料化になってるんですよ。そのようなことも含めて十分説明をする必要があるかと思っておりますので、それは御指摘いただいたようなことで努めてまいりたいと思います。

○福祉課長（王子野建男君）

ただいま、ひとり親家庭医療費助成に係る条例の一部改正に係わる「保護」が「保護等」に変わった経緯ということでございますけれども、全国的に、交際相手からの暴力というのが社会問題となっております。被害者、あるいは親族まで殺害されるという痛ましい事件が発生していること、御存じのとおりでございます。

そこで、これまでの法律、配偶者暴力防止法でございますけれども、これによりましては、配偶者が重大な危険を生じるおそれがある場合に保護命令できる制度を定めたものであったわけですが、ただ、生活の根拠をともにする交際相手、いわゆる同居、あるいは同棲ですか、そうしている者に対しましては、ストーカー規制法による禁止命令の適用が難しいというようなことがございまして、今回、この法律の適用が受けられるように改正がなされたというのが、この背景にあります。

言いかえますと、被害者の保護等の中に、生活をともにする者、先ほど来申し上げます同居者でございますが、そうした者も含まれるというふうに改正になったということでございまして、こうした保護等に関する一部改正というものが施行されたと。国のほうで施行されまして、その

法律の名前が変わったことによりまして、今回の我々条例のほうもそれに伴って改正するというものでございます。

以上です。

○岩元 涼一議員

国の法律が変わった関係でというのは理解しますが、保護が「保護等」に変わった、この等というのが今国会でも大変問題になって、いろんな等をつけるか等をつけないかで守備範囲が大分変わるというような国会の論戦があるようでございますので、今回この提案されましたので、この等というのがどの範囲まで含まれるのかを確認したかったものですから質問したところです。答弁については理解します。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案6件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

10ページの庁舎建設等事業費の中の移転業務170万ということで計上してあるわけでございますが、予算の金額が云々じゃないんですが、1点だけお聞きをいたします。

いよいよ新しい庁舎のほうに、年が明ければ移転ということになるということの説明を受けているわけですが、立派な庁舎ができて、今、屋上を見てもソーラーがついております。このソーラーの関係で聞いてみたいんですが、聞くところによりますと、発電をやって庁舎に対する電気を使う。そしてまた、土曜、日曜の場合は売電をするというような説明を受けているわけですが、今のこの設置してあるソーラーが、そういう土曜、日曜の売電に対する九電に電気を売る、そういうのを年間どれぐらいの形で試算をされて設置してあるものか、そこあたりをわかっておれば教えていただきたいと思っております。

○財政課長（下市 真義君）

ただいまありました、新庁舎の屋上のほうに、一応30キロということで設置をしてございます。今ありましたとおり、平日においては庁舎の照明等を中心に使用いたしますけれども、閉庁日にあっては売電ができるということで。申しわけございませんけど、現在、幾らぐらいの、金額的に幾らになるというのは、まだ現在のところ掌握いたしていないところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

予算に関連してでございますが、23年度に国からの臨時交付金事業が交付をされたというこ

とを聞いているところであります。本町の交付額と合わせまして、これまで、今回の補正まで含めて、臨時交付金事業がどの程度予算化されたものか、そこら辺についての内容を、そしてまた、できれば事業は何に充当されたのか、そこら辺についてお知らせいただきたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

先般の新聞報道等でもありましたとおり、国のほうから交付額が示されまして、名称といたしましては地域の元気臨時交付金でございます。本町に示された交付決定額は、1億2,861万5,000円ということで示されております。

これにつきましては、平成24年度、国の補正予算に基づいて事業を行った、その単独分に対する7割の交付額ということで交付をされるわけでございますが、これまでも既に予算化いたしましたものとしたしましては、道路ストック総点検、これももちろん国の補助を受けてでございますが、その一般財源ということで、これが392万円。それと、上向西団地の屋根の外壁塗装等、これも補助を受けたいわゆる補助残の裏で578万4,000円。また、先般の補正予算におきまして、消防庁舎の改修工事、これに現在のところ892万5,000円。それと、あび〜る館の屋根の改修工事、こちらのほうに1,785万円ということ。それと、さらに補正予算におきまして、単独の道路整備ということで3路線ほど、母ヶ野高峯線、藤川境田線、笠之元線、この3路線に4,900万円。これにつきましては、現在予算化をいたしたところでございます。

このあと、これ時点では大体年度内に事業が終わるであろうということで、それ以外の分につきましては、現在、山崎団地の整備にかかっておりますが、公営住宅債、補助残を、公営住宅債を充てるようにいたしておりますけれども、これについては、交付税のもう補てんというのが全くございませんので、これを起債を借らずにこの交付金を充てようと。

そのほか、耕地事業関係で中山間事業等いわゆる負担金、これも一般財源を充当しておりますけれども、一般財源ということで充当してはおりますけれども、これの財源の組み替えといった形で、繰り越しができないという事業でございますので、そうやった形で、またこの財源組み替え等につきましては、今後の補正予算においてお願いをするということにいたしているものでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

一般会計補正予算の15ページの衛生費、環境衛生費の中の太陽光発電システム設置事業補助のことでお尋ねをしてみたいと思うんですが、説明によりますと、当初70戸で予算計上しておりましたけれども、50戸分が、言えば追加で今回上げているんだというようなことでございますが、これに対して、要するに補助することで今、電気量の、先ほどもございましたけれども、することによって、どれぐらいの電気量というものが効果として九電とか、そういう電力会社からの使用量が減ってきているように思われるのか。

それから、今後、今結局、今回で120戸になるわけでございますが、今後またこの設置の要望が出てくるような状況なのかどうか、その点について2点ほどお聞きしたいと思います。

○環境課長（貴島 晃人君）

太陽光発電の設置によりまして、どれぐらい電気量が減ってきたかというようなことなんですが、なかなかそれぞれ設置の10キロワット未満を対象にしているわけでございますが、それによってなかなかそれぞれ各個人設置される規模が違いますので、はっきりとしたことはなかなかこちらもつかめていないところではございますが、平均的に見ますと、大体5キロワットぐらいのやつかなと。3キロワットぐらいから大体七、八キロ、最高の9キロワットぐらいまでをつけられる方もそれぞれでいらっしゃいますので、平均的に見ますと幾らでしょうか、二、三万程度

かなというふうには、これはあくまでも概算でございますが考えております。実際のところははっきりわかりませんが。

あと、今回50基ほどお願いをしておりますが、来年の4月から消費税が上がるということで、ある程度の駆け込み需要というのが8月ぐらいから増えてまいりまして、ちょうど10月ぐらいで当初の予算がなくなったところでございますが、現在調べているのが、30基ぐらいはもう既にそういう要望があるということでございまして、今後どれぐらい、まだ出てくるのかというのははっきりしませんが、今お願いしました50基ぐらいは出てくるのであろうというふうには考えております。

あと、国のほうが、ちょうど今年度で補助金はもう終了というようなことが環境省のホームページでも出ておりますので、それについても、ひよっとすればまた駆け込みがあるのかなというふうには考えてはおります。

○米丸 文武議員

課長のほうが、私が電気の使用量ということで、料金のほうでお考えのようでございますが、私は、こういう太陽光の発電で自家の消費を減らす、そういう何キロワットぐらい、今こちらで言えば、九州電力のほうの電力量の料金じゃなくて、使用量、何キロワットぐらいの、何千キロワットとか、そういうような効果があつて、そうすることのこの太陽光の効果というのがどうなのかなということでお聞きしたかったんですが、その点でおわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○環境課長（貴島 晃人君）

九電の売電、九電から購入するやつがどれだけ減るかということですよ。なかなかそれは、そこまで調査はしておりませんが、先ほど申しました5キロワット平均で言いますと、ほとんど、基本的にはソーラーについては一応売電をします。それで、自分のところで使うところは九電から買うというような感じになってるのではないかと考えておりますので、そういう5キロワットぐらいでやれば、量的に見ますと、もう相殺されて、ある程度プラスが出るのかなというふうには考えております。

○桑園 憲一議員

所管が違いますのでお尋ねしますが、13ページの上の3款1項3目の障害者福祉費の中の手話奉仕員養成事業12万の減額になってるわけですが、これの減額にした理由を教えてくださいたいと思ひます。また、町内に手話通訳のできる方々が何名ぐらいいらっしゃるのか。また、活動の実態がわかるとればお教え願ひたいと思ひます。

それから、自発的活動支援事業補助、これについての事業の内容の説明を再度お伺ひします。

○福祉課長（王子野建男君）

手話奉仕員養成事業の12万円の減額でございます。これにつきましては、実は当初30日ほど手話講座の設定をしていたわけでございますが、若干日数が、27日ほどに日数が少なくなったということもございまして、その分の講師料の減額ということが背景にございます。

といいますのは、先生が、手話講座の講師が出水から来られる先生でございまして、どうしても都合がつかない日もございまして、その分が若干減ったということと、この中に、実はテキスト代が委託料の中に入つてございました。その分を需用費のほうと相殺したと。需用費のほうに再度組み替えた。減額をいたしまして、需用費としてまた計上したというようなこと等もございまして、この分が12万円の減というふうになったところでございます。

それから、町内に手話のできる人が何人ぐらいいるかということでございますが、現在、講座のほうには19名、当初23名の受講者がいたわけでございますが、都合がございまして、現在

19名で講座のほうは進めてございます。これまで手話を若干講座のほうに来ていた方、これまで習っていた方が数名ございますし、あとはまた全くの素人の1から始める方でございまして、先生のお人柄もございまして、和気あいあいの中で講座が進んでございます。なかなか私も見ておりますと、本当和気あいあいの中で楽しく、そしてまた、充実した時間を過ごしているということで、将来的には、そうした方々を活用いたしまして、町民大会への手話とか、そういうふうになれば非常にありがたいかなというふうに思っているところでございます。

それと、自発的活動支援事業でございます。これは、障害者総合支援法に係ります必須事業ということで、今回新たに取り組むものでございまして、地域住民による自発的取り組み、具体的に申し上げますと、養護学校等を卒業した障害者、あるいは家族を中心にした組織に補助しようとするものであります。

本町では、こうした支援団体が若干組織されつつございまして、さきの10月中旬だったですかね、新聞記事御記憶のことと思えますけれども、障害者とその家族等によりまして、障害者の青年学級が開設されたということ、新聞記事のほうにも掲載をされておりました。

学校を卒業いたしまして、養護学校を卒業いたしまして、なかなか仲間との触れ合いがないということで、いろいろな子供たちは、障害者は悩みがあるようございまして、友達もできない、あるいは相談相手もないというような状況の中で、こうした青年学級、あるいは家族が相集いまして、いろいろな活動をするというものでございまして、こうした支援団体に対しまして助成をするというものでございます。

こうした活動に対しまして助成をするものでございまして、将来的には、ボランティア等の協力をいただきながら、障害者が夢にするのは、スペシャルオリンピックスのほうへの出場というものが夢なんだということを口々に話していたのが印象的でございます。

以上でございます。

○桑園 憲一議員

今、自発的活動支援事業、これは新規の事業だということですが、町内ではどっか団体が、あるいはこれの対象、あるいはどっか地域を指定してこの事業を取り込まれたのか説明をお願いします。

○福祉課長（王子野建男君）

この地域指定とか、そうした団体をどういうふうを選定したのかということでございますけれども、例えば申し上げましたとおり、この事業にありましては新たな事業ということで、町の必須事業、総合支援法の必須事業ということで、どうした形に対応していこうかなというふうに模索をしていたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、こうした青年学級ということで開催をするというお話を聞きました。

お話を聞いておりますと、今回の自発的活動支援事業に酷似した、一番適した内容であるということ等もございまして、代表であります高橋さん、屋地にいらっしゃいますが、そうした方々と協議をしながら、この事業を取り入れた形で事業をお願いをしたのがその背景にございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○上久保澄雄議員

所管外になるものですから、この場でお尋ねしておきたいと思えます。

一般会計の24ページでございます。教職員住宅の関係でございますけれども、現在のこの、今、本日のマスコミの報道でもございましたが、全国的に空き家の問題、非常に大きな問題とな

っておるようでございます。本町においては、そこまでまだいないというふうに思っておりますが、この教職員住宅の入居状況、今どうなっているのか。これが、教職員と、それから一般の入居率、これを教えていただきたいというふうに思います。

○教委総務課長（上野 俊市君）

教職員住宅の状況等でございますけれども、これは25年の4月1日現在の数字でございますが、管理戸数が79戸ございまして、今現在、教職員が入ってるのが42戸、それから外国青年指導助手、ALTでございますけれども、これが2戸でございます、一般に貸し付けをしてる分が29戸となっております。4月1日現在の空き家は6戸ということでございまして、現在79戸という状況でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○岸良 光廣議員

所管が違います。お伺いしたいんですが、予算表の20ページなんですけど、物産観光費、ここに、この前説明があったんですが、物産品開発とか、販売促進事業に充てられているんですが、これの内容をもう少し教えていただきたい。

例えば薩摩川内市などは、甑島とか、そういう全体からいろんな地域の特産品、要するにドレッシングにしる、いろんな物を地域で開発して、それをテレビとマスコミでも宣伝をしながら販売等を進めていくというような取り組みを薩摩川内市はやられておるようです。先月も、10月ぐらいでしたかね、そういうテレビコマーシャルとか、いろんなのが流れておるんですが、さつま町としての物産品開発とか、販売促進事業として約138万3,000円ですか、これのどういう形で事業を行われているのか、できれば詳しく教えてもらいたいと思います。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

委託料の物産品の開発、販売促進事業の138万3,000円の内訳でございますが、考え方といたしまして、さつま町の観光、交通、物産の拠点であります、昨年オープンいたしました、さつま物産館を中心にとということで、さつま町の観光特産品協会に委託をまずいたしまして、そして観光特産品協会の人材育成ということで、地元の食材を使った加工品の開発、それから弁当、それからさつまちゃんなどのグッズ商品、そういう開発をしながら人材育成を図っていくと。そして、できたら物産館の自立、独立採算制が少しでも図られたらということで今回計上しております。

この130万円につきましては、2カ月分の関係でございまして、あと平成26年度に10カ月分ということで、この事業が起業支援型地域雇用創造事業という国の事業でございまして、起業の起は起こすということで、新たに1つの事業形態として雇用の発生ができるような協会をつくっていくと、そういうために今回この事業を取り入れたいと計画しているところでございます。

今申しましたとおり、地元の食材を使った加工品なり、それから土産品なり、そういうのを開発して、そして販路開拓を図っていきたいと考えております。

○岸良 光廣議員

今説明は受けたんですが、なぜ私がこういうことを質問したかといいますと、私もさつま町にずっとおるんですが、正直言いまして、さつま町のそういう特産品って何があるかなと考えたときに、余り思い浮かばないんですよ。

それで、先月ですか、薩摩川内市のほうが新聞のほうに、新聞1面ぐらいの大きさのパンフレットで、お歳暮商品等に薩摩川内市の甑島は、こういうところのお店にこういう品物がありますというような写真入りで、特に入来町のキンカンとか、ミカンとか、そういう物を販売している、

その商店の代表者の顔写真などが入って、問い合わせなどをしてもらうように、薩摩川内市の商工会が物すごい大々的にそういうもののパンフレットが入ってたんですよ。そういうものを見たときに、薩摩川内市のここに、入来町のここに行けば、こういう品物があるんだなというのがものすごく見てわかるような、そういう広告をしてました。

だから、当さつま町でも、そういう特産品をまず、本当にこれは失礼な言い方なんですけど、私自身が第三者から、さつま町の何か土産品が何かあつとけと言われたときに思い浮かぶのが、湯気院のあのお菓子しかないんですよ。だから、こういう特産品を開発されるのであれば、それが今どのような形で開発されて、何か商品になって販売されているものが、代表的なものがあるのかなと思うてお伺いしたところです。もしあれば教えてください。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

まず、地元産ということでは、たくさんの農産物ですね。カボチャから、トマト、そういうキンカン、そういうさつま町には多くの物があるわけですが、梨、それからブドウとか、そういう物のできるものがありましたら、そういう梅とか、活用できる物がありましたら、ぜひそういう物で菓子とか、それから弁当とか、そういうのも図っていきたいと。

それから、今申しました、さつま町でつくるだけじゃなくて、例えば鹿児島県の屋台村とか、そういうところの食材に活用してもらおうと。そういう、いわば提供と、そういうところの販路開拓と、そういうのも考えていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第8「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程10「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

本日から12月10日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第2委員会室、

文教経済常任委員会が第1委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

12月25日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時40分

平成25年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成25年12月25日

平成25年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成25年12月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

2番	木下敬子	議員	3番	宮之脇尚美	議員
4番	桑園憲一	議員	5番	森山大	議員
6番	東哲雄	議員	7番	岩元涼一	議員
8番	新改幸一	議員	9番	木下賢治	議員
10番	川口憲男	議員	11番	米丸文武	議員
12番	新改秀作	議員	13番	岸良光廣	議員
14番	上久保澄雄	議員	15番	柏木幸平	議員
16番	舟倉武則	議員			

欠席議員(1名)

1番 平八重光輝 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正	君	局長補佐兼議事係長	中間博巳	君
議事係主任	神園大士	君			

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝	君	教育長	東修一	君
副町長	紺屋一幸	君	教委総務課長	上野俊市	君
企画課長	崎野裕二	君	社会教育課長	岩元義治	君
福祉課長	王子野建男	君	文化課長	橋ノ口賢二	君
健康増進課長	小椎八重廣樹	君	農政課長	平田孝一	君
環境課長	貴島晃人	君	耕地林業課長	杉水流博	君
総務課長	湯下吉郎	君	水道課長	脇黒丸猛	君
財政課長	下市真義	君	建設課長	三浦広幸	君
税務課長	松尾英行	君			
消防長	高木卓朗	君			
商工観光課長	赤崎敬一郎	君			

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について
- 第 2 議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 3 議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 第 4 議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 5 議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 7 議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）
- 第12 所管事務調査報告の件
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成25年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

1番、平八重光輝議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程はお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、日程第2「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第3「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、日程第4「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第5「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第7「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第8「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」から、日程第10「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」まで、以上議案10件を一括して議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」、「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分、「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」であります。

国の制度である児童手当や町独自の子育て支援策の充実、特に医療費の無料化を中学校修了まで拡充する新しい支援策が創設されたことから「さつま町すこやか子育て支援手当支給条例」を廃止するもので、平成26年4月1日から施行されるものであります。

質疑の中で、平成25年第1回定例会において同様の議案が上程されたが、当時の審査では、受給対象者への周知期間が十分でなかったことや、新たな制度が開始されるまでは継続すべきであるとの理由から否決された経緯がある。今回、新たな支援策は創設されたが、受給対象者への周知については、どのように進めていくのかたまたましたところ、平成26年1月から3月にかけて、国や町の子育て支援制度の内容をまとめたパンフレット等を作成して対象者への十分な周知を図っていききたいとの説明であります。

次に、「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、現在の33課室から5課室を減らして28課室とするもので、平成26年4月1日から施行されるものであります。

総務課に安全安心対策課を編入、企画財政課及び財産管理課の新設、町民課と環境課を町民環境課に統合、商工観光課に企業誘致対策室設置等、これまでの組織機構を再編するものであります。また、今回の再編に伴い、農政課に有害鳥獣対策の部署を設置し、これまで農政課と耕地林業課に分かれていた窓口を一本化することとあります。

次に、「議案第76号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」であります。

今回の条例等の一部改正については、平成25年度の地方税法の改正にあわせたものであり、地方税に準じて延滞金の利率を規定している「さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例」、「さつま町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例」、「さつま町後期高齢者医療に関する条例」及び「さつま町介護保険条例」を一括して改正するものであります。

次に、「議案第77号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の条例の改正については、平成25年第3回定例会において可決された「さつま町高齢者ふれあい館の廃止条例」に伴い、公の施設使用料徴収条例に定めた高齢者ふれあい館使用料に関する規定を削除するものであります。

次に、「議案第78号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例の改正については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用しているさつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。これまでは、配偶者からの暴力及びその被害者が対象でありましたが、それに加えて、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者にあっても、当医療費助成の受給対象となるよう、対象者の範囲を拡大するものであります。

次に、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第7号)」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費、開発振興費については、カイケンコーポレーション株式会社への企業立地促進助成金として516万5,000円を計上するものであります。現在、カイケンコーポレーション株式会社ではさつま工場の整備を進めており、企業立地促進助成金の交付に必要な条件が整ったことにより助成を行うものです。なお、助成金の内訳は、建物や機械設備部分

が436万5,000円、雇用促進助成部分として4人分、80万円であります。

次に、3款1項社会福祉費、障害者福祉費については、地域住民による自発的活動支援事業への補助金及び日中一時支援事業の単価改正に伴う業務委託料の増額分を計上するものであります。自発的活動支援事業については、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことに伴い、まちの必須事業として取り組むもので、養護学校等を卒業した障害者あるいは家族等を中心に組織される支援団体に対して補助するものであります。

質疑の中で、日中一時支援事業「しょうがい児学童保育みらくる」は、社会福祉法人ひいらぎ会により旧法務局跡の一部を利用して運営されているが、今後の対象児童の増加等を考慮した場合、現在の場所では狭く感じられるため、何らかの対策を講じているかただしましたところ、担当課としても「みらくる」の会場が手狭になっていると認識しており、旧法務局跡にかわる場所を検討しているところである。同じ敷地内にあるさつま町地域包括センターの今後の動向や、出水養護学校からのバス停留所となる鉄道記念館との距離等を考慮しながら、適地を見つけて会場移設を考えていきたいとの説明であります。

次に、9款1項消防費、常備消防費については、電気料金値上げ等による光熱水費及び新規採用職員3名分の貸与品費を計上するものです。新規採用職員3名は、来年4月から消防学校に入校するため、それに間に合うように活動服、制服一式、並びに防火衣一式そろえるものであります。

質疑の中で、消防職員の充足率が50%という状況の中、新規採用職員3名が第一線で活動するまでには、どれくらいの期間が必要となるかただしましたところ、来年4月から6か月間、基礎的な教育のため消防学校に入校する。その後、消防本部に戻って所属研修を実施しながら、現場での活動や所掌事務の教育を行う。再来年1月には救急隊員の資格を取得するため消防学校の救急科へ入校する。したがって1年間は基礎的な研修期間が必要であり、その後も現場で業務を行いながら教育、訓練を実施していくため、すぐに第一線で同僚職員と同等な活動を行うことは困難であるとの説明であります。

次に、「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の8款1項1目特定健康診査等事業費については、健康診査委託業務25万6,000円を増額補正するものです。平成25年度の特定健診の受診率は75%で試算していますが、受診状況を分析したところ、集団検診分が減、個別検診分が増となっており、総体的には増額となることから、委託料の必要見込み額について補正するものであります。

質疑の中で、本町の1人当たりの医療費について、県内で何番目に高いのかただしましたところ、平成24年度の1人当たりの医療費は42万5,954円となり、鹿児島県の自治体の中では高い方から5番目である。医療費の高いレセプトを抽出して分析しているが、病気が重症化して長期入院となるケースが多いことも大きな要因と思われる。今後も昨年同様、特定健康診査の受診率を高い水準で維持していくことによって、長期的には医療費の抑制に結びつくと考えているとの説明であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

失礼しました。修正をいたします。2ページの課設置条例のところでございますが、今回の改正は現在の33課室から5課室を減らして28課室とするということでございます。23と読んだそうでございますので、28課室とするというものです。失礼しました。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分、「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

平成23年度に策定した「さつま町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度から町営住宅山崎団地の建てかえが実施されており、平成26年2月に木造2階建て1棟5戸が完成することから、団地の位置を「さつま町山崎193番地」から「さつま町山崎196番地1」に、戸数を「9戸」から「5戸」に改正をする内容であります。

質疑の中で、入居見込みについてただしましたところ、5戸のうち4戸は、既存の住宅に入居されている方が優先的に入居されることから、残り1戸について募集を行うとのことであります。

次は、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。3目農業農村振興費に、農業従事者の高齢化、農家戸数の減少など、農業を取り巻く環境が厳しくなる中で、農林業者が一堂に会し、本町の基幹産業である農林業振興への意識高揚を図る趣旨から「農林業振興大会」の開催に要する経費118万5,000円が計上されています。開催日は2月2日を予定しており、大会の内容としては、500人程度の規模で、基調講演、表彰及び交流会等を計画しているとの説明であります。

また、中山間地域等直接支払交付金30万8,000円は、本年度の協定対象面積が約3万3,000平方メートル増えたことに伴う追加分との説明であります。

質疑の中で、この交付金制度は十数年前から始まり、制度内容は既に地域にも浸透しているものと思われるが、この時期に大幅な面積増となった理由についてただしましたところ、当初予算の段階では、前年度の面積で算定を行い計上しており、10月までに各集落協定から当該年度の確定面積を申請してもらうこととしている。対象面積は年々増加の傾向にあるが、これは協定内での話し合い活動が進み、共同活動についての取り組み強化による成果と考えているとのことであります。

次に、8目担い手育成費の中心経営体等施設整備事業補助は、人・農地プランに位置づけられている中心経営体（認定農業者個人）が融資を受けて農業用機械や施設の導入を行う場合の経費に対し助成をするもので、今回、国の追加交付を受け、船木地区の2中心経営体に対する補助金464万5,000円であります。

質疑の中で、認定農業者個人に対しての唯一の補助事業である、この事業の継続見込み等についてただしましたところ、継続はされるものと思われるが、要望件数も多いことから採択は厳し

くなっていくものと考えるので、小規模な農業用機械の購入を希望され、この事業に採択されなかった方などについては、何らかの助成ができないか内部で検討を行っているとのことであります。

次は、6款2項林業費の関係であります。2目林業振興費の有害鳥獣捕獲事業費920万円は、さつま町鳥獣被害防止対策協議会への交付金で、柵野地区に設置するテキサスゲート3カ所分の工事費であります。テキサスゲートとは、門扉ではなく、鹿の足が入る程度の穴がハチの巣状に開いたグレーチングを幹線道路の全幅に長さ4メートルにわたって設置することにより、有害獣の道路からの侵入を防ぐものです。

柵野地区については、9月補正で有害鳥獣の地区内への侵入を防ぐ防護柵の整備費を計上しましたが、地域内の入り口である幹線道路部分に門扉を設置することが困難なことから、何らかの方法を検討した結果、経費面など総合的に判断して、今回の工法による事業費を追加計上したとの説明であります。

同じく林業振興費の森林整備・林業木材産業活性化推進事業費2,686万8,000円の減額は、予定地区において一部同意が得られなかったことから、事業申請取り下げによる減額であるとの説明であります。

質疑の中で、取り下げとなった経緯と今後の対応についてただしましたところ、地元からの要望があり、同意書も提出されたことから事業申請を行っていたが、道路の基本幅員3.5メートルに対し、場所によっては勾配の関係でその幅員が2倍以上になる道路も出てきたため、一部の地権者から理解が得られず、事業を断念することになった。当初、地域の役員の方に取りまとめを行ってもらったため、地権者に誤解を与えてしまったことや担当課における事前の説明不足によるものと考え、深く反省をしている。今後の対応としては、地元において、再度事業に対する要望がある場合は、道路の線形等で変更が可能なところは再検討し、それをもって説明を行い、全ての同意が得られれば、事業申請を行いたいとのことであります。

次は、歳入の関係で、17款1項3目教育費寄附金500万円は、本町の宮之城屋地出身で、生前、盈進小学校で教員として勤務された経験のある、故塩川幸子氏から寄附をされたものであります。塩川氏には相続人がなく、遺言書の中で浄財の一部を盈進小学校の児童のために活用してもらいたいとのことであったことから、学校側とこれの用途について協議を行い、歳出において、校内放送機器設備の更新及び電子黒板、学校図書等を購入する経費として計上したとの説明であります。

質疑の中で、相続人がいないということで、寄附に対するお礼も難しいと思うが、これにかわる対応等を考えているのかただしましたところ、お礼等については、遠慮したいと生前中に言われていたとのことであったため、学校としては、今回、図書を購入することから、学校内に塩川文庫的な形で展示コーナーを設置しお礼にかえたい。また、展示内容等については、今後、学校側と協議を行うが、塩川氏の略歴、写真、説明文等を添えるなど、広く多くの人に認識してもらえような方法を取り、まちの広報紙や学校だより等でも紹介したいとのことであります。

次は、「議案第82号 平成25年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

両会計における今回の補正の主なものは、電気料金の値上げに伴う収益的支出の動力費及び平成24年度の繰り上げ償還に係る企業債の借りかえに伴う資本的支出の元金償還金の増額であります。

質疑の中で、今後の企業債の繰り上げ償還の見込みについてただしましたところ、今回の分については、平成22年度から24年度まで延長された国の臨時特例措置により、両会計における

金利5%以上の企業債4件について、国の許可を得て繰り上げ償還を行ったものであり、これにより全ての繰り上げ償還を終え、約770万円の利子分が軽減されたとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の廃止について」は、総務厚生常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案5件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案5件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第75号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から「議案第79号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案5件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第80号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第81号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第83号 平成25年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第11「議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第11「議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」でございます。

今回の補正は、過年度分における法人町民税の還付金に不足を生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億1,853万8,000円とするものであります。

内容につきましては財政課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○桑園 憲一議員

修正申告による還付金ということですが、差し支えなければ数社あるのか、あるいは1社なのか、できれば企業の名前がわかれば教えていただきたいと思います。

○税務課長（松尾 英行君）

ただいまの御質問でございますが、まことに申しわけございませんが企業名の公表は控えさせていただきますというふうに思います。

今回の場合につきましては、法人町民税の場合につきましては、法人税割と均等割とございまして、今回、均等割部分の額が変更になったということでございます。

これにつきましては、資本金が50億円以上で従業員が50人以上ということの事業者であれば均等割が300万円ということございまして、これが申告誤りによる更正の申し出というものがございまして、従業員が50人以下になったということで、この場合は法人の均等割が41万円ということになるということで259万円を還付するというものでございます。

また、還付金につきましては300万円計上してございますが、今後の支出の見込みをあわせて300万円計上させていただきました。

以上でございます。

それと、この259万円の還付については1社ということで、あとは見込みでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は、これを原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第87号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は、原案可決されました。

△日程第12「所管事務調査報告の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第12「所管事務調査報告の件」を議題とします。
各常任委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

総務厚生常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成25年11月13日から14日までの2日間、佐賀県白石町と熊本県水俣市において調査を実施しました。

まず、白石町のコミュニティタクシーの運行業務について調査したところであります。

佐賀県白石町は、平成17年1月1日に、旧有明町、旧白石町、旧福富町の3町が合併して誕生した、佐賀県の中南部に位置する有明海の広い干拓地と干潟で知られるまちであります。人口は約2万5,000人で面積が99.46平方キロメートル、基幹産業は農業で、特にタマネギは北海道に次いで全国2位の生産量を誇ります。

白石町は、合併前の旧有明町にて町内循環バスの運行を行っていたものの、旧白石町と旧福富町では路線バスが廃止されたことから、町内の交通空白地域が拡大したため、平成17年10月からコミュニティタクシー「いこカー」の運行が開始されました。

現在のコミュニティタクシーの運行形態は、定時定路線運行と区域デマンド運行の2種類であります。区域デマンド運行は完全予約制となっており、事前に予約すると、自宅から指定乗降場までの間を、1乗車300円の定額利用料金で利用できます。また、定時定路線運行は、1乗車200円の定額利用料金で、役場周辺を中心とした2路線で運行されています。白石町の行政区域が本町の約3分の1と狭いため、地理的な環境からも効率的な運行が可能であると思われま

す。収支についても、いずれの方式も一定の運行経費から収入を差し引いた残額を補助するものであります。平成23年度から過疎対策事業債を適用しており、白石町からの補助金支出額は、毎年約1,300万円程度で推移しています。

白石町は、町内の中心地域では鉄道や路線バスが運行されていることから、コミュニティタクシーを運行することによって、町内の周辺部にある交通空白地帯の解消に大きく貢献していると考えられます。

さつま町の場合、事前予約型の乗り合いタクシーとして定時定路線で運行される乗り合いタクシーが8路線で運行されており、指定された停留所間を利用することができます。また、コミュニティバスについても、乗り合いタクシー同様、定時定路線の4路線での運行となっています。

本町と白石町では地理的条件に大きな差異がありますが、地域公共交通が町民にとって本当に利用しやすいものとなるような運用方法について、さらに検討する余地があるのではないかと考えます。

次に、熊本県水俣市ではごみ減量化の取り組みについて調査したところであります。今回の調査には、執行部から環境課長と環境係長にも同行していただきました。

水俣市は、熊本県の最南部に位置する市で、人口は約2万7,000人、面積は162.89平方キロメートルであります。西は不知火海に面して天草の島々を望み、海の幸、山の幸に恵まれた風光明媚な土地であります。また、重く長い公害の歴史を経験し、現在では環境都市づくりを推進しています。過去の公害の経験から市民が総参加して、「みなまたエコタウン事業」の推進が図られております。特に、一般廃棄物の処理については、行政が自治会の協力のもとに、ごみの種類ごとに徹底した分別作業を行い、ごみの減量化に努めています。

ごみの処分費については、各家庭無料ですが、それぞれの地区単位で住民が分別作業に参加し

ており、年間の総額約1,600万円を市内26区の自治会にリサイクル助成金として交付しています。この助成金を交付することで、市民の関心を喚起する一つの要因となっていると思われます。

また、平成24年度のリサイクル率については、さつま町が約12%であるのに対して、水俣市は約40%と非常に高い割合であります。これは、水俣市が分別を徹底することで、売却できる一般廃棄物を可能な限り業者に売却した成果であります。また、平成13年度には可燃ごみが8,190トンあったものが、平成15年度には可燃ごみ5,231トン、生ごみ1,527トン、合計6,758トンとなり、2年間で約1,500トンの減量を達成することができました。これは、市民が各家庭において徹底した生ごみの水切りを実践してもらったことが大きな要因であるとのことです。

ごみの減量化への取り組みは、本町と大きな違いはないように思われましたが、水俣市民のごみ問題に関する意識が非常に高いことを痛感しました。現在でも頻繁に市民向けの出前講座を開催し、学校教育の中では環境教育に積極的に取り込まれ、小中学生の頃からごみ問題に関する細かい指導がなされているとのことであります。本町においても、水俣市の事例を参考にしながら、行政と住民が一体となり、ごみの減量化に取り組める体制を整備することが必要であると感じられました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも生かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括して、調査の報告いたします。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成25年11月6日から7日にかけて、宮崎県都城市及び大分県九重町において調査を実施いたしました。

まず、宮崎県都城市では、6次産業の現状と取り組みについて調査いたしました。

都城市は、宮崎県の南西部に位置し、市街地は三方を山に囲まれた都城盆地の中央部にあり、南西部は鹿児島県に隣接しており、面積は653.8平方キロメートルで、人口が約16万8,000人の市であります。

市の農業産出額は約700億円で、その約8割を肉用牛、豚、ブロイラー等の畜産部門が占めています。また、お茶やゴボウ、ラッキョウなどの土もの野菜、それからイチゴ、トマトなどの施設野菜、焼酎用カンショ、冷凍用ハウレンソウなど加工野菜の栽培も盛んでありますが、農家戸数及び農業従事者数は、年々減少の傾向にあります。

そのような中、平成24年11月に初当選をされた池田宜久市長が選挙公約の中で、市の基幹産業である農林畜産業の振興と6次産業の推進を掲げられていたことから、市長の指示により、本年1月に農政課を中心とした関係7課による6次産業化推進プロジェクトチームが設置され、

平成26年3月末を計画目標とした次の事項について検討がなされています。

- 1、6次産業化に向けた現状分析、課題の抽出に関すること。
- 2、課題の解決策に関すること。
- 3、6次産業化推進の取り組みに向けた関係機関との連携に関すること。
- 4、6次産業化推進構想の策定に関すること。
- 5、6次産業化推進のシンポジウムに関すること。

そして、これらを具体的に検討する過程において、本年4月1日には、部に準ずる組織として、局長以下4人の専任体制による「六次産業化推進事務局」が設置され、「6次産業化推進計画」の策定や「6次産業化推進シンポジウム」の開催がなされています。

また、7月には地域一体となった推進組織体制の必要性から、市長、宮崎県北諸県農林振興局長、市農協組合長ほか商工業など関係団体12名による「都城六次産業化推進協議会」が設置されました。

市の6次産業化の根底は、農林漁業者を軸とし、商工業者との連携強化を図りながら、地域一丸となった取り組みを推進することによる全体的な底上げを目的としながらも、6次産業化に伴うリスク等も理解し、興味を持ったやる気のある方を支援するという考え方です。

平成23年に施行された六次産業化法に基づく国の総合化事業計画の認定制度により、ソフト事業、ハード事業を含め、認定農林漁業者に対する国、県の支援が充実したことから、市ではこれまでに法人11社、個人3名の方がこの認定を受けて6次産業化の推進に取り組んでおられます。

都城市における今後の6次産業化に対する具体的な支援策等については、関係者に対する一斉アンケートは年度内に実施する予定とのことでありますが、抽出アンケートをする中で、現状や資金調達、人材、販路に関する事など課題等も見えてきたので、これらの課題解決のためのニーズに対応した支援制度を創設し、26年度以降の予算に反映していきたいとのことであります。

次に、大分県九重町では、耕作放棄地の現状と解消対策について調査いたしました。

九重町は、大分県の南西部、阿蘇くじゅう国立公園の一角、九州の屋根くじゅう連山の北側に位置し、東は由布市、北西は玖珠町、南西は熊本県阿蘇郡に隣接しており、面積は271.41平方キロメートルで、人口が約1万人の町であります。

町の基幹産業は農林業と観光で、農業は水稻を中心に地域ブランド品としてトマト、梨、肉用牛、シイタケなど、戦略品目として白ネギ、ブルーベリーなどが栽培されていますが、我がまちと同様、従事者の高齢化と後継者不足が課題となっています。

一方、観光面では四季を通じた雄大な自然景観と豊富な温泉群に恵まれ、町内各所に点在する個性的な温泉郷は総称して「九重“夢”温泉郷」と呼ばれ、町への年間入り込み客数は500万人前後で推移しています。また、平成18年には人道専用つり橋として、日本一の規模を誇る「九重“夢”大吊橋」が完成し、来場者は既に800万人を超えています。しかしながら、依然として宿泊客は周辺の全国ネームの観光地に流れる傾向があり、滞在型の観光地づくりが課題となっています。

九重町の耕地面積は2,080ヘクタールでこのうち耕作放棄地面積は23ヘクタールとなっており、このような中、農業委員会では九重町らしい活動が何かできないか検討がなされ、平成20年度には遊休農地解消に向けた耕作放棄地現状調査等の取り組みが始まりました。

現地調査を実施する中で、遊休農地、耕作放棄地は中山間地に点在しており、その多くはイノシシ等の鳥獣被害を受ける場所であることが判明し、この結果を踏まえ、単に耕作再開等を農家

に依頼するのではなく、農業委員会自らが具体的に有効な解消策を提案しなければ、農家の理解は得がたいとの意見が各委員から出され、協議を重ねた結果、耕作放棄地の解消策として、農業委員会独自でトウガラシの栽培に取り組むことになりました。

平成20年度から21年度にかけて先進地等の研修を実施した結果、トウガラシ栽培のメリットは、生産コストが比較的安い、一定の収益が見込める、栽培が容易で高齢者にも取り組みやすい、さらに一番のメリットは、鳥獣被害を受けにくいというものでした。そして、平成22年度に農業委員会内にトウガラシ部会を設置し、翌年度から3年間にわたり、作付面積を拡大しながら農業委員会と賛同農家による実証栽培を行った結果、九重町でも十分に栽培が可能であることや、反当収益も30から40万円を見込めることが確認されたことから、今後の新たな作物として期待されています。しかしながら、今後の課題もあり、販売量、価格等の安定化問題や耕作放棄地解消の有効な対策であることの立証がまだできていないため、さらに関係課等との連携を図りながら、農家への周知と推進を図っていく必要があると考えているとのことであります。

最後に、今回の調査を通して感じたことは、都城市では6次産業化の推進に向けた新たな部署が設置され、具体的な施策の展開についてはこれからであります。6次産業化に向けての実態調査、情報収集、分析、対策等については、今後、本町としても参考にすべき点があるものと思われれます。6次産業化は経営改善の一つの手段であり、メリットがある一方で、リスクも伴う事業であることを認識し、T P Pの課題等も含め、本町の今後における農林業者の所得向上と振興を図る上から、極めて重要な施策であると思われるので、積極的な取り組みを進める必要があると考えます。

また、九重町の耕作放棄地解消対策では、女性4名の委員を含む20名の農業委員がまちの耕作放棄地の現状を憂い、数年をかけてその解消に向けた対策に自ら取り組みをされたことに深い感銘を受けました。トウガラシの栽培は一つの例であり、環境条件等は若干異なりますが、耕作放棄地が拡大しつつある本町にとっても何らかの参考になるものと考えます。

現在、本町でも有害鳥獣対策には積極的な取り組みがなされており、このことは耕作放棄地の解消とも密接な関係にあるものと考えます。7月に設置された農林業振興プロデューサーを中心に関係課・機関の連携を図り、遊休農地と耕作放棄地の解消に向けたあらゆる対策を展開する必要があると考えます。

以上、調査の概要を申し上げ報告といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第13「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第14「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第14「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成25年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 米 丸 文 武

さつま町議会議員 新 改 秀 作